

第25回
全国シェルター
シンポジウム
2022 in 釧路

報告集



「DVと子ども」

～別居・離婚後の
子どもの安全と福祉～



開催日 2022年9月28(水)・29日(木)
会場 釧路市生涯学習センター まなぼっと
(釧路市幣舞町 4-28)



主催：NPO 法人 全国女性シェルターネット（代表理事 北仲千里）

実行委員会：第25回 全国シェルターシンポジウム 2022 in 釧路 実行委員会（実行委員長 平間 育子）

第25回 全国シェルターシンポジウム 2022 in 釧路 報告集

目次

大会日程(1日目)	3
オープンセレモニー	4
開会セレモニー	5
基調講演	10
全体シンポジウム	17
交流会	36
大会日程(2日目)	37
分科会1 「別居・離婚後の親子とDV」	38
分科会2 議員フォーラム「DVから被害者を守る対策の推進を」	65
分科会3 「若い世代をとりまくデジタル性暴力」	78
シェルターワールドカフェ	102
大会アピール	103
資料 令和四年法律第五十二号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	104
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 ...	109
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	115



大会日程

タイムテーブル／1日目

9/28 水曜日 [会場：まなぼっと・大ホール]

12:00 受付開始

13:00～13:45 開会

モシリ舞踏

14:00～14:30 開会セレモニー 来賓あいさつ

14:30～15:15 【講演】 (録画上映)

「DV にさらされる子どもたち」

●ランディ・バンクロフトさん

15:15～17:00 【シンポジウム】

「別居・離婚後の親子とDV」

司会：北仲 千里 (全国女性シェルターネット)

▶15:15～15:45

「法制審が共同親権について知るべきこと

——誰が何のために求めているのか？」

●木村 草太さん (東京都立大学 教授)

▶16:15～16:20

「共同親権は子どもの安心安全を守れるのか

——2,524人のひとり親アンケート調査からみえる現状」

●赤石 千衣子さん (しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長)

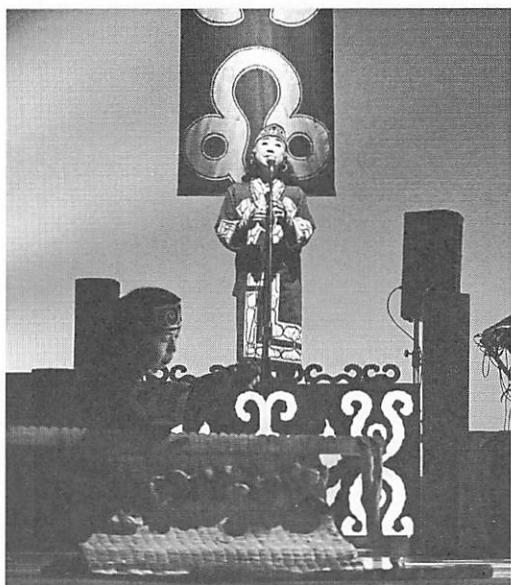
▶16:20～17:00 ディスカッション

18:00～19:30 交流会 会場：釧路センチュリーキャッスルホテル

(釧路市大川町2-5)



オープンセレモニー ～モシリ舞踏より



開会セレモニー

※開会セレモニー、基調講演、シンポジウム、議員フォーラムの記録については、録音した音声をもとに一部再構成しております。

第25回 全国シェルターシンポジウム 2022 in 釧路

実行委員長 平間 育子

皆さまこんにちは。

北海道の東玄関口釧路によろこびにいたしました。

私は駆け込みシェルター釧路の平間と申します。このシンポジウムは、当会とともに、全道に8か所ございます北海道シェルターネットワークの仲間が釧路に結集しての運営でございます。

お会いしての交流ができる今回のシンポジウム、コロナをかき分けて、釧路においでいただきまして、心から熱く御礼申し上げます。

幕開けに、北海道のイメージと、日ごろ奮闘していらっしゃる皆様方にしばしつろいでいただきたい、そういう思いで、舞踏団モシリの美しい歌声を用意いたしました。いかがでしたでしょうか。

シンポジウムでは、メインテーマに「DV と子ども」、議員フォーラムでは、「DV 防止法の第五次改正」、この春成立いたしました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について論議いたします。

本格的な女性への福祉政策が動き出そうとしています。共同親権問題を含めてこの二日間、活発な論議が尽くされることを期待しております。

当会といたしましては、皆さんの思いでもあると思うんですが、今回強く、あらためて思いを新たにすることがございます。私たちとしては、女性と子どもへの暴力の根絶という願いを込めて活動しております。それは社会の平和、世界の平和に通じることとしてこの活動を続けております。

しかしおわかりのように、世界では今、あまりにも多くの暴力が行われております。今回、このシンポジウムを準備するにあたり、やはり、私たちの身近な暴力、DV、その根絶を通じてあらゆる暴力の根絶につながるよう、なお一層頑張ろうという思いを新たにいたしました。

ここは釧路ですが、隣に釧路町昆布森という地名がございます。この地名に表れているように、釧路の前浜では昆布がよくとれます。とくに若いときにとる昆布を「さおまえ」というのですが、それを皆様に釧路のお土産としてご用意させていただきました。昆布は「よろこんぶ」と言います。昆布を食べると長生きするとも言います。昆布を食べて長生きをして、健やかに、幸多いことを願い、ご用意いたしました。どうぞご賞味ください。

今日も元気で、明日の希望がわいてくるように、というシンポジウムになるように願いを込めています。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。



全国女性シェルターネット

代表理事 北仲 千里

皆さま、やっと会えましたね。何年振りかで。本当に良かったです。ありがとうございます。

コロナのおかげで、オンラインで出会うということにも私た



ちだいが慣れましたけど、でも、ウェビナーだとどうしても一方通行になって、皆さまの現場の話を出し合って交流するということができませんでした。ですから、今回はちょっと無理に頑張ったということもあるんですけど、なかなか釧路までこられなかった人も多かったかもしれませんが、まずは会うことが再びできて本当によかったと思います。

これだけ、全国にDV被害者支援、性暴力被害者支援をしている人がいるということ、そして人と人とが会えるということに、本当に心を動かされる。被害者支援の土台を支えている私たちが会えるということこそが、感動すべきことだと思うんですね。

この間、コロナで何年間か会えなかった間も、いろんな世の中の変化がありました。戦争が起きてしまって、本当に胸がつぶれる思いですけども、コロナでDVや性暴力が深刻になったんじゃないかといろんな人たちから関心を寄せていただくことにもなりました。

先ほども国のほうからいくつかご挨拶にあったように、新しい法律ができましたし、法改正の動きもあります。この二日間、ぜひ、そのことの情報交換やディスカッションをしていきたいと思います。では、二日間よろしくをお願いします。ありがとうございました。

ご来賓の方々からの祝辞

北海道知事 鈴木 直道

[代読 釧路総合振興局暮らし子育て担当部長 杉山誠一 様]

皆さまこんにちは。釧路総合振興局暮らし子育て担当部長の杉山と申します。

今日は知事が議会中で釧路まで来られないということで、私がお挨拶させていただくことになりました。

「第25回全国シェルターシンポジウム in 釧路」の開会にあたりましてごあいさつ申し上げます。対面の開催は4年ぶりとなっております。全国各地からこの釧路にお越しいただきまして感謝申し上げる次第です。皆様を心から歓迎申し上げるとともに、全国女性シェルターネットの北仲代表をはじめ、本日の開催にご尽力いただいたすべての皆様に深く敬意を表する次第でございます。

さて、新型コロナウイルスの蔓延がいまだ終息を見ない中、日常生活や雇用など、私たちの暮らしへの影響が長期にわたっておりますが、特に女性に関しては、DV被害や貧困問題など、ともすればこれまで見過ごされてきた様々な問題がより一層顕在化しているような現状となっております。

DV被害者支援に携わっておられる皆様におかれましては、日ごろから様々なお立場から、当事者に寄り添ったきめ細かな支援にご尽力いただいておりますことに心から感謝を申し上げたいと思います。

10年以上も前になりますが、私も、ほかの地域でDVを所管する係長をやっていたことがありまして、当時、シェルターの皆さんが昼夜を問わず、自分の身を危険にさらしながらも一生懸命被害者の支援をしている姿を目の当たりにしまして、今もその時の光景が脳裏に焼き付いています。

道におきましては、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指して配偶者暴力相談支援センターの設置を含め、様々な施策を推進しておりますが、今後とも、皆様と手を携えながら安心して暮らせる社会の実現を目指して取り組みを進めてまいりたいと思いますので、引き続きお力添えをいただければ幸いです。

本日はシンポジウムと交流会、明日は、分科会とカフェスタイルの情報交換会が開催されると伺っております。ご参加の皆様におかれましては、日ごろの活動の課題やこれまでの研究の成果等を情報交換されるとともに、ネットワークを一層充実させるなど、実りある2日間とされるようにお祈りするとともに、今後も力のある活動の展開につなげていくことを期待申し上げますところでございます。

結びになりますが、本シンポジウムのご成功、そして、お集りの皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りいたしまして私のあいさつに代えさせていただきます。本日はご盛会、誠にありがとうございます。

釧路市長 蝦名 大也 様

皆さまこんにちは。釧路市長の蝦名でございます。

第25回シェルターシンポジウム、北海道では5回目でございますけれど、ここ釧路で初めて開催されるところであります。改めてご参加の皆さま、オンラインでのご参加の方々、本当にありがとうございます。平間実行委員長のもといろいろ準備されて、今日、明日、2日間のシンポジウムでございます。ぜひ実りある時間を作っていただければという思いでいっぱいでございます。こういった中で、まさに社会づくりと言ったらいいいんでしょうか、あるべき社会、あるべき人の暮らし、こういったものを考えることが重要になってきます。

北海道の経済圏域は6つに分かれています。日本全体の面積の5分の1の面積があります。釧路と根室が一つの圏域になっておりまして、釧路市があって、根室市があって、市町村があって、13の自治体がございます。この13の自治体が駆け込みシェルター釧路をバックアップしながら施策を展開しているところでございまして、まさに地域の中にこういった仕組みが存在していることを大変大事なことで考えています。

パンフレットにある北仲代表のご挨拶を読みながら、あらためて、ドメスティックバイオレンスの定義を、幅広くいろんな場面で広めていくことが必要だろうと考えています。どうしても身体的な暴力に目がいきがちですが、そうじゃない、内部的なメンタルのところをもっと重視するということだと思えます。身体的な暴力を軽視するというわけではなく、心の傷、心の中に刻まれたことは、絶対に消えることがない。そういったことを踏まえて、やっちゃいけない、と進めていく、これが何よりも重要なことだと思えます。

行政の立場としても、皆様の取り組み、皆様の思いを一つ一つ発信していきながら、暴力のない社会づくりに頑張っていきたいと考えているところであります。そのためにも、今日明日の2日間、実りある時間を過ごしながら様々な気づきというものを一人一人に、社会に、届けるようなシンポジウムになりますことを心から期待しているところであります。ここ釧路ですばらしい機会をいただきました。心から感謝と御礼を申し上げ、そして、ご準備いただいた代表はじめ皆様にお礼を申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課長 田中 宏和 様

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の田中です。「全国シェルターシンポジウム2022」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ご参加の皆様におかれましては、平素より、配偶者暴力等の被害者支援に取り組まれていることに敬意を表し、また、本会で25回目を迎えられる本シンポジウムのご準備を進めてこられた方々をはじめ、すべての関係者のご尽力に感謝申し上げます。

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、女性が尊厳と誇りを持って生きていける社会を実現することは、男女共同参画社会の大前提となるものです。

全国の配偶者暴力相談センターやDV相談＋（プラス）に寄せられた相談件数は、前年度と比べ、約1.5倍となった令和2年度と同水準で推移しています。大変厳しい状況が続いていると認識しております。

また、相談内容では、精神的暴力や経済的暴力など、身体的暴力以外の暴力が多い状況にあり、大変深刻に受け止めております。

こうした状況に対応するため、内閣府では、24時間の電話相談対応やSNS対応の相談窓口であるDV相談＋を継続し、最寄りのDV相談センターにつながる全国统一番号DV相談ナビ8008の周知に努めています。

内閣府では、配偶者からの暴力の防止、被害者の支援に係る施策を政府一体となって取り組むことを目的に、男女共同参画大臣を筆頭にしたDV対策の抜本強化局長級会議を立ち上げました。この会議では、シェルターの皆様へのアンケート調査の結果をもとに、生活、就業、住宅、など、DV被害者の方が生活再建を進めるうえでの見直しを進めてまいります。

また、第五次のDV防止法の改正を早期に進めるため、しっかりと取り組んでまいります。これらの施策を進めるうえでも、本日のシンポジウムにご参加の皆様のご理解、ご協力を賜ってまいりたい。引き続きのご協力をお願い致します。

最後になりますが、今回のシンポジウムが実り多きものになりますよう、祈念いたしますとともに、皆様の一層のご活躍をお祈りいたしまして、私の挨拶といたします。

厚生労働省子ども家庭局 自立支援室長 斎藤 晴美 様

只今ご紹介いただきました斎藤でございます。

「第25回全国シェルターシンポジウム in 釧路」が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

初めに全国各地から参加されていらっしゃる皆様方をはじめ、このシンポジウムを主宰されているNPO法人全国女性シェルターネットのみなさま方におきましては、DV被害をはじめ、さまざまな女性への被害に取り組んでいただき、改めて深く敬意を表するとともに、心から感謝いたします。

さて、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたところでございます。本法律は、近年、女性が抱える問題が多様化、複雑化し、婦人保護事業として行われている支援の実態と乖離が生じていること、売春防止法を根拠とする従来の仕組みから脱却し、さらなる女性支援の枠組みを構築することが求められていることから、議員立法として国会に提出されたもので、令和6年4月1日に施行されるものとなります。

新法では、従来の婦人相談所に代わる女性相談支援センター、婦人相談員に代わる女性相談支援員、婦人保護施設に代わる女性自立支援施設、に加え、都道府県と民間支援団体による協働の支援が盛り込まれました。厚生労働省においては、令和6年4月の施行に向けて、基本方針の策定に着手するとともに、自治体と民間支援団体が連携するためのシステム構築等、困難な問題を抱える女性への支援に関する費用を、令和5年概算要求に盛り込んでいるところでございます。

厚生労働省といたしましては、今後も、困難な問題を抱える女性への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

皆様方に置かれましても、困難な問題を抱える女性が、適切な支援を受け、安心して自立できるよう、今後ともご支援をいただけますよう、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、シンポジウムの成功と、参加の皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍をお祈りして私のご挨拶とさせていただきます。

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長 安里 賀奈子 様

みなさま、オンラインで失礼いたします。

只今ご紹介いただきました、文部科学省で男女共同参画安全学習係長をしております安里と申します。

「第25回全国シェルターシンポジウム in 釧路」が、多くの方々の参加を得て開催されることを心からお祝い申し上げます。本シンポジウムの開催にご尽力された実行委員会の皆さまをはじめ、日頃から、DV・性暴力の被害防止、それから、被害にあわれた方の支援活動等を全国各地で行われていらっしゃる皆様に深く敬意を表したいと思います。

文部科学省では、第五次男女共同参画基本計画等を踏まえまして、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり、社会環境の整備等に取り組んでおります。とくに性暴力、性犯罪、これは被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、子どもたちを性暴力の当事者にし

ないための教育、この取り組みを強化する必要があると思っています。このため、文部科学省では、命を大切に
して、子どもを被害者・加害者・傍観者のいずれにもしないための、命の安全教育というものを展開しておりま
す。教材及び指導の手引き等を作成交付し、周知等を行うとともに、こうした教材を活用したモデル授業を実施
しておりまして、これからも全国の学校で命の安全教育が実施されるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、性暴力、性被害の背景にある性差別意識の解消、こちらも重要であると思っております。文部科学省
では実際に小中学生を対象にした授業や保護者への説明において、小中学生を対象に、男女の尊厳や、自分を大
事にしていくことの理解、それから、性別役割意識の解消、この理解を深める教材や指導の手引きなどを作成し
て公表しております。

今後とも、若年層を含む性暴力根絶に向けて、学校教育や社会教育の観点から運用を進め、男女共同参画社会
の実現に向けて努力してまいります。

最後になりましたが、シンポジウムの成功と、皆様のご健勝を心より祈念して私の挨拶とさせていただきます。

外務省領事局ハーグ条約室長 谷崎 博保 様

外務省領事局ハーグ条約室の谷崎と申します。

本日は「第25回全国シェルターシンポジウム2022 in 釧路」の開催をお祝い申し上げますと共に、挨拶の機
会をいただきまして厚く御礼申し上げます。また、本日の開催にご尽力された実行委員会の皆さま、NPO法人
全国女性シェルターネットの皆様には深く敬意を表します。

外務省では、海外で生活している日本人の方々がDV被害にあわれた場合に、日本語で相談できるように体制
を整えてきております。現在、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、そしてドイツにあるDV被害者
支援団体、合計12団体と連携して、現地に日本語相談員を配置する支援を行っています。言葉や文化が違う外
国でDV被害にあうことは、当事者にとっては国内で被害にあう以上に非常に厳しい状況かとお察しいたします。
以上の地域から皆様方にご相談があった場合、こちらの支援をご紹介いただければと思います。支援団体の連絡
先等については、外務省ホームページのハーグ条約のハッシュタグに掲載しております。

私ども、外務省ハーグ条約室では、国境を超えた子どもの不法な連れ去り等をめぐる問題に対応するため、当
事者の方々に支援を行っています。DV被害を受けた方が、子の連れ去り問題の当事者になられることもあり
ます。ハーグ条約では、一方の親の同意なく、国外に移動した子どもは、元いた国に返すという原則になってい
ます。お子さんを連れて、国外に移動しようとしていらっしゃる方がいれば、お子さん、ご自身の安全確保はも
ちろんであります。それに加えて、ハーグ条約についてもよくご理解をいただきたいと考えております。

DVを理由に、子どもを海外から日本に連れて行こう、ないしは、海外に日本から子どもを連れて出ようとい
うようなことを迷われている方がいらっしゃったら、ハーグ条約室にはDV被害者対応の専門家もおりますの
で、遠慮なく当室にご連絡いただくようお願いいただければ幸いです。

さらに、国境を越えた親子の面会交流を支援するため、外務省ハーグ条約室では、面会交流支援機関の利用に
ついてもお手伝いしています。

DV被害を受けた方々は、過去に暴力をふるった親との面会交流には不安を感じることもあろうかとお察しし
ます。こうした不安を少しでも取り除き、安全な環境で、親子間の面会交流ができるよう、支援機関立会いの下
での面会交流を4回まで無料で実施できるように当室でお手伝いをしております。

これらの支援は、ハーグ条約に関するものに限られますけれども、被害当事者の方が相談に来られましたら、
こうした支援があることもお伝えいただければと思います。

皆様のごこれまでのご支援に心から御礼申し上げますとともに、引き続き、日本におけるハーグ条約の実施につ
いてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、全国から参加されている支援団体の皆さま、全国女性シェルターネットの皆様のますますのご健勝と
ご活躍をお祈り申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

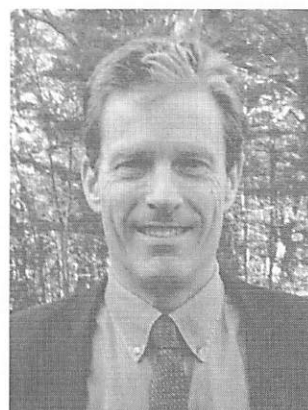
DV にさらされる子どもたち

講師：

ランディ・バンククロフト さん

虐待をする男性とその家族への介入を専門として30年以上にわたって主にアメリカで活動。著書に、DVに関する世界的ベストセラー『なぜ彼はそんなことをするのか Why Does He Do That?』（邦題『DV・虐待被害者の実体を知る』）、専門書としての受賞作『DVにさらされる子どもたち The Batterer as Parent』など7冊がある。

米国初の加害者向けカウンセリング・プログラム「エマージ」の元トレーニング・ディレクターであり、カウンセラーおよび臨床スーパーバイザーとして2000件以上のケースに携わる。また、親権評定（custody evaluator）、児童虐待調査官、専門家証人として幅広く活躍している。新刊で初の小説である『In Custody（親権において/拘束されて）』。家庭裁判所制度の腐敗を描いた「A Carrie Green Mystery」を執筆。



■翻訳：竹口和子さん

■コーディネイト：中島幸子さん—— Lundy Bancroft さんへのインタビュー

質問1. DVにさらされる子どもへの影響について

私たちは、離婚や子どもの監護権・親権に関する裁判制度が大きく変化している時期を迎えています。しかしこのような変化が、暴力にさらされて育った子どもたちにどのような影響を与えるかについては、十分な注意が払われていません。両親からだけでなく、どちらか一方から直接暴力を受けて育った子どもや、母親が男性に暴力を受けているのを目撃して育った子どものことでもあります。

こうしたことは残念ながら、多く起きていることですし、母親への虐待や子どもへの虐待は、離婚の原因の上に挙げられています。離婚の合意ができず、別れてから何年経っても緊張が続き、解決が非常に困難なケースに、こういった問題は多くみられます。

世界中で政策立案されている離婚後の共同養育を促進する取り組みは、おおむね望むような効果を上げていません。それが実際に子どもに与える影響は、共同養育の試みが行われる以前よりもはるかに深刻です。

暴力を目撃した子どもたちや、自分自身が虐待を受けている子どもたち、そして本当に意味のある計画とはどのようなものかについて、お話します。両親のどちらかがもう一方を虐待している家庭内暴力に焦点を当てようと思います。実際、男性が女性に暴力を振るっている場合がほとんどです。子どもへの虐待についてもお話しますが、主に母親も被害にあっている場合について話します。

政策立案者がまず考えなければならないのは、母親が暴力を受けている家庭で子どもが育つと、どのような影響があるのか、ということです。

過去20～25年間に多くの研究が行われ、子ども自身が親からの虐待にあっていなくても、父親や男性が母親に暴力を振るっている状況で暮らすことは、強烈なストレスになるということがわかっています。母親が精神的に打ちのめされ、時には身体的暴力に襲われ、脅かされるのを見聞きする状況で育つことや、そういった雰囲気の中で育つことは、子どもにとっては非常に苦痛なことです。

男性が母親に暴力を振るっている環境で育った子どもは、自分自身がされているのと同じような影響を長期にわたって受けることが、研究で明らかになっています。うつ病の発症率が高いことや、自傷行為、引きこもりの

割合も高くなり、社会で健全な仲間関係が築けなくなったりすることが知られています。また、学習の問題を抱えたり、問題行動を取ったり、薬物やアルコールに依存する可能性も高いという研究結果も出ています。10代で家出をしたり、さまざまな種類の不登校や非行、犯罪に巻き込まれる割合も高いことが示されています。

さらに、他の同年齢の子どもたちより発達が遅れがちであったり、情緒的発達や認知的発達も本来あるべき段階から遅れる可能性があり、仲間の暴力に巻き込まれたりします。暴力の加害者としても、被害者としても、多くの暴力に巻き込まれます。つまり、仲間をいじめるだけでなく、逆にいじめられる可能性も高いのです。

また、母親が暴力を受けている家庭で育った男性は、10代から女性に対する身体的暴力や性的暴力をふるう可能性が非常に高いですし、男子も女子も、母親に対して暴力をふるう子はとても多いです。母親への虐待を見て育ってしまったからです。父親が母親に対して残酷なことをするのを見るのは、子どもにとってとても辛いことでストレスになります。

身体的暴力は1年に1回か2回か3回、時にはそれ以下しか起こらないかもしれませんが。母親が暴行を受けるのを目撃することは、子どもにとって恐ろしいことです。しかし、身体的暴力を目撃する子どもより多いのは、母親が言葉で引き裂かれる場面や、母親が屈辱を受けるのを見る子どもたちの数です。多くの子どもたちは、年に1回や2回ではなく、毎週、毎週、こういった場面を見ているのです。

父親が母親に「馬鹿だ、無能だ、何もわかっていない」と言う場面や、せっかく作った食事を台無しにされ、会いたい人に会うのを禁じられるのを見るのです。ですから子どもたちは、母親が精神的な苦痛を強いられているのを見て苦しみますし、極めて理不尽な状況による影響も受けます。大事な人が暴力を受けているのを見るのは、子どもにとって非常に辛いことです。

ペットが虐待されているのはもちろん見たくもないでしょうが、自分の母親が虐待されるのは、彼らにとってはもっと辛いことなのです。ですから、母親に対する不公平な扱いや残酷さに対して痛感し、大きな傷を抱えることとなります。

その一方で、男がふるう暴力の責任が母親にあるのかもしれない、と悩みます。なぜなら、暴力をふるう男性は日常的に「自分には責任がない」と主張するからです。悪態や脅し、厳しい意地悪、批判、暴力は、すべて自分以外の他の家族に原因があると言い張ります。(この点については著書で説明しています)

言い換えれば、「お前のせいでこうなった、どうしようもない」という心理です。「俺のせいでは無い、お前のせいだ」と、彼が意図的に作り出す雰囲気により、子どもはひどく混乱します。結果的に、彼の言うことが幾分か正しいと信じるようになるのです。つまり、父親の暴力の原因は母親でもあるし、自分(子ども)でもあるという解釈です。暴力を目撃し続けることによって、子どもへの影響が深まるだけでなく、子どもの生活にあらゆる問題を引き起こします。子どもは倫理や道徳において非常に混乱し、次第に自分の行動の責任は自分にはないと思い始めるからです。そして、男性の行動を特に女性のせいにする文化全体を学んでしまいます。

親権や面会について検討されるときには、こういう力学は完全に見落とされがちです。DV加害者と子どもの、別居後の接触について議論される際には、子どもたちが身体的虐待を受けたときに経験したであろう恐怖、苦痛、悪夢などといったトラウマを、どう克服しているのかということだけに注目する傾向があります。このような課題ももちろん重視しなくてはなりませんが、考慮しなければならないことは他にもあります。

別離後に、暴力をふるう父親と子どもと一緒に長時間過ごすこととなるプログラムに子どもを入れてしまうことによって、「父親は責任感があって礼儀正しい良い親だ」というメッセージを子どもに送り込むこととなってしまいます。そうすると、子どもたちは、父親の言うことは恐らく正しい、父親がしたことは自分のせいだと思う傾向が強まりますし、母親への暴力の責任は母親にある、と思うようになります。

虐待を受けた子どもがその父親と別居後に接触することで、母親と子どもの関係に長期的で深刻な弊害がおきます。政策立案者の間では、父親の関与を強めるか、両親の関与を強めるかといった点だけに焦点を当ててしまうという失策があります。

政策案を検討する際には、まずDV加害者は、子どもと母親の関係を壊すことを目的としている人たちである、ということを理解しなくてはなりません。そして、加害者は実際に母子の関係性を引き裂くことに成功しています。

なぜ加害者である父親が母親にダメージを与える力を持っているのかを説明するには、もっと時間が必要ですが、彼がダメージを与えたいという欲求を持っている理由は、彼が虐待者である、という点につきまします。虐待者は非常に復讐志向が強いからです。

他の理由として、子どもはすでに大きなトラウマの影響を受けている状態であること、DVの場合は両親の間

にある大きな力の不均衡がもたらす影響、そして子どもたちはすでに父親に洗脳されている、といったこともあげられます。つまり、さまざまな要因があるのです。

DV の場合、別居後一番配慮しなくてはならない点は、子どもたちと母親との心理的・感情的な関係を守ることと、兄弟間の関係を保護することです。虐待者は兄弟姉妹の間にも大きな溝を作るからです。しかし残念ながら、政策立案者がこの問題に取り組んでいるのを目にすることはほとんどありません。

家庭内暴力による子どもへの影響を理解し、別居した親との関係性について、子どもが何を望むのかを理解しなくてはなりません。ここで言う別居した親というのは、DV の加害者であり、何年にもわたって母親の心を打ち砕いてきた凶暴な容疑者です。私はこの課題を懸念していることを強調し続けます。身体的暴力も性暴力も非常に深刻な懸念事項です。しかし、そのどちらよりも影響が大きいのは、加害者である親が、母親を長年にわたって精神的に苦しめてきたことによるものであり、それが母親と子どもの両方、そして子どもの発達に与える影響です。

質問2. 子どもの虐待や、虐待的な家族全体に対するアセスメントについて

どのような理解や観点、尺度や方法を導入してアセスメントをしていくべきでしょうか。

例えば、家庭内や子どもへの暴力の履歴がある場合、まずは本当に DV なのかを確認します。DV の場合、どの程度深刻なケースなのか。また、子どもたちが監督なしで DV 加害者と長時間過ごしても大丈夫かどうか、などについて判断しなくてはなりません。

従って、どのような規範や方針であれ、どのような DV のアセスメントが行われるかが明確になっていないとはなりません。現在、世界中で DV に関する神話や誤解に基づいた評価が行われていて、児童虐待や女性への DV においては時代遅れの不適切な心理学理論が用いられていたりします。

その結果、重大な事件かどうかを判断する際に、全く根拠のない考えに基づいて決定が下されてしまうことが多々あります。DV の深刻さは、男性から女性に対する身体的暴力の深刻さによって決められがちです。確かに一つの重要な要素ですが、DV 加害者の父親と長期に渡って関係性を持たなくてはいけない子どもが深刻な心理的被害を受ける可能性を判断する上で、重要な要素の一つに過ぎないのです。

私の『DV にさらされる子どもたち』という本は日本語でも出版されていますが、第7章で、加害者が虐待を受けた子どもと長期的に関係性を持つべきかを判断する評価プロセスについて、詳細に説明しています。虐待の加害者に監視下での子どもとの接触を認める前に、アセスメントを行う人はこういった点について確認すべきか、裁判官がどんな手順を踏む必要があるか、などについて説明しています。

非常に具体的に方針を設定しない限り、アセスメントは適切に行われないので、はっきりと明記しなくてはなりません。これは米国に限らず、他国でも同じです。アセスメントの内容が明確になっていないため、適切な評価は行われないまま判決が下る、ということが今でも多く起きています。残念なことに、現在行われているアセスメントは他の多くの要因に基づいていますが、DV の場合はそういった要因は不適切なものとなります。

アセスメントを行う人が注目すべき点としては、ひとつに別居する親は子どものニーズに焦点を当てることができるのか。また身体的暴力だけでなく、子どもが見聞きするような場所で母親に対してどれだけ残酷なことをしてきたか。さらにこれまで子どもの前でどのような行動をとってきたのか、ということです。

子どもたちの目の前で「さあ、これからお母さんが罰を受けるところを見るんだよ」「お母さんがこういうことをしたから、こうなるんだよ」などと意図的に子どもを巻き込んできたか。加害者が留守の際、母親の行動を報告するように子どもに要求することも、間接的に虐待につながります。つまり加害者が過去にどのような行動を取ってきたのか、そして母親と子どもの関係を壊そうとする彼の様子がどうであったかを、知る必要があります。

他に、母親と子どもを互いに敵対させようとしたということはあるか。あるいは兄弟を互いに敵に回そうとしたことはあるか、などもです。

父親は母親の権威を損なうようなことを今までしてきたか。子どもに「ママがやれと言ったことをやる必要はない」と言ってきたか。そういったことをすることによって、母親は次第に母としての権威を失います。加害者は、子どもを彼女に対する武器として使ってきたか。例えば、父親は母親に辛い思いをさせるために、子どもを身体的・精神的に傷つけたことがあるか？ 言い換えれば、彼は子どもを虐待することによって彼女を苦しめようとしたか？ です。これらは、複数の要因のほんの一部です。

他にも、父親の薬物やアルコール使用量はどうか。加害者の危険性はどれくらいか。虐待者のリスク・アセスメントを行う際には、その人が実際に身体的暴力を振るっただけでなく、多くの他の要因が関係してきます。DVの加害者で殺人を犯した人間の中には、それほどひどい身体的暴力の前歴がなくても、殺人の可能性を示す他のあらゆる種類の警告が示されていたりします。

私の本の第7章に必要な評価について書かれていますので、詳しい説明はこれくらいにしておきます。アセスメントについては、他にもいくつかお伝えしたいことがあります。アメリカや他の国では、心理学者が他の問題に対するアセスメントのときと同じように、よく理解しないままDVのアセスメントをしています。このようなケースを「高葛藤の離婚(High conflict divorces)」と呼ぶ傾向があり、この言葉は広く使われるようになりましたが、非常に誤解を招きやすい言葉です。

いわゆる高葛藤のケースに関する研究は著しく不足している上に、子どもへの虐待や母親への暴力があるケースまで含まれています。DVの場合、「葛藤」は片方の親がもう片方の親から子どもを守ろうとしている状態なのですが、こういったケースを高葛藤と呼ぶことは間違っています。問題は対立している状態ではなく加害者にあります。「対立の激しい離婚」という言い方をしてしまうと、虐待が問題なのではなく、対立自体が問題だ、という解釈になってしまいます。

このような間違った解釈をすることによって、加害者の責任を追及して改心させる方法ではなく、対立を解決することに焦点を当てることになります。対立を解決する、という課題は、暴力が起きていない離婚の場合には当てはまるのかもしれませんが、暴力を伴う離婚には関係がありません。

子どもへの虐待や母親への暴力がないのに、離婚が非常に困難で何年経っても解決できないようなケースは少数です。暴力と関係なければ、離婚してから1~2年の間は緊張度が高くても、通常、年月が経つにつれて下がっていくはずです。

虐待者に対して、何とかしてコミュニケーションスキルを教えようとしたり、対立解消スキルを教えたりすることはできません。離婚や親権の争いの際によく起きる、非常に大きな誤りです。問題解決能力が低いとかコミュニケーション能力が低いとかでスキルを教えようとし、夫婦二人ともにこれらのスキルに欠けているとみなし、夫婦が非難される、といったようなことが実際に起きています。

DVの場合、スキルの欠如が問題なのではなく、暴力が問題なので、全く見当違いの対応です。加害者にこういったスキルがあったとしても、生かそうという思いはありません。

ですから、DV離婚のアセスメントを行うためには、適切な政策に基づいて行う必要があります。例えば暴力の履歴がある場合や、その疑いがある場合は、DVのアセスメントを行う義務付けがなくてはなりません。離婚後の子育てプランを作成する前に、政策に明記された手順や調査内容に従った調査を行い、対処しなければならぬ懸念事項への対応を行うことが必須となります。

質問3. 共同養育、共同親権についてアメリカの経験から、共同親権、共同養育、面会交流が、離婚した後の子どもたちにどんな影響を与えているのでしょうか。

共同親権(joint parental rights)と共有親権(shared custody of children)に関する傾向についてお話しします。

まず第一に、大きな神話の一つは、両親が対等で同じくらい子どもに関与している共同親権の方が子どものためになる、という発想です。研究結果が実際示しているのは、共同親権や共同養育が自発的に行われた場合は、子どもは非常にうまくいくということです。両親を強制的に共同親権にされることが、子どもの最善の利益であるという研究結果はありません。

こういった研究が示していることは、子育てプランがカギではなく、カギは離婚後も、お互い優しく、責任感がある親であるかどうか、です。暴力をふるう親がいる場合や、極めて不仲な親に共同親権を強制することは、子の最善の利益にはなりません。

親が仲良しでい続けることは法律で義務づけることはできませんし、別居後、母親が自分を虐待した男と仲良くすることを法律で義務付けることはもちろんできません。加害者が変わらない限り、或いは介入後実際に加害者が自分の行いを直視する作業を行わない限り、仲良くすることは不可能です。

虐待者と「仲良く」する唯一の方法は屈服ですし、彼の望みを叶えてあげることしかありません。加害者は自

分のことや自分の欲しいものだけしか考えないため、子どものためになることは考えませんし、母親のためになることなどまったく気かけません。そのような人に決断を委ねることは子どものためにはなりません。つまりDVの場合、共同養育は子どもにとって良いことにはならないのです。

離婚後、子どもにとってベストな方法を仲が良い親同士が選べば、共同親権はうまく働きます。言い換えれば、共同養育は、離婚した後も両親がそれなりに仲良く、平和に継続したときに発生する効果の一つです。子どもたちがうまくいくのは、両親がうまくいっているからです。

愛情深く、責任感の強い親が2人いれば、1人よりいいでしょう。2人より3人は更によいですし、3人より4人の方がいい…となります。しかし両親の関わりを増やすことを義務付け、それが子どもたちに良い影響を与えるという考えは、間違っています。

離婚後についての成果研究は、現代においてもまだ不十分で、研究が少ないのは不思議です。そういった中、離婚は子どもたちの生活を崩し、混乱させてしまう、ということが研究結果としてあがっています。友だちとの関係を変えてしまったり、通う学校や一緒に過ごす親がころころ変わったりしてしまうからです。離婚後、子どもは辛くなったり、混乱したりします。

ですから私たちの主な目標は、子どもの生活をできるだけ離婚前と同じようにして、混乱を減らすことです。例えば、子どもたちが以前一つの家に住んでいたのであれば、離婚後、多くの時間を過ごす主な住居は、引き続き一つの家であって欲しいのです。

2つの家を常に行き来するようなことは、できるだけして欲しくありません。面会交流のプログラムには非常にお金がかかります。面会する親にとっては良いことかも知れませんが、子どもにとっては良いことにはなりません。

よくあることですが、子どもは「火曜日の午後と木曜日の午後、そして金曜日と土曜日の夜はお父さんと過ごす」というように、行ったり来たりを繰り返します。すると、「あ、教科書はどこだっけ？ 友だちにはいつ会えるのだろう？ おっと、必要なものをもう一つの家に忘れてきてしまった」という具合に、混乱するのです。

親との面会においても、できるだけ多くの時間を両方の親と過ごすことを目標とするのではなく、離婚以前とほぼ同じ時間を、それぞれの親と過ごすことを目標にすべきだと思います。離婚前、9割の時間を片方の親と過ごし、1割の時間をもう片方の親と過ごしていた場合、その状態をほぼ維持することがベストです。離婚前に子育てが本当に半々にされていた家庭なら、離婚後も続けることは大事です。

しかし現在、多くの政策的な場から言われているのは、半々に子育てにかかわることを推し進めようというものです。こういった方針は、子どもにとって良いこととは全く関係ありません。離婚する前の両親はそのような構造ではなかったのに、推し進めようとする傾向があります。そうではなく、離婚する前の状況に近づけ、同じような状況を極力維持することが大事です。その方が、子どもの心は乱されませんし、一番子どもの生活に支障がないからです。兄弟との関係、友人との関係、その他の重要な感情的背景、感情的なつながりへの打撃を減らすことができます。

アメリカでは共同親権はまったく機能しておらず、まさに大惨事です。そして不幸なことに、先ほど私が説明したような間違った主張が非常に広く行われています。その結果は悲惨なものです。

共同親権という制度があることによって、大きく儲けている人たちがいます。弁護士、心理学者、調停者、面会監督者——これらさまざまな専門家にとって、離婚はおいしい仕事なのです。離婚が増えることによってさまざまな役割が生まれ、このシステムは信じられないほど儲かっているのです。30年前のアメリカと比べて、離婚制度が急拡大して、いわゆるドル箱になっていることに、私はショックを受けています。

共同養育という概念は、不健康な親を関与させ続けるだけでなく、何年にもわたる戦いを前提とします。その間、専門家は信じられないほどの金額を稼ぐことができます。両親の間の争いが長引くことによって心身不調になる子どもは増えるため、対応するセラピストも増えます。弁護士や評価者などの関与が長引くことによって、両親の間にある緊張は減らないどころか、緊張感が高まった状態を継続させてしまいます。炎を煽り続ける役がいると、戦いはさらに長く続きます。

このような政策が不幸にも原動力となっています。強力な心理学者、弁護士、評価者、調停者は、多く稼いでいるため、法律や権力に変更がないよう、現状維持しようとするからです。

ですから、私は日本の皆さんに大きな警告の旗を振ろうとしています。最初からこの状況に目を光らせておく

ことが本当に重要です。アメリカのように、いったん共同養育が広がり、多くの利益が人々のポケットに入ると、止めるのはとても難しくなるからです。金持ちたちは政治への影響を持ってしまうため、後々政策を変えることはさらに難しくなってしまいます。

共同親権という政策がスタートする前に、日本の皆さんが止められることを願っています。離婚の際に注目されるべき点としては、離婚後、子どもができるだけ以前の生活を維持できるか、離婚後の育児計画を極力離婚前の形で行い続けられるか、虐待者にどのように責任を取らせるか、といったことです。加害者が子どもに虐待をふるうこと、女性に暴力をふるうことは、決して許されないことである、というメッセージを発信していかなければなりません。

米国内、あらゆる国、あらゆる地域で、裁判官や政策立案者、評価者から、DVのケースを一般の離婚と分離すればよいことである、と何度も言われましたが、実際にはそうはなっていません。実際には、「これは家庭内暴力のケースではない」「児童虐待のケースではない」「このような虐待の報告は信じません」といった思想的な全体像を作ろうとするシステムがあり、DV離婚も一般の離婚と同じように扱う社会となっています。児童虐待、母親に対する暴力の報告が、評価者、弁護士、裁判官によって却下され、拒否されてしまっているという問題については、『DVにさらされる子どもたち』の6章で広範囲に書きました。

DVのケースは例外とする、という約束は実現していません。ですから、もし皆さんが「例外としますよ」という主張を耳にしたら、警戒していただきたいと思います。なぜなら、私はこのようなことを多くの国で見てきたからです。

最後に、2点ほどお伝えしたいことがあります。まず、祖父母に親権を認めるということについてですが、大概の場合は子どもたちの最善の利益にはつながりません。

虐待の場合、虐待者は子どもに近づくための手段として自分の親（子どもの祖父母）を利用していることが多からず。子どもに会いたいがために自分の親を利用するのです。

また母親を苦しめるためにも、こういった方針を用いる加害者は多くいます。彼女は元夫との訴訟だけでなく、元夫の両親も相手どらなくてはならないからです。

親から直接ひどい虐待を受けていた子どもの中には、祖父母の訪問が大切な場合があります。しかし問題となるのは、子どもを虐待している親が、自分の親には虐待が知られないようにするために子どもに会わせないようにしていたりするケースです。こういったケースは、ここで話しているようなDVのケースとは全く関係ありません。

次に養育費について。アメリカでは数十年前に養育費の執行をより厳しくすることが大々的に決定され、給料の差し押さえが行われるようになりました。男性が給料をもらう前に給料から直接差し押さえるという命令のことです。日本の裁判所でもこういった差し押さえが行なわれることを希望されている方がいらっしゃると思いますが、残念ながら養育費の取り締まりはアメリカでは非常に複雑な影響を及ぼしています。

私は当初、この法案は良いことだと思い賛成していました。ところが復讐に執着しがちな虐待者は「養育費を払わなければならないのなら、共同親権や第一親権を要求する」といった主張をし始めました。残念ながら、養育費の執行は虐待者が子どもの生活に関与し続ける動機になってしまっています。

逆に、虐待者がいなくなり、養育費が払われなくなると、子どもの生活に経済的悪影響を及ぼすことになります。しかしいろいろな意味で、虐待者が離れていくことの方がまだマシ、とされることは多くあります。

養育費の問題は厄介で複雑です。理想的な解決策は、虐待者が子どもと関わりを持つことを許さず、養育費の執行は強化する、といった制度かだと思います。



質疑応答

Q：他の国では共同親権を見直す動きが始まっているようですが、アメリカではどうですか？。

A：私はそれについてあまり知りません。イギリスでは変化の兆しが見えますが、それについてはよく分かりません。アメリカでは、女性による大規模な反乱が起きない限り、この状況を変えるチャンスは訪れないでしょう。社会の中でシステム化されてしまっていて、生み出されるお金は増えるばかりです。

Q：一つの産業になっているんですね。

A：そうです。私が作成した、ポジティブな裁判の改革、私たちが裁判所にどのようなことを要求すべきかをまとめたリストをお送りしますので、それを見て、日本の状況と関連性があるかどうかを判断してください。ただのリストで、記事などにはなっていない状態ですが、もしよかったら読んでみてください。システムが変わる可能性を懸念している日本人々にとって、とても参考になると思います。

Q：日本で行われる精神的虐待のほとんどはDVだとは見なされていないのにも関わらず、システムを変えようとしています。もし変わった場合、恐ろしい結果につながってしまうと思いますが…。

A：本当にその通りです。

公教育の場や専門家と議論する際に大事な点となりますが、DV加害者は、例外なく女性に対して非常に心理的に残酷です。また、女性に最も害を及ぼす暴力であると報告されています。

Q：深刻な心理的虐待は、他の種類の暴力においても付きものであって、共通項でもある、ということですね？

A：どの男性が女性に身体的暴力を振るうかを最もよく予測できるのは、その男性の暴言のレベルだという研究結果もあるんですよ。ですから、この2つの暴力を別の問題として考えるのは間違っています。誰もが暴言を吐くわけではありません。暴言を吐く人は現実的に存在しますし、言葉遣いが乱暴な男性は、女性に対しても身体的、性的な暴力を振るう傾向があるとされていて、こういった暴力の種類は密接に関係しているのです。

全体シンポジウム 「別居・離婚後の親子とDV」

司会：北仲 千里（全国女性シェルターネット）

「法制審が共同親権について知るべきこと ——誰が、なんのために求めているのか？」

木村草太さん（東京都立大学教授）

今、法制審議会で検討が進む離婚後共同親権制度の何が問題なのか。なぜ、一方が拒否をしていても、「共同」を強制するような制度が検討されることになってしまったのか。

憲法の子どもの権利と親権法の間を整理した上で、どのような人がこの制度を求めているのか、という視点から、分析したいと思います。



講師紹介

1980年生まれ。東京大学法学部卒。同助手、首都大学東京（現東京都立大学）准教授を経て、現在、東京都立大学教授。専攻は憲法学。平等権・差別されない権利、政教分離、憲法訴訟論などを研究。

著書に『平等なき平等条項論』（東京大学出版会）・『憲法の急所』（羽鳥書店）・『憲法の創造力』（NHK出版新書）・『テレビが伝えない憲法の話』（PHP新書）・『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』（晶文社）・『いま、〈日本〉を考えるということ』（編著、河出書房新社）・『憲法という希望』（講談社現代新書）・『憲法の手紙』（沖縄タイムス出版）『子どもの人権をまもるために』（編著・晶文社）『ほとんど憲法』（河出書房新社）『憲法学者の思考法』（青土社）など。

「共同親権は子どもの安心・安全を守れるのか ——2,524人のひとり親アンケート調査から見える現状」

赤石千衣子さん（しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長）

「離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査」

シングルマザー等を支援するシングルマザーサポート団体全国協議会

（7月15日現在加盟団体31団体）の会員に対するWEBアンケート

2022年6月22日～7月2日

調査対象：子どもが20歳以下のときに離婚し現在お子さんが26歳以下で

ひとり親になってから10年以内の人。【有効回答数2,524】（回答者数 3,049）

*協力 家族法制アンケート調査プロジェクト

- ◎ 日本では、約90%の離婚が「協議離婚」であり、裁判所がかかわらないので、その実態を示す公的統計などがまったくない状態でした。
- ◎ 別居・離婚後の面会や共同養育は、現在、法制度がない中でも、関係性が悪くない元夫婦の間では、今でも別居や離婚後も共同で子どもにかかわっているのではないかと、逆に「話し合えない」関係、DVや虐待がある関係では、法で強制されても、無理なのではないかと思われます。その実態を調べました。



しんぐるまざあず・ふぉーらむ

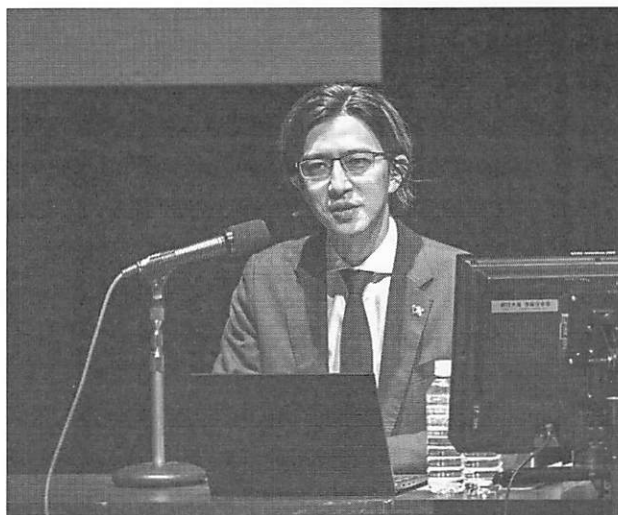
認定NPO法人。全国に2,000名以上の会員を有している。シングルマザーのための相談、就労支援、情報提供、サロン開催等様々な活動を行っている。

法制審が共同親権について知るべきこと

——誰が、なんのために求めているのか？

木村草太さん（東京都立大学教授）

共同親権が今議論をされており、どういう議論がされているのかお伝えしていきます。「法制審が共同親権について知るべきこと」ということで、法制審には法律の専門家はたくさんいますが、DV や DV の影響を受ける子どものことについてわかっていない人も多いです。法制審の皆さん、法制審が出した法案を審議することになる国会議員、それを評価する国民の皆さんにも、ぜひ知ってほしいとの思いで、このタイトルにしました。



I. 親権とは何か？

今回の議論は、「誰が何のために求めているのか」が一番のポイントです。これを踏まえ、法的な親権とは何かということから話します。私は憲法学者で、民法学者ではありません。親権法は民法の家族法という分野で、民法の内容や親権の細かい内容について研究しているのが民法学者の方々ですが、私は憲法学者としてこの問題に非常に興味を持ち、憲法学の観点からも論じなくてはいけない問題だと考えてきました。それは、子どもの権利が問題となっているからです。子どもの権利の為に親権があり、親権法のデザインが子どものためにならない仕組みになると、子どもの憲法上の権利が大きく害されることになります。そのため、憲法の観点からも適切に評価されなくてはならないということで、議論に参加をしています。

親権の憲法上の位置づけとしては、“子どものための権利”という考え方と、“親の権利”という2つの考え方があります。昔から民法学においても、子どものための権利なのか、それとも親の権利なのかは最初に議論になる、伝統的な対立のある論点です。子どものための権利と親の権利が対立するののかと思うし、「両親が思いやりをもって子どもを育て、一緒に暮らしています」という家庭では、親が子どもを育てる権利があると認められ、子どもがそこで育つ権利があると認められるのが、親・子にとって一番良い状態ということは容易に想像できます。しかし虐待する親の権利を認めれば、子どもの権利が当然害されます。

親権が親の権利から出発すると、子どもの利益を害していても面会交流権や重要事項に係わる決定権を認めるべき、ということになり、父母の関係が婚姻中であろうが無かろうが、平等に子どもを育てる権利を持たなくてはならないという、“親の権利は父母の平等”という主張に繋がります。父母の平等という理念から制度を組み立てれば、当然離婚した父母は半々で監護をするのが当然という主張を招きやすくなります。なので、親権は親の権利と一旦認めると、その後非常に多くの子どもの利益を害するような制度に繋がってってしまう、ということに注意する必要があります。

欧米では、離婚後の親権を設定することで、様々なことが起きたという解説がありました。日本では明治民法の頃から、親権というのは子どもを育てる親の権利ではなく、子どものための権利という考え方で、親の権利性というものが非常に弱い考え方が取られてきました。現在議論されている法制審議会の資料でも、子を中心に考える観点から父母の責務や責任であるという理解をすべき、という考え方が示されてきたところから議論は出発点にしよう、とあります。これは日本の法律が割と理解をしているところで、欧米と少し違っているところです。

法律の議論は、上流から下流に行くにしたがって制度が具体化していきますが、上流点を汚染された議論はどこまでいっても汚染されている傾向があります。なので、出発点として「色んな細かいところは良いとして、父と母が平等に子育てに係わるのは当然の権利ですよね」と抽象的に聞かれたときに、『イエス』と言うと、非常

に重要な言質を取られます。法律家は抽象的で誰もが納得できそうな理念でまず言質を取り、自分に有利な土俵を整えてから細かい議論に進んでいく、ということをよくやります。ここに最初の重大な分岐点があります。

“子どものための権利が親権”というところが出発点となり、親の権利は子どもの為になるので、その範囲において実現・保証されるべき権利だと考えていくのが重要です。子どものための権利こそ親権と考えたときに、必ずしも複数の親権者がいることが絶対に子どもに必要な権利とは考えられていません。例えば死別の場合を考えると、未成年のお子様を残して父や母が亡くなってしまう場合、当然父か母の単独親権になります。もう一人別の親権者を作る、あるいは公的な監督人のような人を作るべきとはされていません。死別の場合は単独親権になるが、それで子どもの人権がすぐに害されるというわけではないと考えられています。なので、子どもの親権者が複数いることが子どもの人権とは考えられていないし、単独親権になることが子どもの権利を絶対に害するという話にもなっていません。これはどこの国でも変わらない考え方で、離婚後の共同親権と言うが、死別の場合は必ず2人の親権者がいることを要求されるわけではありません。

Ⅱ. 現行法の規律

次に現行法の規律を説明します。まず現行法の確認からしていきます。

“法律上の親子関係”というものがあります。よく「親権を失うと親じゃなくなるのではないか。親としての責務がなくなってしまう。これはおかしい制度じゃないか」と言う人がいますが、“親権”というのと“法律上の親子関係”は違います。特に子どもの扶養義務は、法律上の親子関係は子どもの方の親子関係によって成立するので、親権がどこにあるかと関係ありません。日本の法律では法律上の親子関係、まず母子関係は出生によって成立するものという前提で民法が組み立てられています。一方父子関係は母子関係ほど明確ではないので、法律上の父子関係は認知という手続きによって成立するのが基本です。日本法では懐胎中の母の同意を得た上で、妊娠中から認知をすることが出来ます。

日本の場合、別氏を希望すると婚姻出来ないかなり特異な制度をとっているのですが、別氏希望で法律上の婚姻をしないという方は、事実婚で妊娠・出産される場合に生前認知といった仕組みが使われることも多いと思います。認知以外の方法は、父と母が結婚していて母が子を産んだ場合、その子の父親は結婚している配偶者の子どもと推定するという条文があり、日本は非嫡出子が非常に少ない国ですから、父子関係の多くはこの嫡出推定になります。恐らく皆さんも結婚をしている間に産んだ子どもに対して、わざわざ夫から認知を取ったということはないと思いますが、それはこういう制度が適用されて戸籍が作られる仕組みになっているからです。養子ではないので実親子関係と法律上言ったりしますが、実親子関係を消滅させるのは非常に難しいです。日本法には特別養子縁組という仕組みがありますが、完全に親子関係を切るような養子縁組等を除けば、法的な実親子関係を切ることは難しく、離婚で親権が無くなった程度ではびくともしないのが法律上の親子関係です。そのため、離婚後に親権を持っていない親も養育費を支払う権利・義務があるということになります。子どもの子育てに貢献できるのは親としての喜びですから、養育費という支払い義務は権利としての性格は持っていると言っていいと思います。

それでは“親権”とは何か。親権の内容は、民法818条以下にいろいろ書いてありますが、親権というのは未成年の子どもを育てる権利になっています。親権の中には監護権と狭い意味での親権が含まれています。英語では physical custody と legal custody と言ったりします。日常的に育てることを身上監護と言い、physical が該当します。一方子どもは未成年で、法的な意思決定は、一人ではなかなか出来ません。なので、子どもについての重要な法的決定を行う重要事項の決定権があり、法的な決定という意味で英語では legal custody と言ったりします。バンクロフトさんの解説では、joint parental right という言葉が使われていましたが、恐らく physical custody と legal custody、両方を含んで custody parental right と言っていたと思います。日本法的、あるいは英語でも、非常に細かく見ると2つに分かれます。

この2つを分けておく理由は、例えば監護の場面を考えると、離婚後は父か母のどちらかだけがやるというパターンも多いです。重要事項の決定は、同居して世話をしているのとは違う次元で協同ができる場合もあるので、この2つが分かれているということになります。日本法でも監護権と親権が分かれています。元々明治民法の家制度の時代では、当然夫優先の親権法だったので、離婚後も父親が親権を持ち続けるのが当然という法律

でした。そうすると、実際には離婚後母親が子どもと一緒に住んで子育てをすることも多く、別居している元夫が親権を持っているのに母親が何の権利も持っていないのは育てにくいということで、母親に監護権という権利があると考えたというやり方をしていました。それが戦前の親権ですが、戦後の親権法の考え方は男女平等になり、そうした時代の親権とは違う考え方になっています。とはいえ、重要事項の決定権と身上監護権は違う権利なので、分けて考えた方がよく、現代でも分けて考えられています。

婚姻中の親権は父母の共同行使、共同親権になります。監護権も親権も両親が行使をすることになっています。婚姻中の父母は同居義務といって、一緒に住む法的義務があり、お互いに協力する義務があります。仲良く日常的に話し合いができる関係でないと婚姻が維持できないので、そこまで仲が良いのであれば、共同親権でもきちんと話し合って子どもを育てることが出来るということで、共同親権という形になっております。日本の法律では、親権行使について婚姻中に両親が対立した場合の手続きは特に決まっていません。例えば子どもの高校進学時に両親が希望校のことで対立した場合、どうしたらいいのかは民法に書いていません。日本の婚姻はお互いに協力をする義務を負っているの、「話し合ってお互いに合意に達せられないような関係になった場合は、婚姻の関係は継続できない。離婚してどちらかの単独親権にして決めてください」というのが、日本の法律の建て付けになっています。日本の法律は両親の関係調整にコストをかけないので、関係調整が自分たちで出来なくなったら、どちらか1人に決めてください、という仕組みになっています。

離婚後については、監護は父母の協議で決めるのが一般的、というルールになっています。子どもの育て方について面会交流を含めた監護に関する事項は、離婚後の親権は単独になりますが、監護については父母の協議で決めます。整わなければ、家裁の審判で決めます。これは民法 766 条です。このように日本では単独親権になると規定されており、少なくとも監護の部分については親権者が勝手に全部決めるという仕組みにはなっており、相変わらず父と母が協議で決めてください、整わなければ家裁で審判してください、という仕組みになっています。なので、physical custody の部分については実は共同親権の国と大きく離れているということは全くないということになります。

では日本の単独の部分はどこかという、父母の単独行使ないし狭義の親権、重要事項の決定権という部分になり、この部分は父か母が単独で行使をするという仕組みになっています。民法の起草した時の議事録を見ても、両親が同居していない中で話し合って何かを決めるというのは無理であり、子どもと一緒に住む親が親権を持つことにしないと無理だという結論で、単独親権という仕組みになっています。こういう仕組みからも、日本の家族法はある意味非常に進んでいるということも指摘をしておく必要があります。

欧米の家族法はどのように出来てきたかという、まず夫側が親権を持ち、親権は父権と呼ばれていた時代があるくらい、とにかく男性優位でした。そこから男女平等の親権法になり、離婚後は男女どちらかの単独親権という仕組みを経て、共同親権が導入され、離婚後の共同親権が原則取り入れられたという三段階を経ています。例えばドイツやフランス等でも父優先の親権法が完全に男女平等になったのは、1960～70年代と割と最近です。日本は1948年の民法改正で男女平等の家族法というのが実現しています。これは憲法の改正時にGHQの影響下で、いわゆる保守派を一掃した形で家族法を男女平等法にしたため、当時としては非常に先進的な、最先端をいく男女平等の家族法が出来たというところもあります。同性婚、別姓等現代的な問題、それ以降はまだ解決していない問題というのももちろんあるし、嫡出子の差別も残りましたが、日本法は男女平等の考え方で家族法を作り出し、作り直したものとして、非常に早いです。

その後共同親権に相当する試みとして、親権・監護権の分離という話がありました。離婚を経験された方でやっていた方もいるかもしれませんが、監護のやり方は、親権の帰属とは違う次元で決められます。「母と一緒に住むので監護権は母です。親権だけは別居する父です」という選択が日本法は出来ます。そうすると、日常的に育てているのは母だが、何か大事なことを決めるときは父に判子と親権者のサインをしてもらうという仕組みになります。いわゆる legal custody の部分とほぼ同じ状態で、重要事項の決定権を共同親権にすると、別居親のサインが無いと重要事項が決められない状態になります。親権と監護権を分離すると全く同じ状態でそういうことも出来るとか、場合によってはそれが子の最善の利益になるということであれば、家庭裁判所が「親権は父、監護権は母」と審判を下すことも出来なくなかったということです。

こういうことが行われてきたのに、何で共同親権でいいじゃないかという風になっているのかと言うと、親権

と監護権の分離は法律実務家にとって非常に推奨しがたいものと評価されるようになり、ほとんど使われなくなってきているからです。それは、親権と監護権を分離した場合に、トラブルが継続しがちであるという非常に重大な問題が起きてきます。子どもの進学先とか子どもの居所指定等について、「引っ越しで別居親のサインが必要。ワクチンを打つために別居親のサインが必要。子どもの学校選びや学校に出す重要な書類に別居親のサインが必要」という状態だと、結局離婚中の紛争が長引き、子どもについての重要事項がスムーズに決められません。監護権と親権の分離は相当うまくやらないといけないということで、推奨されなくなっています。例えば「離婚する。親権と監護権を分離する審判を家裁に出してほしい。それは出来る？」と聞いた場合、恐らく弁護士は「親権と監護権の分離は、余程の事情がないと裁判所は命令を出さないのではないか」と言うと思います。共同親権にすると重要事項の決定がスムーズにいかなくなり、子どもの利益を害するという体験が、日本では既に実験済みであるという文脈があると言っていいと思います。

Ⅲ. 離婚後共同親権の問題

以上が基本的な問題で、現在法制審で議論しているのは親権と監護権です。監護権は、要するに現在でも父母の協議で決めることになります。子の最善の利益を前提として、最後は家裁が審判をして決めます。現在議論しているのは、狭義の親権の部分です。父と母が重要事項決定権を2人で持つ制度を導入すべきかどうか、ということです。これがなかなか問題含みで、何で離婚後、共同親権の導入が主張されているのかという理由付けに、以下のように説明がされることが多いです。皆さんもニュース等で見たことがあるかと思いますが。

まず現行法では別居親が子どもに会えない、養育費の支払い率が悪い、海外では共同親権が主流だから共同親権を導入して現状を改善しようとする議論。共同親権にはこういうメリットがあるという解説を聞いたことがあるかと思いますが、すでにこの時点で何かおかしいということがわかります。機能的な部分に目を向けると、共同親権とは父母が離婚後も別居親のサインが無いと子どもの重要事項を決められなくする制度、というのが正しい理解で、これを導入するかという議論もしています。重要事項の決定なので、子どもと会う・会わないというのは基本的に関係ありません。養育費の支払いも親子関係によって生じる義務なので、共同したから養育費の支払い義務が発生するという理論的な関係にもないということです。

そもそも何でこういう理由になるのかよく分かりません。私もこの問題を報道するニュース番組をいくつか観ました。共同親権とは何かについて「重要事項の決定を2人でやる仕組み。これを導入すると、こういう良いことがあると説明されています」と、アナウンサーが原稿を読んだ後、「子どもに会えない親が会えるようになる」と読んで「ん？」って顔をする、「養育費の支払い率が悪い」と読んで「ん？」って顔をするということがありました。恐らく原稿自体も「重要事項の決定を共同で行う。導入の理由は養育費と面会交流」と書かれていると思いますが、何で関係があるのかは原稿を読んでいてもわからないと思います。

実際の議論は、現行法でも面会交流の面会手続きは存在しています。先程バンクロフトさんから、日本で共同親権の導入を止められるなら止めた方がいいと警鐘がありましたが、少なくとも監護の部分では既にアメリカの共同親権と同じような仕組みが導入されており、バンクロフトさんがおっしゃった問題は、日本でも既にいろいろ起きていても全くおかしくない制度になっているということになります。

現在の制度では、子の利益を最も優先して面会交流の数や頻度や時間を決めるという仕組みになっています。現在子どもと会っていない親がいた場合、そもそも手続きを取っていない、裁判所がこれ以上会わせると子どもの利益にならないと判断をした、面会交流の命令が履行されていない、この3つのどれかです。いずれも親権の問題ではないし、共同親権にしたからと言って手続きを取っていない人が会えるようになるわけがありません。子の利益が基準になるのは当然変わらないでしょうから、共同親権だからと言って「会わせろ」という命令が出るはずないということになります。面会交流命令が履行されないというのは、それとはまた別の次元です。共同親権になったからと言って、出ている命令が履行されるようになるわけではありません。

面会交流命令が履行されない場合、いくつかパターンがあります。本当に悪質な同居親が、別居親から切り離すという事例もありますが、裁判所が出した面会交流命令がそもそも現実的ではない、子どもはすごく嫌がっているのにそれを軽視した、あるいは子どもが疲れていてその日は無理と言ったことを、別居親が理解せず履行されないということで不満を募らせる、というケースもあります。あるいは別居親側が関心を失い、会うことにな

っているのに連絡がこないというようなケースもあり、面会交流が履行されない原因がそもそも誰にあるのか、それとも場所のせいなのか、これは事例ごとに様々なので一概に誰が悪いと言えないような問題だと思います。とにかく、共同親権と関係がない問題です。

養育費の支払い率はより関係がありません。養育費が支払われないときに、共同親権になっていると愛着が高まり養育費の支払い率が上がるのではという話ですが、そもそも養育費を支払わない無関心な親が、重要事項決定権を持って良いことがあるわけがありません。こういう主張をすること自体が、どういう人に共同親権を与えようとしているのか訳が分からない主張になっています。

最後、海外では共同親権が主流ですが、海外も手放しで褒められる制度かと言うとそうではないところがあります。海外の法律をよく見ると、父母の協力関係を要件とする国もまだあり、海外で主流と言っても海外の制度も様々なので、一概にどうこう言えません。現在日本で導入を強く主張されている制度は、一方の親がこれ以上関係は無理だと言っている、共同親権で重要事項の話し合いを無理やりさせようという仕組みが導入されようとしています。嫌がっている片方の親に対しても無理やり話し合いを義務付ける制度が海外のスタンダードかという、はっきり言ってそれはなかなかわかりません。協力関係にある父母が共同親権を選べる国というのは、グローバルスタンダードと言って良いのかもしれませんが、対立のある関係でも義務付け、共同親権を運営している国というのは、理念の上ではそうじゃない国が多いです。協力関係がない場合は単独親権にしようとしている国も、「両親と一緒に子育てに係わることは良いことだ」という神話は、一見すると非常にわかりやすく、そういう形で制度が運用され、加害性がある父母を見抜けずDVや虐待が継続する弊害というのが多数報告されつつあります。

日本法でも、どうしてもということであれば別居親に親権を与え、同居親に監護権という仕組みにすればいいので、別に現行法で誰かが困っているというわけではないということになります。親権を共同行使できるほど仲の良い父母にとっては、共同親権でも単独親権でも実態は変わらないし、どちらでも困りません。与えてもいいようなタイプの人には与えなくてもいい権利で、与えてはいけない人ほど「それをくれ」という権利である、という考えが重要です。

Ⅳ. 法制審議会に何が伝わっていないのか？

最後に法制審に何が伝わっていないのかについてですが、日本法で現在導入が議論されているのは、一方が共同関係を継続できないと考えているのに、もう一方が共同親権を義務付ける・義務付けてもらえる制度を求めています。選択的共同親権ではなく、強制的共同親権の導入が求められている、ということです。「共同親権っていいよねっ」という議論や、導入してもいいのではないかと議論をするときに、そう主張する多くの場合は選択的共同親権、2人が合意して共同親権にするということを想定して話しています。しかし現在議論されているのは、強制共同親権です。「別居親の同意のない限り重要事項を決められない。そういう関係を強制する制度の導入が議論されています」と報道しないと、正しく内容が伝わりません。

共同親権の主張をされる方は、多くの場合子連れ別居の当事者で、配偶者がある子どもを連れていなくなっていたという体験をされた方が多く、それを実子誘拐と非難し、「実子誘拐を唆す離婚ビジネスがある」と言ったりします。私の知人の弁護士によると、子連れ別居を一方が選択せざるを得ないほどのハードな離婚事案が儲かるという話は全然聞いたことが無く、むしろそういう事例をやればやるほど対立する相手との交渉が大変だし、子育てで非常に大変という状況の中、そもそも裁判をやる余裕がないという方も多く、支払いがいいということもありません。時間はかかるが、お金の払いは良いものではないので、離婚ビジネスというようなものではないわけですね。

それから「DV保護の抑制」「片親疎外」「虚偽DV」「DV厳罰化をしようと言いつつ、厳格な立証がない限りDVじゃない」というようなキーワードも結構使う。無視できないのが、「フレンドリーペアレントルール」というルールで、親権や面会交流の割合を決めるときに、相手にどれくらいフレンドリーに面会交流や親権の関わり合いを認めるかで、親権の所在を決めるという考え方です。この考え方を採用すると、相手との関わりをたくさん認める親であればあるほど親権を認められやすく、共同関係が推進されるいい制度という話ですが、一点重大な見落としがあります。このルールの下では、DV加害者であればあるほどフレンドリーだ、ということを見落としていることです。DV加害者にとっては、いくらでも子どもに会うし、いくらでも関わり合いを持とうと

します。一方 DV の被害者はアンフレンドリーになり、関係を絶対に絶ちたいわけですから、「もう関係を持ちたくありません。子どもにも会わせられません」と主張します。フレンドリーベアレントルールでこの2人を裁くとうなるかと言うと、関係を断ちたいと主張している被害者がむしろ悪くなり、親権を取られ、面会交流を決めるのも加害者側になります。

そして、重要事項が決められないなら裁判所が重要事項の決定計画を最初に決めて、それに則ってやれば父と母の話し合いが出来なくてもいいじゃないか、という主張があります。対立している中で養育計画を無理やり当てはめ、それで子どもを育てるのは非常に難しいということになります。子育てに大まかな計画はあっても、例えば1か月後の子どもがどういう精神状態かはわからないので、その日にすごく疲れていて休みたい日なのか、とても楽しい気分で遊園地に行きたいかはわかりません。養育計画を見ると、「この日はパパと一緒に遊園地に行くことになっています」、「1年後の夏休みには〇〇と△△に行くことになっています」と記されてあっても、それは出来るわけがありません。やはり信頼関係のある人が、その時々の子どもの成長段階とか性格込みで決めていかなくてはなりません。これが法制審に伝わっていません。一方が関係を継続できないと考えているのは、そこに至る何かがあります。それを無視して強制しようとしているのは問題だ、ということになります。

何でこういうことが起きているのかというと、子連れ別居された当事者の方が子連れ別居をされてすごく精神的なショックを受け、ここで反省に向かわず、例えば SNS を見れば「子連れ別居は犯罪であって、実子誘拐」「日本の法律は単独親権で、こんなことが起きるのは日本の法律のせい」「つまりあなたは悪くない」というメッセージで溢れているので、そのメッセージの方向にはまってしまうと、ひたすら子連れ別居を選択した元パートナーへの攻撃が続いていくということになります。そもそも実子誘拐と言って相手を犯罪者と罵っておきながら、共同親権を主張する矛盾が自動的に出てきてしまう状態になると、反省して信頼関係を得て、離婚後の関係を築いていくというのは難しくなってきます。そうした状況で推進されているから、選択的共同親権ではなく、関係を継続できない中で強制的な共同親権を導入しようと主張するという動きが、立法にも悪い影響を与えていると理解すべきだと思います。

法制審の方は誰が求めているのかをきちんと整理し、選択的共同親権と強制共同親権を分け、強制共同親権の導入を正気で議論するのであれば、それがどれだけ問題含みの制度かちゃんと伝わるようにしたうえで議論をしていただきたいと思います。離婚後の協同というが、共同ではなくて強制が議論になっているということを理解していただければと思います。ありがとうございました。

法制審が共同親権について知るべきこと

——誰が何のために求めているのか？

I 親権とは何か？

子どものための権利：子どもの利益が実現されていればよい。

VS

親の権利：子どもの利益を害してでも親の権利を実現すべき。

父母が子の養育をすることは、部会のこれまでの議論においても、父母の権利として位置付けるのではなく、子を中心に考える観点から、それが父母の責務や責任であるとして理解すべきであるとの考え方が示されてきた。（令和4年7月19日 家族法部会資料18-2）

II 現行法の規律

法律上の親子関係→子どもの扶養義務（民法877条）

母子関係：出生により当然に成立

父子関係：認知・嫡出推定により成立

→法実親子関係が消滅するのは、特別養子縁組などごく例外的。

離婚では、親子関係はなくなる。

親権→監護権と狭義の親権（重要事項決定権）

親権	婚姻中	離婚後
監護権 physical custody （身上監護）	父母の共同行使 （民法818条3項）	父母の協議。 整わなければ家裁審判。
狭義の親権 legal custody （重要事項決定権）		いずれかの父母の単独行使。 ただし親権・監護権分離可。

【民法766条（771条で裁判離婚に準用）】

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。

前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

Ⅲ 離婚後共同親権の問題

現行法の問題とされるもの	共同親権で解決？	実際
別居親が子どもに会えない。	別居親も思う存分会う権利が持てる。	現行法でも面会交流の規定・手続きはある。 現在会えていない事例 A：手続きをとってない。 B:裁判所が（これ以上）会わせるべきでないと判断した。 C:面会交流命令が履行されない。 いずれも親権の問題ではない。
養育費の支払い率が悪い。	愛着が高まり、養育費の支払い率が上がる。	そもそも、養育費を支払っていない加害性のある親・無関心な親との共同親権が現実的か？
海外では共同親権が主流。	海外に合わせられる。	海外については、 父母の協力関係を共同親権継続の要件とする国もある。 加害性ある父母を見抜けなくて、DVや虐待が継続する弊害が報告されつつある。 親権・監護権の分離が可能

→一方、親権を共同行使できるほど仲の良い父母にとって、共同親権にしてもしなくても実態は変わらない。同居親の単独親権で弊害はない。

Ⅳ 法制審議会に何が伝わっていないのか？

一方が共同関係を継続できないと考えている関係の
もう一方が共同親権を求めている事例が多い。

求めるもの	キーワード
①子連れ別居の犯罪化・抑制	「実子誘拐」 「離婚ビジネス」
②DV 保護の抑制	「片親疎外（PAS）」「虚偽 DV」 「DV 厳罰化といいつつ厳格な立証」 「フレンドリーベアレントルール」
③離婚後の別居親による監視 （重要事項決定拒否権による支配の継続）	「養育計画」 「共同親権」

これが何を意味しているのか？

共同親権は子どもの安心安全を守れるのか

——2,524人のひとり親アンケート調査からみえる現状

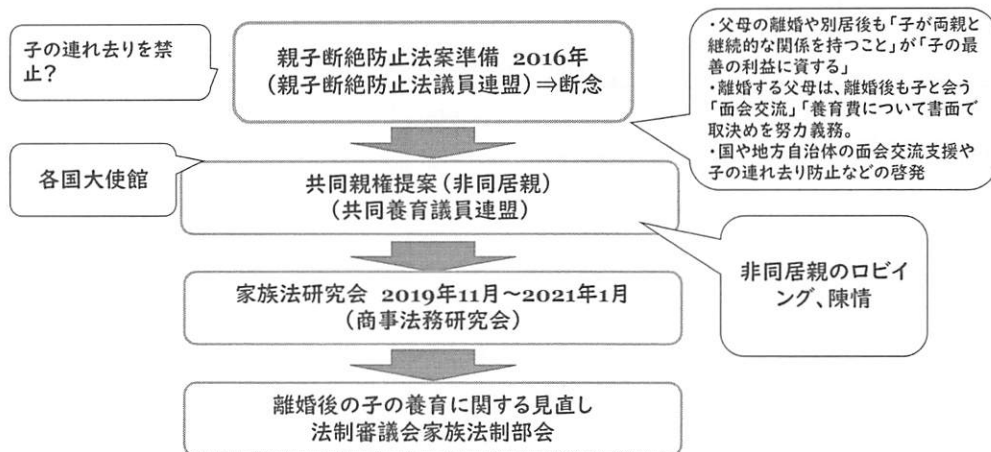
赤石千衣子さん（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

7月に発表した2,524人のひとり親の調査から見える現状を、少しだけお話しします。法制審議会は昨年3月から始まっていますが、実はその前から議論がされていました。先程お話があったように、「実子誘拐だ」などと言っている方たちがロビー活動を非常に活発にされていたのかなと思います。

6年前に「親子断絶防止法」というのが出てきました。その時には何とか阻止出来ましたが、その後親子断絶防止法議員連盟が共同養育議員連盟に変わりました。意図としては、連れ去りを防止したいというのが大きかったと思います。そこに共同親権という違う冠を被せて活動し、それ



親子断絶防止法⇒共同親権を求める動き



copyright AKAISHI CHIEKO 2022

2

養育費不払い解消に向けた検討会

2020年 森まさこ法務大臣の下で養育費に関する勉強会

法務省に養育費不払い解消に向けた検討会
2020年12月24日に報告書を上川陽子法務大臣に提出

養育費の不払い解消に向けた検討会

とりまとめはこちら <https://www.moj.go.jp/content/001345688.pdf>
概要 <https://www.moj.go.jp/content/001345688.pdf>

法制審議会の委員構成

<http://www.moj.go.jp/content/001345688.pdf>

大村敦志（学習院大学法科大学院教授）部会長

委員 20人（民法学者、ジェンダー法・労働経済学・社会学・発達心理学等研究者、消費者団体、連合、裁判所、ひとり親支援団体、面会交流を求めるネットワーク）

幹事

関係官（法務省、外務省、最高裁、厚労省、内閣府）

copyright AKAISHI CHIEKO 2022

4

がなぜか良いことだという風になってしまい、家族法研究会が開かれ、離婚後の子の養育に関する見直しの法制審議会の家族法制部会が開かれてしまった、という流れになっています。その前に養育費の不払い解消に向けた検討会が開かれていました。これは一定程度評価できると思います。これを両方合体して法制審議会が開かれ、その中のメンバーに親子の面会交流を実現する全国ネットワークの代表、ひとり親支援団体の私のような人、弁護士等の他にいろんな民法学者や団体の方がいらっしゃいます。

8月30日中間試案の取りまとめがされていましたが、自民党の法務部会の強硬な意見があり、取りまとめをすることが出来ないという話になりました。9月20日のヒアリングの予定もなぜか飛んでしまい、今もまだ議論がされていないと聞いております。(その後中間試案がとりまとめられ、パブリックコメントに付された)これから私たちのデータをお伝えしていきます。ひとり親の方にアンケート調査を致しました。6月～7月に、シングルマザーサポート団体全国協議会で(31団体)、WEBアンケートによる調査を行いました。会員はシェルターネットの会員と重なっているので、会員が答えているケースもあるのではないかと推測しております。私としては3,000人超えを目指していましたが、回答者数は3,000人を超えましたが、「離婚後ひとり親になってから10年」という条件を付けたので、2,524人になっています。それは、民法766条が改定された後に離婚された方のデータを取った方、が裁判所の状況等がちゃんと見えるかなと思ったからで

最近の審議の状況

- ・第13回 3/29 中間試案の取りまとめに入る方針示される
- ・第13回～15回 3/29、4/26、5/31
- ・第16回 中間試案の案① 6/21
- ・第17回 中間試案の案② 7/5
- ・第18回 中間試案の案③ 7/19
- ・第19回 8/30 とりまとめの案が自民党法務部会の意見があり、委員の意見交換となりとりまとめできず
- ・第20回 9/20ヒアリング予定が開られないことに

「大型サイド」離婚後共同親権 政治「横やり」突然の延期 法制審、異例の試案再検討

2022/09/01 10:38 有料会員記事

シェア ツイート ブックマーク

記事をクリッピング



離婚後の共同親権導入を巡り、紛糾した自民党法務部会。8月26日、東京・永田町の党本部

離婚後の子どもの養育制度を検討する法制審議会（法相の諮問機関）が30日に予定していた中間試案の取りまとめが、急きょ延期された。父母双方の「共同親権」導入か、「単独親権」維持かが主なテーマで、延期の要因は直前の自民党法務部会だ。共同親権導入を求める一部議員が試案の変更を迫り、法務省側が再検討に追い込まれる異例の展開に。有識者は「法制審への政治介入で非民主主義的だ」と批判する。

▽廊下まで怒号

「この議論は法制審に反映されるのか。何のための法務部会だ」「法制審はこんなことしか決められないのか。半端な議論をしているんじゃないんだ、われわれは」。自民党本部で26日あった法務部会。会議室内の議員の怒号は、始められた扉越しに廊下まで響いた。

法務省が自民党法務部会に法制審の議論状況を説明するのは3回目。終了予定時刻を大幅に過ぎた頃、強硬に共同親権を求める議員が今の案は分かりにくいとまくし立てる。法務省側が取りまとめを見送る方向を示し場を取めた。同省幹部は吐き捨てるように言った。「思い通りの案にならなそうなら全部ぶち壊してしまえという、それが政治なんだろう」

<https://www.shinmai.co.jp/news/article/CNTS2022090100341>

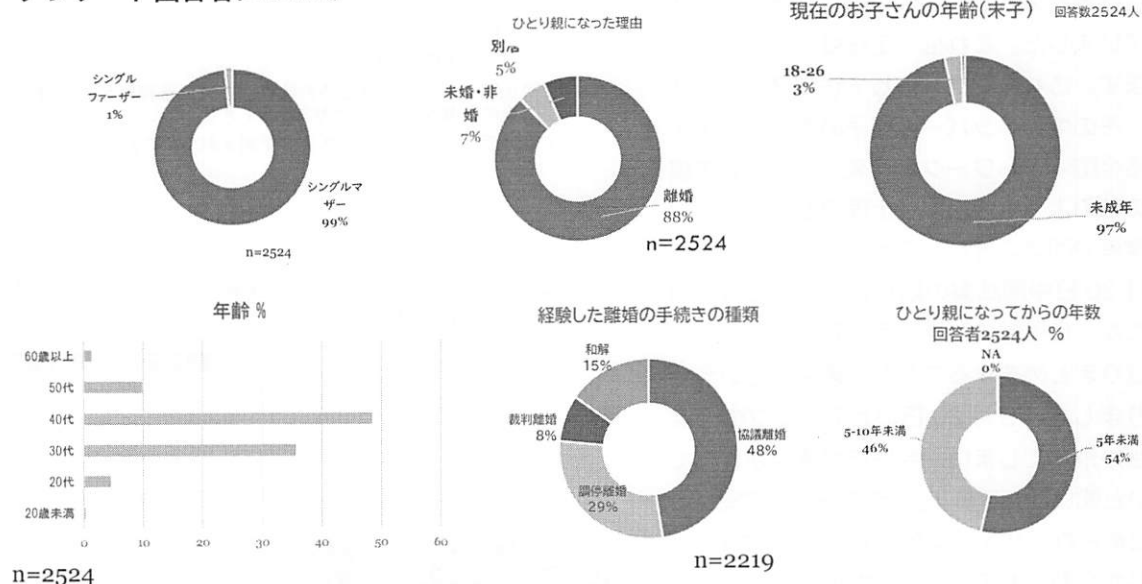
ひとり親2524人へのアンケート調査

- ・ 2022年夏現在離婚後の子どもの養育（養育費、面会交流、共同親権・共同監護など）について法務省の法制審議会で議論され、急ピッチで中間試案とりまとめが行われている。
- ・ この議論にひとり親の声を届けるために、シングルマザー等を支援するシングルマザーサポート団体全国協議会（7月15日現在加盟団体31団体）は6月22日～7月2日、WEBアンケートによる調査を各団体の会員に対して行った第一次集計結果である。
- ・ ＊協力 家族法制アンケート調査プロジェクト
- ・ 調査対象：子どもが20歳以下のときに離婚し現在お子さんが26歳以下でひとり親になってから10年以内の人。
- ・ ※この第一次集計結果は抜粋であり暫定的なものである。今後第二次集計、インタビューを含めた第三次集計を計画している。
- ・ 【有効回答数2524】（回答者数 3049）

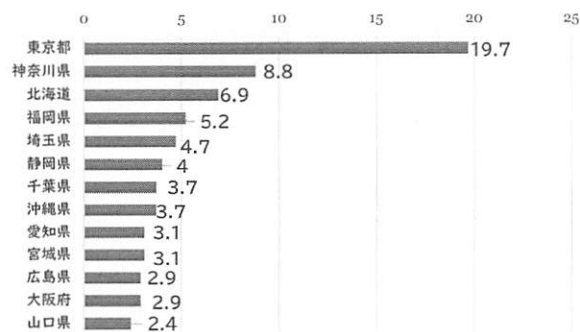
離婚後の子どもの養育についてのアンケート調査
実施主体 シングルマザーサポート団体全国協議会（全国31団体）
協力 家族法制アンケート調査プロジェクト
連絡先 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
info@single-mama.com

す。解答者はシングルマザーがほとんどでした。協議離婚の方が半数くらいで、少し裁判離婚が多かったです。回答者は全国にわたっており、年収が低い特徴がありました。年収 200 万円以下の方が非常に多かったです。

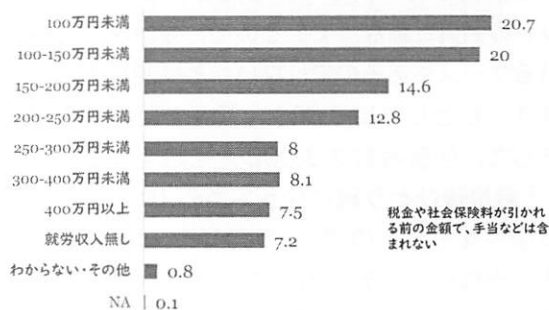
アンケート回答者について



お住まいの都道府県 %



就労年収(2021年) 回答数2524人 %



※すべての都道府県から回答があった。

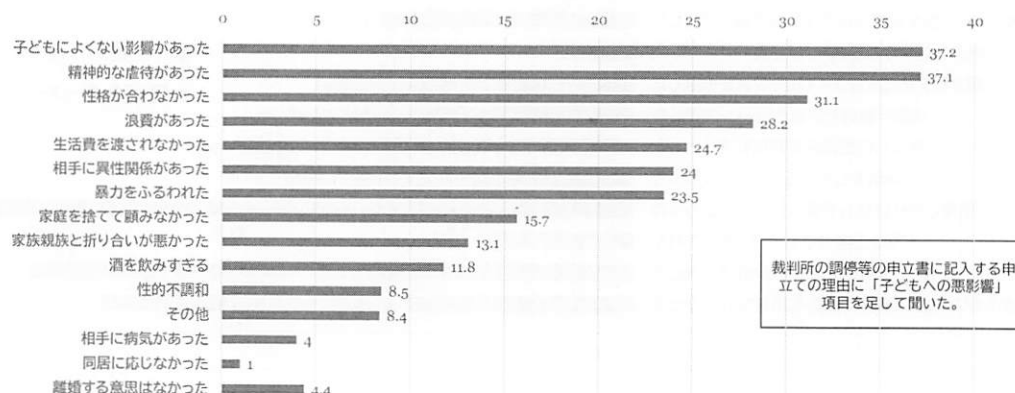
就労年収は100万円未満がもっとも多かった。

本題はここからです。「離婚を決断した理由って何ですか？」と聞きました。選択項目に「子どもによくない影響があった」という項目を足しました。これは裁判所で調停や裁判を申し立てるときに3つまで理由を書く選択肢があり、この選択肢に加えました。案の定、子どもによくない影響があったからというのと、精神的な虐待があったというのは非常に多かったです。「子どもへの悪影響とは具体的にどんなことですか？」と聞いたときに、夫婦が対立口論したり、そういう状況を子どもに見せたくないということ、相手が暴力をふるう等が多かった、ということがわかります。離婚理由がわかりました。その中で子どもへの虐待がどのくらいあったのか聞いたところ、40%の方があったと答えています。長時間戸外などに放置された、保護者として問題があるような行為をされた等、こういう方が347人、性的被害を受けたのも97人です。2524人中97人です。面前DVがあったかどうかも聞きましたが、それには6割の方が答えております。本当にかなり酷い具体的な虐待の様相の記述がありました。詳細を聞いていて、子どもの虐待とDVは同時に起こっていることが多いだろうと、北仲さんに設問を入れていただきました。資料に記載しているものは抜粋ですが、本当に多くの方が身体的な暴力も経

験しているし、精神的な暴力はもっと経験している。その他に経済的な暴力もかなり多くの方が経験しているということになります。

離婚を決断した理由(複数回答、3つまで選択) n=2219 (%)

離婚を決断した理由を聞いたところ子どもに悪影響、精神的虐待が多い結果となった(37%)。子どもへの悪影響を防ぐために離婚をやむを得ず決断する人が多いことがわかる。そのほか性格不一致、浪費、生活費を渡さないと続いている。



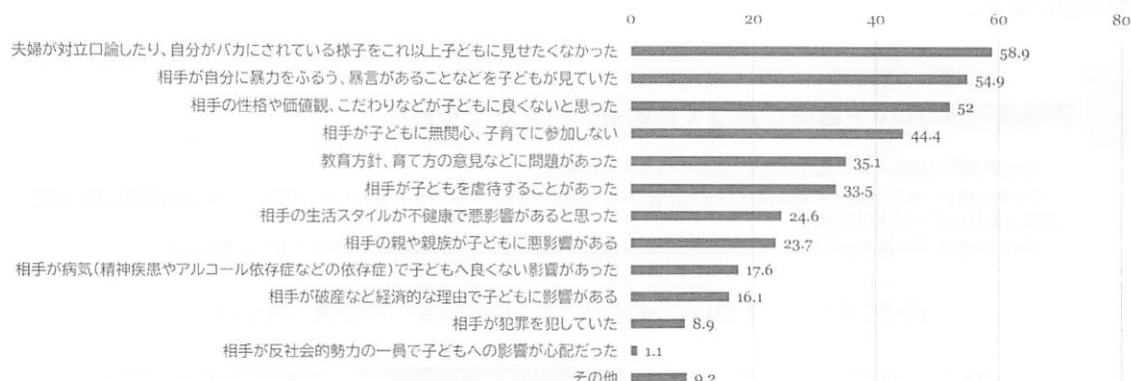
裁判所の調停等の申立書に記入する申立ての理由に「子どもへの悪影響」項目を足して聞いた。

子どもへの悪影響の具体的内容

子どもへの悪影響とは具体的内容を聞いた。もっとも深刻なものは虐待である。

夫婦の対立を見せること、面前DV、相手の生活スタイルが不健康、子育てへの無関心、教育方針の問題、精神疾患やアルコール依存、経済的な理由など多様な理由が挙げられた。

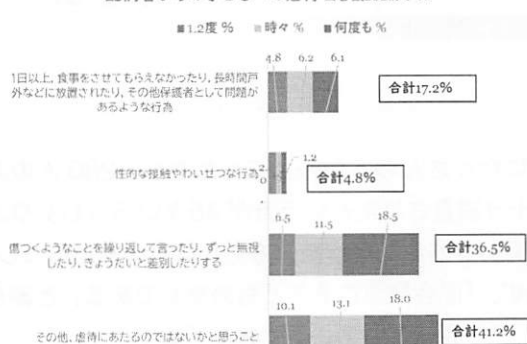
(複数回答 n=824, %)



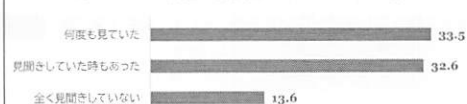
配偶者からの子どもの虐待に40%があったと回答

配偶者から1日以上、食事をさせてもらえなかったり、長時間戸外などに放置されたり、保護者として問題がある行為をされたことが「1、2度あった」「何度もあった」子どもは347人いた。性的被害を受けた子どもも97人いた。また、一方の親へのDVを子どもが目撃していると回答割合も6割だった。具体的には「流血するまで蹴る」「首をしめて怒った」等約800人が回答した。

配偶者からの子どもへの虐待 回答数2020人 %



子どもはDV被害を見聞きしていたか 回答数2294 (%)



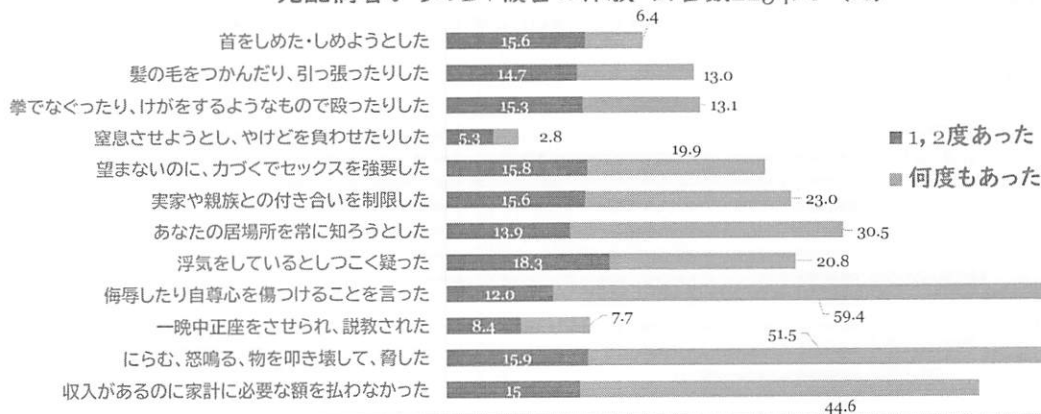
【その他自由記述から 約800人記入】

- トイレに行かせない。車に閉じ込める。
- 叩く、怒鳴る、反省文を書かせてそれを持たせて写真を撮りそれを見えるところに貼る。
- 長時間の正座、押し入れに閉じ込める。
- 正座、説教を繰り返す(回答多数)
- マナーが悪いと、髪を引っ張り引きずり降ろして怒鳴り散らす。
- 謝っても許さず流血するまで蹴る。何もしていないのにつねる。
- 赤ん坊で泣き止まない時に、揺さぶりをしていた。
- 首を閉めて怒った。
- ほとんど生肉の鶏肉を食べさせる。股関節を2度も脱臼させた。

母親のDV被害体験

子どもへの虐待はDV被害体験と同時に起こっていることが多い。DV被害体験も非常に高い割合であり、深刻なDV被害者が離婚を経験した人の中に多く含まれていることを示している。

元配偶者からのDV被害の体験 回答数2254人 (%)



この方たちは調停を経験したときに、家庭裁判所はDVや虐待をどのように評価したのか。これは私たちが数値を出したかったところで、やはり「DVや虐待があっても面会交流はしなさい」という対応を、家庭裁判所がしてきたという回答が多く出ました。「聞いてはもらえるが、結論には反映されなかった」、「DVを主張しても『それは子どもになかったのだから、面会交流するように』と言われた」等、非常にDVを軽視する傾向がしっかり示されていると思います。こういう家庭裁判所の動向がある中で、共同親権という制度を議論していいのだろうかと思います。

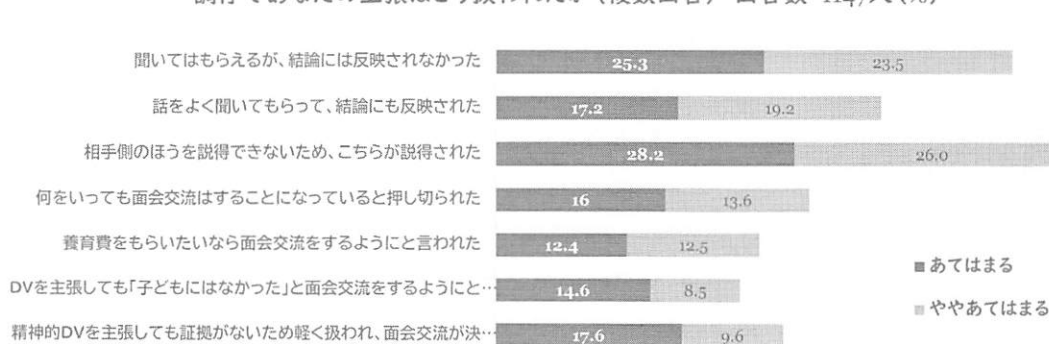
家庭裁判所はDVや虐待があっても面会交流をさせる対応

家庭裁判所の調停での手続きで意見を聞いてもらえたかを聞いた。

「DVを主張してもそれは子どもにはなかったと言われ、面会交流をするようにと言われた」(23.1%) などDVを軽く扱う傾向がはっきりとデータ上示された。

2011年民法766条の改正以降、家庭裁判所では原則面会交流実施の方針で調停が行われてきたと言われる

調停であなたの主張はどう扱われたか(複数回答) 回答数 1147人 (%)



調査官調査が入ったケースです。このデータは本当にたくさんの方が答えてくださり、280人の方が調査官調査を経験したとおっしゃっています。調査官調査で十分調査されたという方が45%いらっしゃる一方、「不本意な方向に誘導された」、「不十分な調査しかされなかった」方もかなりの数いらっしゃいます。自由記述を見ると、「精神的な暴力は調停では認められず、「面会交流こそ子どもの幸せである」と繰り返し言われた」とか、「調査官が「パパがあなたに会いたがっている、会いたい？」子どもが「怖くなければ」調査官「怖くないよ。怖くない人に見えたよ」などと誘導した」等、データのにもすごく具体的なものが出てきています。「面

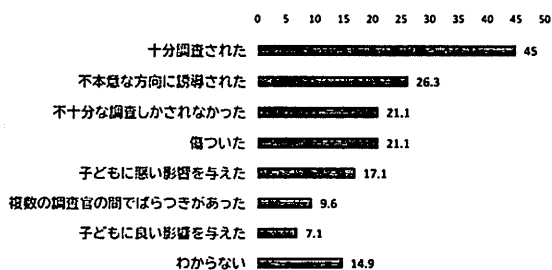
会交流に応じないと、君はお父さんを自殺に追いやるよ」とまで言って子どもを傷つけたケースもあったと聞いております。こういう状況の中で、家裁の中で今後共同親権をやる事が出来るのだろうかということです。



調査官調査におけるDVや虐待の扱い

また調査官調査を経験した280人に調査官調査について聞いたところ(複数回答)、十分調査されたという回答が(45.2%)ある一方、「不本意な方向に誘導された」(26.3%)、「傷ついた」(21%)、「子どもに悪い影響を与えた」(17.1%)と、かなりの高率で問題があったことがわかる。

家庭裁判所では虐待やDVについて十分にアセスメントを行ってはいないことは明らか。その結果子どもを危険にさらす面会交流に誘導しているのではないか。



n=280

【自由記述から】

●精神的な暴力は調停では認められず「面会交流こそ子どもの幸せである」と繰り返し言われた。

●調査官「パパがあなたに会いたがっている、会いたい？」→子「怖くなければ」→調査官「怖くないよ。怖くない人に見えたよ」などと誘導した。

●調査官も面会交流ありきで、「どうして会わせないのか」ばかりで、診断書や医師の意見書、療育の内容、病院からの意見等は全く無視された。「(相手側に会わせて)何か悪い影響があれば病院を受診してください」と捨て台詞さえた。

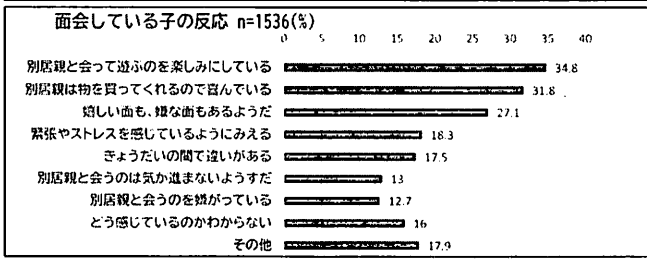
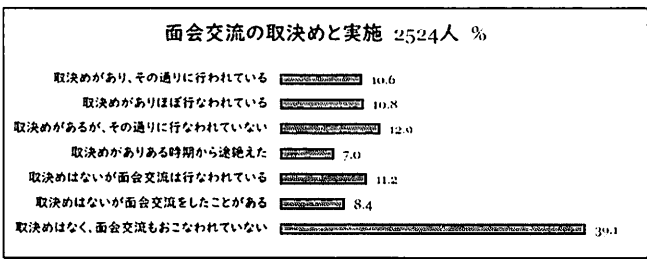
●子どもの心理を逆にとり傷つけ「面会交流に応じないとキミはお父さんを自殺に追いやるよ」と言われて、子どもは今でも心の病気、うつで苦しんでいる。

●被虐待児に対する配慮がなかった。子供が一生懸命説明しても無視され、「たいしたことない」、「うそを言っている」等否定され、虐待はなかったもののように扱われた。

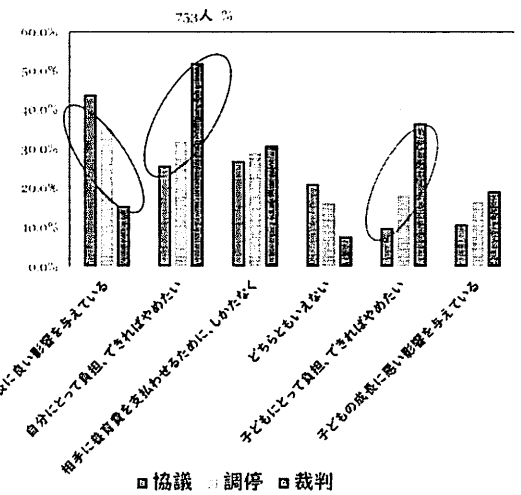
実際に面会交流をしてどうだったかについて聞きました。取り決めたという人の中で、その通りに行われている方と、そうじゃない方がいます。グラフを見るとすごく顕著で、協議離婚、調停離婚、裁判離婚の順に並んでいますが、裁判離婚になっていくと満足度が下がっています。「もうとてもやれない」と、子どもにも悪影響があるという比率が高まる傾向が出ています。裁判所を経過して無理やり面会交流しなさいと言われていて、やむなく面会したほど非常に子どもにも悪影響があるとか、出来ればやめたいっていう方が増えている、というのが明らかに出ています。一方、協議離婚で面会交流を決めた方は、それなりに満足度もある方もいます。

面会交流 取り決めと実施「よい影響」と「やめたい」という声

面会交流については「子どもの成長により影響を与えている」と感じている人が約4割いる一方で、「自分にとって負担でできればやめたい」(30%)「子どもにとって負担でできればやめたい」(15.3%)という人が特に、裁判離婚次いで調停離婚経験者に多かった。



面会交流についてどう感じているか(複数回答)



面会交流の取り決め後、出来ていない理由は何か聞きました。あれだけ調停や裁判で争ったにも関わらず、取り決め後は何も言ってこないという親が40%近くいるということにはびっくりしました。再婚したので何も言ってこなくなった、等の理由もありましたが、本当に子どもに会いたかったのか疑問を感じるデータでした。

面会交流 取決め後何も言ってこない親、面会で子どもが怪我

「相手が取決め後何も言ってこない」という人が4割もいた。調停や裁判での係争に熱心で実際に面会交流をしようとする親、面会交流に行っても子どもの面倒をみれない親があり、子どもの安心安全が守られず子どもの最善の利益に反するといえる。



【面会交流についてのこまりごとの自由記述 698件】

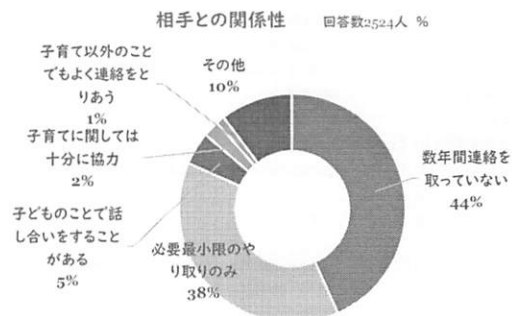
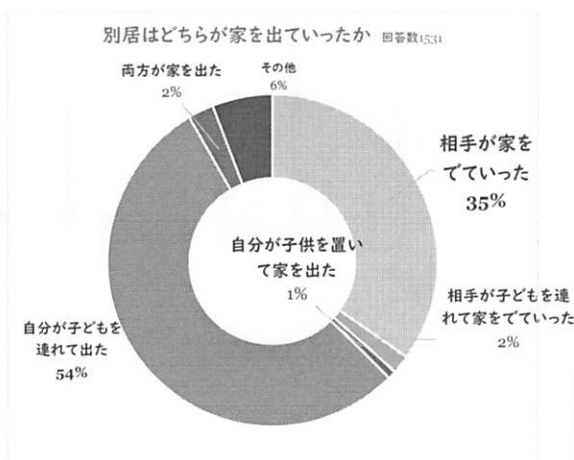
- 怪我をさせられたが、病院にも行かず帰ってきた。
- 野外運動場に子どもだけ置き去りにして仕事へ行ってしまう、次男が遊具で溺死しかけ、それを必死に助けた長男と共に、2人とも心の病を患って、今もカウンセリングに通っている。
- 子供を乗せて飲酒運転をする。夜中まで連れ回す。学校を休ませようとする。高額な物を買ひ与える。
- コロナで直接対面を拒否し、オンライン面会を提案しても回答をもらえず2年会っていない。
- 面会中に、彼女に世話をさせるため、娘は行きたくないというようになった。
- 相手から「嘘つき、愛情が無い親」プライベートまで調べられ周りに言う。SNSに拡散すると脅迫メールを月に10回以上送付される。
- 子どもとの約束を守らず、子どもを泣かせたり行っても迷子にさせたり、きちんと面倒がみられない。
- 婚姻中の大声や罵りの現場を見ていた子供が相手を怖がり、泣き叫んで逃げ回る状態でも面会をすることを求められたこと。
- 必ず8時間と言われ、子供の宿題や用事などを全く考慮しない。学年がある毎にだんだん負担になっている。

自由記述も 600 件以上が答えてくれていました。子どもを遊ばせるには、年齢に合わせた遊びができるスキルも親には必要で、すごく大変だと思います。しかし「怪我をさせられたが、病院にもいかず帰ってきた」、「野外運動場で子どもだけ置き去りにして仕事へ行ってしまう、子どもが溺れそうになった。子どもがショックを受けている」、「子どもを乗せて飲酒運転する」等、怖い事例もありました。子どもを渡したお母さんがどんなに心配しているだろう、と思うケースがとても多く記述されており、これが 700 件近く書かれていたというのも、すごいことだなと思っています。

離婚前に別居した際の別居の仕方についてです。DV の場合にお母さんが子どもを連れて出たというのは多いですが、35%は相手が家を出てしまったケースでした。こういった場合に、この法律がいったいどう関

離婚前の別居 相手(夫)が家を出ていった35%

離婚前に子どもを連れて避難している人が多い(53.5%)が、まったく反対に相手が家を出ていったが35%と二番目に多いことも分かった。現在連絡をとっていないのが4割以上となる。



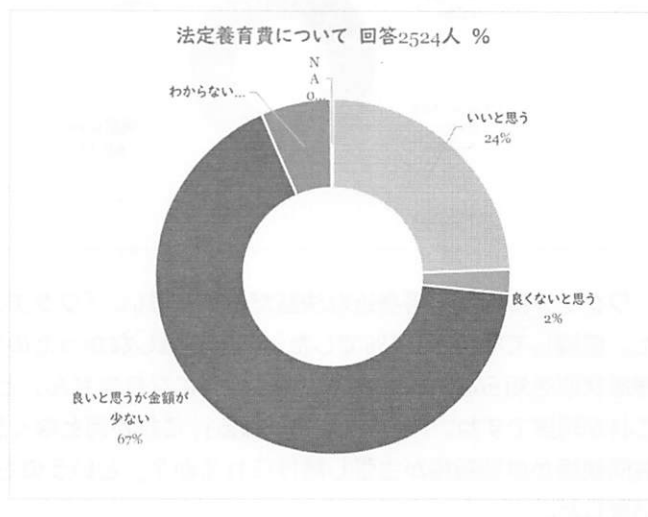
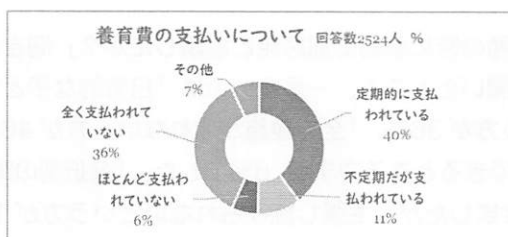
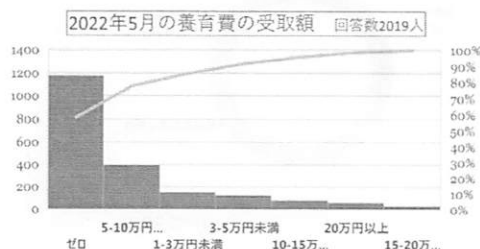
今回の法制審議会家族法制部会は「不当な連れ去り」があるということには触れるが、離婚前の別居は夫側の家出でも起こっている。離婚前には「(主に)夫が家を出ていった」人が4割弱、その結果「夫とまったく連絡をとれない」という人には働きかけはない。

わるのかについて全く議論されていないのも気になります。

養育費はやはり未払いが多く、法制審議会で養育費のところが進めばいいなと思っています。いい案が出てきたら、私も少しは心が揺らぐと思います。しかし今議論されているのは、「公正証書とか決められなくても、離婚したら最低限の法定養育費を決める」というもので、それがすごく低く、事例では1人1万円くらいと言われています。私としては心の揺らぎようがない額ですし、回答者の方も「とても安いのは嫌だ」とおっしゃっている方が多かったと思います。

養育費

先月もらった養育費ゼロが半数以上。法定養育費については、賛成だが額が少ないという意見が多かった。



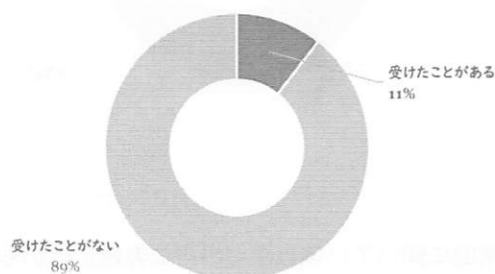
続いては、リーガルハラスメントです。皆さんも当事者の方からすごく聞いていると思いますが、色んな法的手続きを悪用した申し立てが多いです。「あなたは法的な手続きを悪用した嫌がらせを受けたことがありますか?」と聞いたところ、かなりの人数の方が受けており、自由記述も160件集まりました。一番上の自由記述を見ると、「裁判、調停、合わせて9つやっている。損害賠償請求は6,000万円。こんな事通るわけないと思っているが、1件1件裁判しなければならぬとすごく苦痛」と書かれています。こういう方が共同親権も求めているというのは、非常に矛盾だらけだと思います。

こういう方への抑止も書いていただきたく、共同親権についてぶっちゃけの質問をしました。

リーガルハラスメント

リーガルハラスメントを受けたことがあるか

回答数2524人 %



リーガルハラスメントとは、法的な手続きを悪用したいやがらせを指します。何度も調停や裁判を起こされることなどが、これにあたります。

【具体例 自由記述から 約160件】

●裁判、調停、合わせて9つやっています。裁判では6000万円の請求(根拠のない言いがかりの金銭要求)がなされています。裁判で、相手の言い分が通ることはほぼないと分かっているにもかかわらず、裁判をしなければならぬことが自体が苦痛です。DV加害者に、DV被害者を相手に裁判をさせることに制限を与えてほしいです。次々と裁判を起こされ、終わりが見えません。

●養育費止められて強制執行したら、減額調停と面会交流増やす調停を起こされ、強制執行を取り下げるように脅された。

●離婚調停から離婚裁判が終わるまで毎年約3年間、婚姻費用減額調停をされ、こちらの収入を確認したり、私の所得証明書を職場に提出して別居していることもたちや私の扶養手当を不正受給したりしていた。そして、離婚後8月に養育費が決まったにもかかわらず12月にまた、養育費減額調停をしてきて、まだ調停中です。

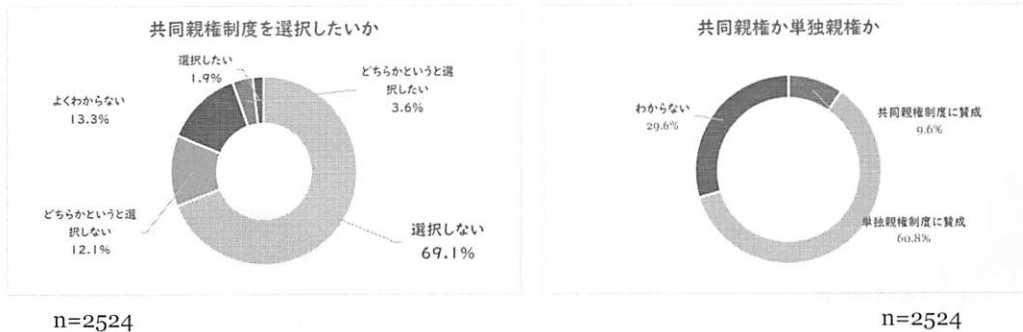
●離婚の調停が不調に終わり、裁判を起こしたが、裁判所をどちらの住所地の方でするかについて、移送の申し立てをされ、最高裁まで上告され、半年間を無駄にした。期日に書面や資料を出さず、期日が空転することが度々あり、離婚を引き伸ばされ、籍が抜けないため数年間子供に使えるはずの手当などももらえず、苦勞した。

●相手方は同じことを何度も主張して無闇に調停を長引かせた上私の主張を受け入れようとはしなかった。調停は不成立に終わり裁判になり、いつも相手からは期日間際に反論を提出された。また、判決がでるという時に面会交流のことに触れてきて、結局相手から控訴された。調停、裁判と無闇に長引かせられ別居してから離婚するまで3年かかった。

「あなたは共同親権制度を選択したいですか？」と聞いたところ、どちらかという選択しない、選択しないを合わせて80%くらいの方が選択しないと言っている。単独親権制度の方が良いという方は、かなりの数になると思います。分からないという方も結構いらっしゃいました。

共同親権について 6割が「単独親権制度がよい」

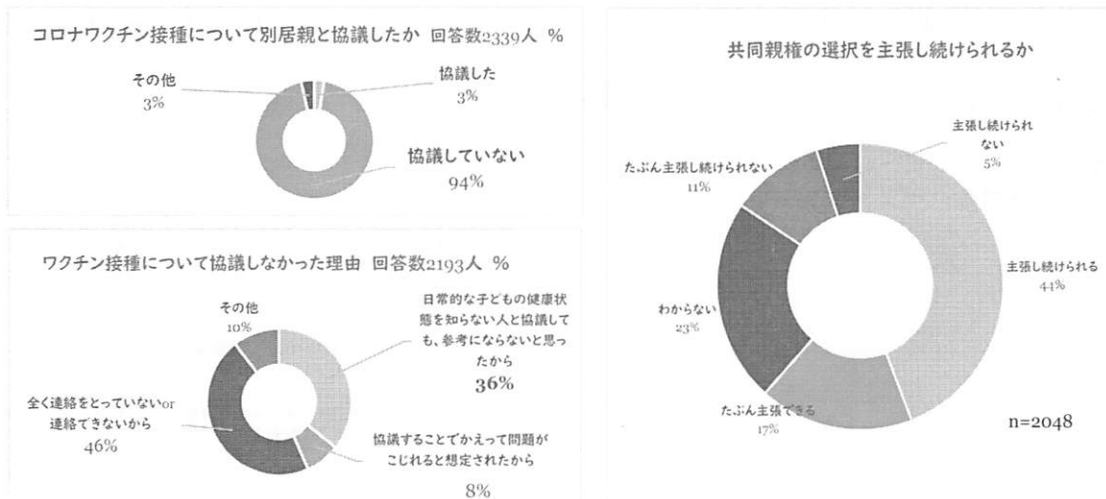
ひとり親は、共同親権制（共同で子どもの教育や医療、居所など重要事項を決める制度）については、共同親権制度を選択しない、どちらかという選択しないが8割だった。
共同親権制度がいいのか、単独親権制度がいいのか聞いたところ、約6割は単独親権制度、わからないが3割、共同親権制度を望むのは9.6%だった。



ワクチン接種は一番身近な決断だろうと思い、「ワクチン接種の時に事前に別居親と協議したか？」聞きました。協議していないが94%でした。何で協議しなかったのかと聞いたところ、一番多いのは「日常的な子どもの健康状態を知らない人と協議しても参考になりません」という方が36%、「全く連絡が取れない」方が46%、これが現実ですね。「かえってこじれる」、これが何となく想像できるところですが、8%でした。「選択制の時に、共同親権か単独親権か主張し続けられるか？」というのも聞きましたが、主張し続けられないという方が16%いました。

共同親権について

ワクチン接種について事前に協議したか聞いたところ、「協議していない」が94%となった。その理由は「日常的な子どもの健康状態を知らない人と協議しても参考にならない」36%、まったく連絡がとれない46%の上、かえってこじれるが8%であった。こんな状態で双方での協議をすることを義務づけることはできない。これは高校進学先の決定についても聞いたが同様の結果だった。選択制の場合共同親権か単独親権かを主張し続けられないという人が16%いた。



ここで出てきたデータは、シェルターネットの皆さんが日常的に聞いている当事者の声に非常に近いものが出たと、私は思っています。こういったデータがもっと早く届けばよかったかなと思いつつ、これを法制審議会にも出しました。委員の方たちがどう思っているのかは分かりませんが、やはり虐待、暴力の比率が高いということを感じていると思います。また調査のデータの人数も多いので、簡単にはないがしろに出来ないのではと思っています。このデータをもとに、共同親権は子どもの安心安全を脅かすということをもう1度お伝えしました。

中間試案がどうなるのかわかりませんが、中間試案が出てきたときにより多くの方がパブコメを出すといいと思います。法務省には氏名と住所を書いて出すことになっていますが、その情報が絶対に公開されないという保証を、パブコメを取るところにきちんと書いてほしいと伝えています。安心して提出できるようなことをしたいと思っています。他に出し方の要望があればお伝えいただければと思います。

子どもを奪われたお母さんたちの中には、同情に値する方たちもいると思います。そのあたりを、私たちももう少しケアしていきたいと思っています。

今後何ができるのか 勉強会+パブコメ対策

- ・勉強会の開催
オンラインでOK
- ・パブコメの出し方を確認!
シングルマザーサポート団体全国協議会会員数
約1万人
シェルターネットも

今後何ができるのか メディア対策

・メディア対策

アンケート結果を報道したのは

朝日新聞デジタル版7/15 <https://digital.asahi.com/articles/ASQ7H6JRDQ7HUT1L04J.html>

東京新聞(デジタルに詳細)8・27 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/198325>

静岡新聞

テレビ朝日 報道ステーション(再論)

NHK おはようニッポン(再論)

→アンケートにより国会ロビーや取材を受けてもいいという方に会えたがまだまだ必要
子ども(親の離婚を経験し現在18歳以上)

DV被害を受けてきた方

共同養育をしてきた方 協議離婚で連絡とれていない方

報道が出たら、記事へ反応を!
良心的な記者は記事が出るま
でに社内でもたかっている
ます。

取材OKの方、ご
連絡ください!!

Copyright © AS MISO KENDO 2022.

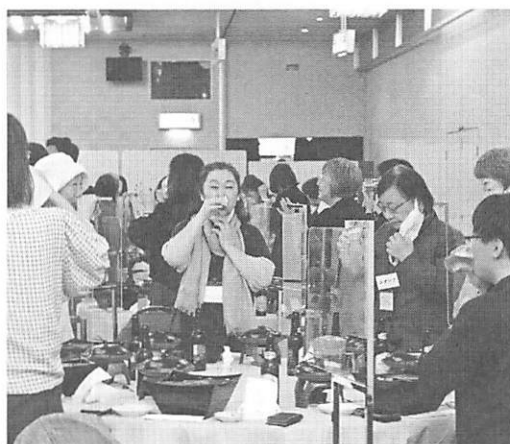
21

地元議員への働きかけ

いま、地元議員へ働きかけが急務です。
共同親権など改正案は、2023年の通常国会へ
上程もありえたということです。

- ・ぜひとも国会ロビーをお願いします。
まず与党(野党も)

交流会



大会日程

タイムテーブル／2日目

9/29 木曜日 [会場：まなぼっと]

9:00 受付開始

10:00～12:00 【分科会】

① 「別居・離婚後の親子とDV」 **2F 多目的ホール**

木村草太さん、海外からの報告 ほか

[メッセージ動画・資料] ジェニーバーチャルさん (英国「ウィメンズ・エイド」)

② 「議員フォーラム DVから被害者を守る対策の推進を」

2F 大ホール

議員の皆さん

自民党、公明党、立憲民主党、共産党、社民党、れいわ等、各党から参加される議員の皆さんと、オンラインで意見交換を行います。

③ 「若い世代をとりまくデジタル性暴力」

7F 会議室 705・706

NPO 法人ぱっぷす

デジタル性暴力の被害にあっているのはそのほとんどが若い女性と子どもたち。性暴力被害者支援の現場報告をもとに討論をふかめます。

12:00～13:00 昼休み

13:00～15:00 【シェルター・ワールド・カフェ】

各シェルターがブースを設け、参加者が自由にブースを訪問し、それぞれのシェルターの活動を知り情報交換をすることにより、支援者のエンパワーを図ります。

15:30～16:00 閉会セレモニー

「別居・離婚後の親子とDV」

木村草太さん 東京都立大学教授

[メッセージ動画・資料] ジェニー・バーチャルさん 英国「ウィメンズ・エイド」

北 仲：おはようございます。昨日に引き続き、共同親権の話題に参加していただきましてありがとうございます。最初にまず質問をお受けして木村さんに答えていただきます。その後、イギリスのジェニーさんの動画を15分ほど見ていただいて、今日お配りした資料でイギリスのことをちょっとご紹介をして、その後、残りの時間は討論の場にしたいと思います。

木村さん、昨日の親権と監護権の話を、もうちょっとだけ解説してもらえますかね。

木 村：はい。では解説いたしますと、民法には親権という概念があって、子どもを育てるための親の責任であり権利であるとされています。この親権には昨日の図で示しましたように、子どもと一緒に暮らして世話をするという“監護権”という部分と、子どもについての“重要事項の決定権”——昔の教科書だと財産管理権と書かれていた部分なのですが、財産だけでなく、医療とか進学といったようなことについてもかかわってきますので、最近は重要事項という言葉が使われますが——、その重要事項を決める権利という二つのものが含まれております。婚姻中は、お父さんとお母さんが共同で同居をしているわけですし、協力義務を負っていますから、同居して協力して両者を一体として行使していくという仕組みになっています。

他方、離婚をした場合には、普通はやはり別居をするので、親権を婚姻中のようには共同はできないということで、離婚後は基本的にどちらかが親権を持つという、単独親権制が現在の法律では採用されています。ただし、監護の部分については、親権がどちらにあるかということにかかわらず、子の最善の利益を基準にやり方を決めるという仕組みになっております。

ですので現在の法律ではどうなっているかというと、例えば親権が同居しているお母さんにあったとしても、お父さんと月に2～3回、こういう形で面会しようね、というようなことをお父さんとお母さんで合意をしたり、合意ができなかった場合には裁判で決めたりするという仕組みが取られています。子の利益というのが基準なので、子どもの利益のためになる場合には、例えば半々の監護ということも命令することもできますし、あるいは同居親がお母さんなんだけれども、親権はお父さんというような仕組みもできるということになっていますので、監護権の部分については外国の共同親権と言われるものと、そんなに大きな違いは実は日本の法律にはないということになります。大事なものは、現在の法律で非常に重要なのが、監護のあり方を定める基準というのは子どもの利益、と民法で定められているところです。

なので、現在の法律で裁判所が命じたよりも多い頻度にするということになると、それは子の利益を当然害するということになりますよね。子の利益のために月1回、2回が最善ですと決まったわけですから、それを増やすというのは、むしろ子の利益にならない頻度にまで増やすという話になるわけですね。

一方、重要事項の決定部分については共同はできないということで、離婚後はどちらかが単独親権ということになります。こちらの方を共同するかどうか。実はこの重要事項の共同決定ができるようにするかどうかということが、現在、法制審で議論されているところです。重要事項の決定権というのは、話し合って決めないといけません。お父さん、お母さんは、それぞれ方針が違う場合には話し合って、すり合わせて決めなくてははいけませんし、例えばワクチン打つ決定と打たない決定というのを同時に実行することはできませんから、これはやっぱり一つの決定を2人で話し合ってつくらなくてははいけないということになります。

重要事項の決定部分の共同については、どうことが起きるかというのは、離婚後の父母関係の類型によります。私は離婚後の父母関係は概ね四つに分けられると考えています。

まず一つ目は、非常に良好な関係。これは事実婚を継続するような場合ですね。別姓希望なんで事実婚にしておきたいんだけど、子どもは非嫡出子にしないために、子どもを産むときだけ結婚して、生まれたら離婚する、というような形で事実婚を継続するというパターンが一番典型的ですが、父母の関係が事実婚と同じような状況で非常に良好な場合というのがあります。この場合には共同親権はうまくいきます。当たり前ですけど、婚姻と実態は変わりませんので、うまくいくのは当たり前ということになります。

二つ目の類型が無関心型です。子どもに別居親が無関心になってしまって連絡が取れなくなるというパターンです。このパターンで共同親権にすると、極めて重大な問題が起きます。というのは、重要事項の決定のためのサインやハンコがもらえなくなるわけですから。たとえば子どもがワクチンを打つとき、病院の人に親権者のサインを出してくださいと言われても出せない。ワクチンが打てない。子どもが修学旅行に行きます。海外に行くんだったら親権者の同意が必要ですね。出してください、出せない、というようなことが日常茶飯事に起きてくるということになります。ということで、無関心型の共同親権は、当たり前ですけど機能しません。子どもの利益を害します。

三つ目に高葛藤型。差し当たってDVのない高葛藤。そういうものが理論的には一応あると考えて、不仲で話し合いができない関係。DVがあるわけではないんだけど、お互いに憎しみ合っているとか、話し合いができない関係になっている。このパターンでやりますと、親権の行使のたびにめ事が起きるということになります。対立があって子どもの教育方針が大きく違っているということになると、子どもについての決定ができない。ワクチンを打つ、旅行に行く、引っ越しをする。そのたびに話し合いをしなきゃいけない。どうせ話し合いはまとまりませんから、全部家裁の審判に行くということになります。

共同親権の導入を推進する人は、家裁が審判すればいいじゃないかと言うんですけども、家裁の審判は、そんなに簡単には出ません。1日や2日では出ません。今日、弁護士の方もたくさんいらっしゃるんで、聞いてみていただきたいんですが、「家裁に審判を申し立てて、その日のうちに審判の結果は出ますか」って聞いたら、「そんなことは絶対ありません」と、弁護士の方はおっしゃると思います。期日が入った後に書類を出して、証拠とか証言を出し合って決めて行くというのが裁判手続、審判手続ですから、相当な時間がかかります。

ですので、「ワクチン打ちましょう」「じゃあ半年後に審判が出ますね」とか、「今度、高校の進学先が決まってA高校とB高校に合格したけど、どっちに行こうか。お母さんはA高校、お父さんはB高校」。「じゃあ進学先が決まるのは半年後ね」、ということになるわけですね。当然学校は待てくれないのでどうするの、という話になるわけです。

ということで、この対立型の事案、仲の悪いところで共同決定を強制しても全く機能しない、ということになります。

最後に、DV、虐待型の事案です。これは論外と言っていると思いますが、DV、虐待の事案で共同親権になると、例えば虐待側からすると非常にいい武器というか、嫌がらせの道具を手に入れることになります。サインが欲しかったら会いに来いとか、いろいろなことができたりするわけですね。当然それは子どもの利益を害するということになります。

ということで、実は重要事項の共同決定を導入しようと言っている場合、どの部分で導入しようと言っているかによって、この制度の性質は大きく変わってくるということになります。

じゃあ仲のいいタイプだけが選択できるようにする制度にすればいいんじゃないか——これは自然な発想だと思います。実際に海外で共同親権がうまくいっているというのはその例ですけども、実はそこに絞ろうという議論を推進派がすることは、現在の日本ではあまりありません。

今日本で共同親権を導入しようと言っているのは、原則共同親権にして、先ほど言った第2類型、第3類型、第4類型にそれを導入しようという議論になっているんですね。

なんでそのような対立のある事案についてまで共同親権を導入しようと言っているかというと、共同親権の導入を求めている方々の多くが、対立型の当事者だからということになります。対立型の当

事者の方々がなぜそういう主張をするのかというと、多くのパターンは子連れ別居された当事者が子連れ別居に衝撃を受けて、この状態は何なんだろうということを調べると、昨日もお話しましたけれども、子連れ別居を“実子誘拐”だという、そうした言葉がネット検索すれば、たくさんあふれています。

「なんで実子誘拐が起きるかということ、これは日本は単独親権制で、連れ去った人が親権を取れるからだ」というような解説があって、したがって、自分に起きた不幸、子連れ別居をされたということとは、相手が誘拐という犯罪をするから悪くて、それは日本の単独親権制という法律制度のせいである、という確信を強めて単独親権制を攻撃し、対立型でも共同親権を導入しようという主張になるということになります。

この主張には当然、大きな飛躍があります。なぜ子連れ別居をされたのか。そこには理由があります。全く理由がなくて、いきなり子連れ別居をする人というのは、普通はちょっと考えられないですね。住みなれた家を、子どもが住んでいた家を自分から離れるということですから、それは何か理由があるはずで、そこに至るまでに婚姻中のさまざまな葛藤があったりとか、逃げざるを得ないような夫あるいは妻との関係があったということになるわけです。

なので、そこに必要なのは、なぜこうなったのかということのを反省して、そこに至るプロセスの中できちんと、なぜそこまで相手が追い詰められてしまったのかということのを自分で考える、というプロセスが必要なのですが、今情報収集すると、子連れ別居を実子誘拐と非難すれば、そのプロセスをすっ飛ばして自責、自分の反省は全くゼロで、すべて相手と法律のせいに行けるということになるので、その運動は非常に苛烈になっていくということです。

なので、私たちが見ている現状というのは、共同親権の問題であるように見えるんですが、子連れ別居について反省に向かわずに、むしろ同居親を責める方に向かう、そういう現実には引張られて、今我々が見ている内容が進んでいると分析していいのではないかと思います。

北 仲：ありがとうございます。ご質問あったらどうぞ。

会 場：ありがとうございます。昨日のお話を聞きまして、僕はちょっとまだ仕組みを理解していないという前提があるんですけども、そもそも法制審まで至ってしまったこの議論、今の話を聞く限り、普通あり得ないだろうと、要は一方的な主張がまかり通ってしまって世の中の議論になる。ただエビデンスがない。こういう共同親権じゃない方がいいというエビデンスが少ないから、まだまだ議論が続くのか。そういう被害者側の声が少ないから、こういうふうな状況になる。共同親権がどんどん成立するかもしれないぐらいの方向性になる背景が、ちょっといまいち理解できていません。

木 村：まず法律家の視点から見たときに、離婚後に全く共同親権が選択できないという仕組みがおかしいと言われれば、おかしい面もあるんですね。というのは、先ほど言った第1類型。仲のいい父母が婚姻しているときと同じような実態なのに、あるいは離婚をしてもかなりしっかりと協力できていて関係で共同親権が導入できないのはおかしいという主張には、もちろん理がありまして、ドイツではそういう事案でも選択できないのはおかしいよねという違憲判決まで出ているんですね。

なので、法律家としては、「共同親権が離婚後も得られるような仕組みは検討した方がいいんじゃないですか」と言われれば、「そうですね」、ということになる。なので法制審でもそのこと自体が話題になるのはおかしくない。しかし、そういうような仲のいい方の共同親権というのは需要が余なくて、というのは仲がよければ勝手に協力すればいいわけですから、理論的には検討してもいいという話にはなるんですが、あまり需要がなくて当事者の運動がそこに集中しないということになるわけです。

それとは別に議論されているのは親子断絶防止法からの流れで、結局、関係を向こうから絶ちたいと言われている人たちが、何とか関係を築くきっかけをつくりたい、道具をつくりたい、権利を持ちたい、ということで、第1類型とは別のタイプの第3類型あるいは一部第4類型も含まれているのかもしれませんが、その人たちの運動が盛んになるということになるんです。ただ相手が嫌がっていて

も共同親権にしようという主張は、かなり、それだけを聞くと、「えっ」てなるわけですね。

なので、推進側はどういう主張をするかという、実際には相手は嫌がっているけど、俺との関係を強制的に、私との関係を強制的にする仕組みにしてくれ、というのが本音になるわけですけども、それを直接言うと説得力がないのはわかっているの、別の形で理由づけをするわけですね。養育費の支払いがよくなるよとか、子どもと会えなくなる離婚の法律はおかしい、とかということになるんです。

これはメディアの人たちがそれを見たときに、どう映るかという、*「日本の法律のせいで子どもと全く会えなくなってしまうかわいそうなお父さん、お母さんがいる」*、という絵になるわけですね。その人たちの話を聞くと、外国では離婚をした後でも当たり前会えるのに、日本では会えないのが普通ですと、少なくとも当事者の一方は言うわけです。

もう一方の当事者の裏取りをそこでしてくれれば全然違う世界が開けるんですが、それをしないメディアの場合には、その話はメディアに乗かってしまって、当事者の人たちがそれを見て、「ああ、なるほど。それは自分も連れ去り被害者」、かぎ括弧つきなんだけれども、「こんな問題があったのか」というふうにして広がっていくというところがあります。

北 仲：ちょっと法制審議会の方の動きを若干補足させていただくと、法制審議会のメンバーの中でDVの現状を知っていて、こんなのはまずいんじゃないかって明確に反対というか慎重な意見を言っているのは数人しかいないんですね。

私たちは、「いや、だったら、どんな状態で離婚して、対立が深い離婚と協力できる離婚とは、どれくらいあるのかとかを、まず踏まえましょうよ」と。一応DVも配慮しなきゃいけないということになっているので、この審議会始まった頭のところでシェルターネットの私も参考人として呼ばれて話は聞かれました。離婚した子どもとして経験した人たちの、よかった話も、微妙だった話も、それから怖い目に遭った話とかも一応は聞くんですけど、それで聞いたけどスルーされていって、そろそろ決めて行きましょうみたいに流れていっちゃうんですね。

それがすごくおかしいと思っていて、それで昨日報告していただいたのが、赤石さんのところで調査をしたデータです。実は多いのが無関心で、連絡取れなくなる親とか、「この人といったらやばいから子どものために考えて離婚した」とかいうのが、第1位に来て、多くの母親は子どものためを思って別居や離婚をしていて、それで「共同親権になったらどうですか？」って聞いたら、「いやいや、そんなの無理」という話がデータとしてどんと出てきた。法制審議会に配るために調査をしたので、委員に配られたんですけど、「ああ、そうか。じゃあ考え変えよう」となるかっていうと、もう最終局面に来ていて、ならないかもしれない。

もう一つの危ない情報は、ちょっと異常だと思うんですけど、子どもに会えないお父さんの団体、ここでは加害者団体ですよ、その加害者団体の代表が委員に入っちゃってることなんです。そんなのあっていいのかということなんですけど、入って、毎回すごい積極的に発言されて、赤石さんがこれ配ったら、すぐに自分たちの団体の調査をしてすぐ配るとかされるんです。

そういう中で、もう押されているというのと、それから政治家の皆さんたちへの押しが多分すごく、これは特定の政党だけでなく、いろんな政党の中に何となく「共同親権っていいこと」みたいに、例えば「世界のトレンドなんでしょう？」みたいに思っている方もいる。法制審の委員の中でも最初の発言のときに、「男女共同参画だから共同親権」とかと発言された方もいて、何のことかわかってないんじゃないというような方も含めて、共同親権は悪くないんじゃない？みたいな方がそれなりにおられて、本当にDV加害者に近い一部の委員が、すごく強く「早く法務省やれ！」と言っていて、何となく法務省は、何も変えないんだったら審議会をする必要がないわけだから、やっぱり法律変える方向の流れで行っていて、でもずっと赤石さんがいつも必死で頑張って反対ですと言うので、普通みんな委員一致して、この案でいいですね、というのが、ならないわけですよ。一部の委員が頑張るから。

それで法務省も、今のままでいいというのと、こういうふうに変える案もあり、というのと両方並んだ中間案にして、一応国民の意見を聞くところに出しませんかと言ったら、それも待てない一部の

議員が、なんで「今のままでいい」という選択肢が入ってるんだと言って、こないだちょっと騒ぎになったという。

なので、どうしてもDVの問題の被害者支援とかやっていたら、いろんな問題がDVのテーマにあるので、特に離婚後とか別居後のこの問題にフォーカスして、とはなかなかならない。DV法改正もあるしとか、性暴力の刑法もあるしとかやっているうちに、加害者団体も含む一部の団体がすごく積極的に動いています。法制審の委員の方に、私たちはやっと1枚か2枚資料を持って行ったりするんですけど、向こうからは毎日届くから、この法制審議会始まってから机の上に山になっているんです、毎日のお手紙とかパンフレットとか。それってすごいプレッシャーで、国会議員もそうなんですよね。毎日のように「子どもに会えないんです」と泣きに来る人が回ってくると、「何とかしてあげなきゃね」、みたいに。だから、完全に宣伝負けしているという部分も多分、法制審議会の議論にも影響しちゃっていると思っています。

会場：ありがとうございます。もう一個だけ。我々が、何ができるのかなんていうところも、具体的な方法がわからなくて…。何回か法制審に出ていらっしゃる皆さんはもちろん頑張っている。赤石さんも昨日のようなアンケートも取れている。僕は少し被害者の当事者家族。昔、そういうDVの状況にあった。サイコパスな夫の状況もすごいわかってきていて、この2年間そこに悩まされていました。

だからこそ目的達成のために何でもするんだという彼らのエネルギーがものすごいなと。自己愛が強過ぎるなというその中で、じゃあ逆に我々が何ができるのか。木村先生のABEMA TVとかも見ながら、何かメディアでどういう論戦で戦うのかが一つなんだろう。我々一人一人ができることはないのか——ちょっとあいまいな質問なんですけど。

木村：そうですね。三つぐらいのポイントがあるかと思います。まず一つ目は、構造的に被害者の方がロビー活動をする時間もないですし、お金もないわけですけども、それでもきちんと国会議員の皆さん、与野党の議員の皆さんに声を届けるというのが一つ目かと思います。

次に二つ目は、どういう主張をしてくるかということを押さえて、どういう反論をすればいいか、ということのを的確に把握することだと思うんです。非常にわかりやすいんですね、向こうの主張というのは。私がもし共同親権推進派だったら、こう主張します。「お父さんとお母さんは平等に子どもを育てる権利があります。ですから、離婚後は共同親権にしなきゃいけないんですね。そして、それは子どものためにもなるんです」。こういうふうに言ってくると思います。DVはどうなんですかと言われたら、「大丈夫です。DVは厳密に立証したものだけはじければ、DVは全部はじけます」と、こういうふうに言うわけですね。

これをどうやって反論するかということなんですけれども、まず、そういう人たちは必ず親の権利、親の平等ということを書いてきます。なので、「親の権利、親の平等よりも子の利益が優先ですよ。子どものための親権ですよ」というふうに言って、必ず、まず子の利益というところから議論をスタートさせるということが重要です。

次に、「DVがはじける」というふうに絶対言ってくるから、「どうやってはじくんですか？」ということを追求するということが重要です。また、私はあまりこの問題を議論するときにDVは強調しないんですが、なんでかという、DVが立証されようが、あるいは本当になかろうが、不仲であるというだけで共同親権には不十分なんですね。なので、共同親権がだめな理由というのはDVも当然なので、DVはもちろん論外なのであって、むしろ不仲な離婚で共同親権にするということとはできないですよ、ということをきちんと伝えるというふうに、理論的にしっかり、どこが急所になるかということ把握して論戦に臨むということが重要かと思います。

最後に三つ目は、議員へのアプローチとは別に、パブコメという手段がこれから出てきますから、そこできちんと意思を示すということが必要なんじゃないかと思っています。多分パブコメが募集された場合には、パブコメのやり方も含めて方法があるでしょうから、そこでここまで届けられなかった声を届けて行くということが重要なかと思っています。

北 仲：ありがとうございます。今回の大会袋の中にKids Voice Japanという団体のパンフレットがあるんですけども、その中に法務省がやった「離婚を経験した子どもだった人たちへの調査」というのがあるんですね。そこでも子どもの「会いたくなかった」とか、「親が離婚してほっとした」とか、結構いろいろ出てくるんです。だから、実はデータは若干あるんだけど、スルーされているだけなんですよ。

バブコメにぜひ協力していただきたいということ。それから今日の企画も含めてですけど、何のことなのかわからない人が多いので、これって何の話か——基本的には「別居している親が、子どもの大事なことに口出せる、その人の許可が要るようになろうとしているんだよ、おかしくないですか」と。赤石さんの調査にもあるように、そもそも連絡もとれないのに無理とか、そんな話し合えない、弁護士立てて離婚しているのに無理とか、そうしたリアリティが全然届いていない。法制審議会があって国会があるので、そういうのを個人の発信でも周りとの会話でもしていただければと思います。

会 場：質問が二つあります。一つ目なんですけれども、加害者更生プログラムにかかわっている専門家の人たち、そして自分の加害行為に一応というか、わからないので真摯に向き合って行動を変えようとしている人たちがいると思うんですけども、そういう人たちがこの共同親権の動きに対してどういう動きをしているのか。私たちDV被害者支援の団体の人たちは、こうやって一生懸命やっているけれども、当事者で自分たちの加害性というのに向き合っている人たちも、「いや、これってやばいんじゃないの」みたいな動きにあるのかどうなのかというのを、もし御存じだったら教えていただきたい。

あと、この問題ってやっぱり政治家の関与がすごく大きいなと思っていて、それを考えたときに、すごく社会問題になっている、いわゆる特定の宗教との関係というのが、どれくらい政治家に影響を与えているのか、この問題に影響を与えているのかというのを、御存じの範囲で教えてください。

木 村：後者の件についてですけども、特定の宗教がやっているというレベルの話ではないと思います。国会議員の方に先日お話を聞いたんですが、ものすごいロビー活動が繰り広げられているようで、与野党問わず、あらゆる議員にアプローチをして面会の予約を取って、自分たちの惨状を訴えるということをしているようなんですね。

ですからすごくたくさんの人たちが、もう宗教活動ではくれないぐらいに大規模に、毎日のようなロビイングが行われていると思ってよろしいかと思います。背景には、別居親はお金も時間もあ、というところがあるかと思いますが、そういう状況であるので、特定の宗教の影響が排除されれば大丈夫、というような甘い話ではないと思っていいんじゃないかなと思います。

北 仲：はい。最初の質問ですけど、特定の個人で、自分は昔DV加害者で、ひどい親だったということを反省したり、ツイッターとかやっていたらしゃる方は見たことがありますけど、加害者プログラムそのものを受けている人たちが、そんなに動いているということではなくて、むしろどんどん動いているのは、かなり極端な加害者の人たちです。赤石さんの調査にあったように、子どもと会うことを裁判所で決めても実行していない親がいて、向こうから何も言ってこないということなんです。要するにメンツだと。奥さんが、子ども連れて逃げたと、許せんと。だから「養育費欲しかったら確実に会え」と言って、裁判所で決めさせて、でも本当に会いたいのかというと、どうでもよかった、みたいなことなんじゃないかなと思うので、「自分を加害者と言うな」というメンツ。メンツで動いているかなという気はします。

残念なことに政治家との関係で言うと、今言われたように、普通の法律の情報とかが足りなくて、彼らはすごく回っていて、向こうの「会えないんです」という話ばかり入るので、DVとか女性支援法に一生懸命やってくださったいろんな政党の方も、残念ながら共同親権は賛成というふうになっているんですね。ここが本当に苦しいところで、逆に与党の中だって、こそっと、「あれ、やばいよね」と。「本読んだけど、やば過ぎた」と言ってらっしゃる方もいます。とにかく、どんな問題なのか、というのが届いてなさ過ぎるような感じ。

会場：先ほど加害者プログラムのことで質問があったので、加害者プログラムをやっている者です。共同親権を加害者プログラムの人たちはどう見てはるのかということですが、私はここにも参加しているように、共同親権は無理だと思っています。加害者プログラムに参加されている方は、悪い方の情報もいっぱい受け取っているんで、やっぱり当然、「会うことになっているんでしょう」とか言い出す人もいるんですけど、でもそこは長く通っている人とか私たちが、「いや、何で彼女に会わせたくないとか考えや」とか、そんな感じでいくと、まあまあわかるようになってきます。

ただ加害者プログラムもいろいろあって、私たちは彼女の話聞いて、彼女がどうしたいか、それを聞いて彼らに働きかけるようにしていますが、何か家族を再統合させるような加害者のかかわりをしているグループもあるので、そこは会わせる感じになっていたり、調停に諮ったら、やっぱり調停員さんは「まだまだ会わせなさい。それが子どものため」とおっしゃる方も多くて、その価値観が違うと思っています。

会場：危機感が分かりましたし、こないだ私の地域でもリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの講演を、研究者の方にしてもらったときにこの共同親権の話が出て、「それは大変危ないです」と私が発言したら、資料がこんなに来て、「私は個人としては、少しはありかなと思っている」って言われたんです。びっくりしちゃったんですけど、それで、ああ、集まりとかイベントしなきゃいけないと、また今日すごく思いました。

会場：私、DV被害者支援をしています、面会交流支援をやっているんですね。それを見ていて、このまま共同親権になってしまったら、もっと大変なことになって、きっと昨日の話じゃないですけど、弁護士さんは大忙しになるし、私たちみたいな面会交流支援とDV被害者支援をやっている人たちもパニックになるだろうな。まして子どもが一番しんどくなるなというのが目に見えているので、ちょっと参加させていただいているんです。

というのは、本当に共同親権は美しく思っている人たちがすごくいて、親子が断絶されていると思っている人たちがいるんですけど、実はそうじゃないんだというところ。本当に真実を知らない人たち。でも、私は地元で女性相談の窓口の人とか支援にかかわる人たちにこのお話をする、「いや、もう絶対やばいと思います」と皆さん、現場を見ている人たちは言うんですね。なので、ぜひ一般の方にも知らせてほしいなと思っています。

親子ネットや桜の会の人たちが、女性の方とか子どものためにやっている弁護士さんの事務所の前に街宣車とめられて、3時間ぐらい街頭をやられて個人情報さらけ出されたという事件も起きていたりとか、私のところにもちょっと最近メールが来たりとか、いろいろしていますけど、女の人がやっていると絶対に来るんですよ。声が上げられない状況がすごいあるんじゃないかなと思っています。なので、地味かもしれないけど、とにかく皆さんには広めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会場：木村先生にちょっとお聞きしたいことがあります。私は、もう原則共同親権というのは、まずあり得ないと思っているし、木村先生がおっしゃることには概ね、それはそうだと思いながら昨日も今日も聞いておりました。一つだけ先生にお聞きしたいのは、今みたいな形で非常に押されている状況がある中で、ある種、中間的な感じで、「選択的共同親権」といういい方が広まってしまうときに、多くの人たちが「選択ならいいんじゃない」とだまされていってしまう。そういうことは十分あり得るんじゃないかと思っていて、やっぱり選択というのは非常に危険だと。人間関係の支配関係がある中で、選択できるようには見えない。少なくとも離婚手続きとかDV対策がきちんとしていない、家裁の機能も強化できていないような状況では、まずあり得ないと思っているんですが、それに対してどう抗弁していったいいの。それをちょっとお聞きしたいなと思っていました。

木村：はい。共同親権は、すべてを否定し尽くすことができないというのが、なかなか難しく、要するに関

係ない人たちが、自分たちで積極的に選択するという仕組みにするのであれば、そこを完全に否定しきる法学者の方もあまりいらっしゃらないし、多分、一般人の方が聞いても、それならいいんじゃないというふうに考える人が特に多いと思うんですね。

なので、今ご指摘いただいたところをどうクリアしていくかというところが重要になりますが、選択式なら別に離婚の審判で選択する必要はないわけですよ。婚姻届みたいに親権者のお母さんと別居親のお父さんが共同親権にしたいから、じゃあ一緒に届出を出しましょうという仕組みでも全然問題がないわけですね。

なので、現在の法律は結局のところは審判で強制するということを議論しているわけですから、「選択式というのは二人で合意をした文書を届け出て行るのが正しいやり方であって、それ以外は選択式ではないよ」と言って行く。「今、導入が検討されているのは強制共同親権なんですよ」ということを、まず強調していくのは大事なかなと思います。そういう意味では、ネーミングのセンスというのが結構問われるところではないかなと思いますので、「強制共同親権は反対です」「現在審議されているのは強制共同親権なので反対です」というふうに言って行く。

それから逆説的なんですけど、DVに限定して、「DV事案では困ります」といういい方だと、じゃあ、それをはじけばいいのねという反応になりますので、より広くいわないとだめなんですよ。「不仲であったり音信不通であるだけでだめなんですよ。そして、そういう例が非常に多いんですよ」ということを言うていくのが重要です。

これもジレンマなんですけど、一般の方の反応を見ていて、共同親権が一番これはあかんわというふうになるのは、共同親権反対派の声じゃなくて、推進派のありのままの姿を見たときが一番反応がいいんですよ。「弁護士事務所の前で街宣やっています」とか、「Twitterでこういう発言をしています」というふうにすると、無茶くちゃドン引きをして、「ああ、この人たちと共同はあかんわ」というふうになるので、非常にジレンマというか、それを見ていただくのが一番ですというのが、なかなか難しいところだなというふうには思いますね。

ですので、それをどうやって伝えていくかという伝え方も、考える必要はあるのかなと思います。大体こんなところですよ。

北 仲：昨日の赤石さんので、「相手が別れるときに共同親権にしたいと言われたら、嫌だと主張をし続けられますか」と聞いているんですよ。そしたら、「いやあ、できない」という人がかなりいて、「早く別れたいから養育費要りません」とか、条件をのまされちゃっている。日本はほとんど協議離婚で、とにかくサインしてほしくて、とにかく離婚だけはしたいからというんで養育費のこと決めないで別れるとかしているのが、この共同親権。

例えばチェック欄みたいのだったら、「チェックしろ」と言われたら、「はい、わかりました」ってチェックしちゃうんじゃないとか、そういうリアリティが選択制というときに消えちゃうというのが、すごく怖いんですね。

会 場：木村先生もおっしゃっていたとおり、やはり親の権利ということよりも、子どもの最善の選択をみんなが考えるのがすごく大事だと思うんですけども、もし自分が子どもだったとして、会いたくないと自分が言っても裁判所から、「いや、あなたは年に何回とか、週に何回とか、月に何回、あなたはこの人と会わなければならない」ということを強制されるのって、すごい恐怖だと思います。

子どもの意見表明と支援事業というのが導入されるということで、私はそれがすごく役立つんではないかなと思ったんですけども、だれがその支援をしていくのかというのが非常に気になって、子どものアドボケーターを養成する講座とか、そういったものをのぞいてみて参加をしてきました。皆さんすごく善意で、子どもたちの意見をきちっと子どもにかかわって表明するお手伝いをしたい、という熱意にあふれていらっしゃるんですけども、DVの影響が子どもに対してどういうものであるか、あまりわかっていらっしゃらない方が、そういったところにもいらっしゃるのかなという印象を私、持っています。

「Yes means Yes」だって言いますけども、虐待とかDV家庭で育った子どもが、例えば「明日お父

さんと会うんですよ」と言われて、「はい」と言ったとしても、その「はい」が心から、「わーい、お父さんに会える?!」の「はい」なのか、それとも、はい以外を言っではいけないコントロールのもとでずっと育て、今もそのコントロールのもとにあって、「はい」と言っているのか、本当にそこまでわかって子どもの意見の表明を支援するというのが大事だと思うんです。怖いなと思ったのが、「子どもが会いたくないと言ったときに、どういう言葉がけをしますか」というワークをやったときに、「大丈夫だよ。安心して行っといで」という、そういう声かけをするという人たちが何人もいて、そのグループの中では、どうやって子どもを安心させるかという方向にわーっと行きかけたんですね。

私はそうじゃないと。子どもがたとえ「行く」と言っていたとしても、本当にその子は安心して行くということを言っているのか、それとも本当にそれ以外のことを言う自由がなくて行くと言っているのか、そこまでもおもんばかる、子どもの状態を理解していくということが必要ではないかな、と思っているんです。本当にそもそもが子どもの意見を聞く必要がある、というところも欠けている議論の中で、そういった支援がせっかく今後導入されていくのであれば、そういったことにかかわる人たちに、せめて今日ここで、みんなが話し合っているようなことを最低限知ってほしいなと思っているんです。そういったかわりというのは今後、何かあるんでしょうか。

木村：そうですね。子どもとの面会交流というのは、共同親権の問題とは違っていて監護の分野なので、まず共同親権の問題と絡めて話すと誤解を生むので分けて話した方がいいと思います。

現状の面会交流のあり方は、法律上は一応、抽象的ですけども、子の利益という基準が定められていて、そうすると法律の問題というよりは、その運用とか、それを支える僕自身の問題になっているということで、そこが全く不十分だというような声は上げていく必要があると思います。何しろ法律に書いていることなので、「現状の運用は子の利益に反します」と言ったら違法ですから、自信を持って何が一番、子の利益になるかということを専門家として伝えていく。そして、その改善を行政に訴えていくということをしていけばいいのかなと思います。

会場：先ほどYoutubeのURLとかを流してほしいということだったんですけども、私たち、お伝えはしても、その後のコメントとか対応できていないことが多くて、そういうのを流すと推進派の人たちがガーッと反対の意見を述べます。本当にメンタルやられちゃうんですけども、そこに私たちも援護射撃をしていかなきゃいけないなと思っています。

先日も新聞に、団体の代表が顔と名前を出して投稿したら、ものすごい反撃が来ました。「連れ去りの現行犯だ、逮捕しろ」とか、本当に名誉毀損になるようなコメントもあったんですけども、私たちも頑張っているところでございます。

二つ聞きたいんですが、アンケート調査にもあったように、無関心な別居親ですよ。そういう別居親がいる同居親の方が共同親権になったらいいんじゃないかという意見を持ってしまう方もいるんですよ。それは相手方が言うように、共同親権になったら何か責任が生まれるんじゃないかと思っでしまっている。私たちは「軋轢も与えず何か権利だけを与えてしまうような法案ですよ」ということはお伝えしているんですけども、それは何とか伝えられるんです。

もう一点、活動で難しいのは、実はDV被害者のお母さんが本当に子供を連れ去られたりとか、家を一方的に出されて子どもに会えない。DV被害者のお母さんが彼らと一緒に活動して行って、彼らはそこを前面に出していますよね。赤石さんも言っていたように、そのお母さん方への支援が私たちにもちょっと足りなかった部分があるなと思って反省はしていますが、そういうDV被害者のお母さん方がこの共同親権の推進の運動にかかわっていらっしゃることに對して、どういうふうにこの共同親権の危うさというか、それを伝えたらいいのか、もし何かよい案があれば教えていただきたい。

木村：それは非常にシンプルで、それは親権者変更が必要なだけです。DV被害者の人が連れ去られたから、連れ去った人と共同親権にしようと言っていること自体がおかしいので、新たに必要なのは、適切な法的リーガル支援のあるリーガルサポートを受けた上での親権者変更です。それができないことがおかしいのであって、共同親権が導入されたら解決する問題ではありませんよ、という話でいいと思い

ますね。

会場：やっぱり連れ去られて、例えば1年とかたってしまうと、家庭裁判所に親権変更を被害者のお母さんが申請しても、なかなか変えてもらうことができないんです。それはそういう加害者との共同の親権は無理でしょうということを伝えていくということですかね。

木村：共同親権で何か問題が解決するわけではないですね。共同親権になったからって会えるとは限りませんから、DV加害者が面会交流なしねとか、面会交流の命令が出ても履行しなければ終わりですから、それはまた面会交流の制度の見直しというところが必要になるということによろしいかと思います。

あと、そちらの団体がそういうことを前面に出すのであれば、「わかりました。じゃあDV加害者が連れ去られたときだけに限定して運動してくださいね」と言えば、向こう側は簡単に崩壊すると思います。

北仲：ありがとうございました。続きはこの動画を見ていただいた後にしたいと思います。

イギリスのウィメンズ・エイドという団体のジェニーさんの動画を、ちょっとこの後15分見ていただきたいんです。

お配りしている資料は、私が訳したので、昨日のバンクロフトさんはプロの方が訳してくれたんですけど、もしかしたら間違いがあったらお許しください。なんとイギリスの団体は、やはり実態を調査して、世の中にアピールして政治を動かすということを、かなりしっかりやっているんだというのが、今回、資料を見たり、この動画を見てわかった部分があります。日本のシェルターネットなんかの組織では、もうあり得ないぐらいのすごい、でっかい、しっかりした、いろんなことやっている組織だなと思いが、そこのところは文字でご紹介しています。

それでは、15分ごらんください。

[ジェニー・バーチャルさんの動画メッセージ]

ジェニー・バーチャルさん 英国「ウィメンズ・エイド」

※「イギリスでは近年、DVではなく、ドメスティック・アブ्यूズ(DA)という言葉を使うようになっているため、字幕でも、DVではなく、DAと表示しています。」

こんにちは。本日はお招きいただき、ありがとうございます。私はジェニー・バーチャルです。イギリスのウィメンズ・エイドで働いています。ウィメンズ・エイドは女性や子どもに対するドメスティック・アブ्यूズ(DA)をなくすために活動している全国組織です。

2019年に、私たちは「チャイルド・ファースト・キャンペーン」を始めました。これは、政府や家庭裁判所の関係者などに、家裁での手続きのプロセスがDAのサバイバーである女性と子どもたちにとって、もっと安全なものにすることを求める運動です。そのキャンペーン、そして今日私がお話しすることの主なテーマは、別居や離婚後の別居親と子どもとの面会(コンタクト)をめぐる私法、家族法のことです。

サバイバーの人たちが「家裁の手続きと子どもの面会のことが一番心配で、これが母と子の両方にとって苦悩とトラウマの一番の原因になっている」と言っていることが、この運動を始めた理由です。

「チャイルド・ファースト・キャンペーン」で、私たちはまず『19の児童殺人』という報告書を発表しました。この報告書では12の家族で19人の子どもと2人の大人の女性が、DAの加害者である子の父との面会(コンタクト)が関係する状況下で殺されてしまった事件について詳しく書いています。2005年から2015年の間にイングランドとウェールズで起きた事件です。

私たちのこのキャンペーンはいくつかの成功をおさめました。『19の児童殺人』報告書は、高等法院の家族

部長官にも、すべての主要政党の国会議員にも歓迎され、またメディアでも大きく取り上げられました。

各党の国会議員のDVに関心のあるグループは、家裁のDAの問題についてのヒヤリングの場を設け、議員と政府は、家裁をDAサバイバーや子どもたちにとってもっと安全な場にするための家裁のシステム変革について議論をしました。

私たちは42,000を超える請願署名を集めて政府に提出し、家裁が命令した安全でない親との面会の結果起きてしまった死、このような避けられたはずの死をもう二度と決して生まないよう、対策を政府に要望しました。

5年間の「チャイルド・ファースト」キャンペーンを行った結果、非常に歓迎すべきいくつかの変化や改革が生まれました。それは、家裁がDAのケースを扱う際の政策や指針の変化です。その中には「実務指針12J」の重要な修正というものもあります。これは家裁がDAケースを扱う際に裁判官らが従わなければならない実務での指針のことです。

このように歓迎すべき変化も多かったのですが、しかし現実には、家裁のDA対応の問題、安全でない子どもの面会がサバイバーにとって大きな問題である状況は、変わりませんでした。

そのため、私たちは2018年にロンドン大学クィーンメアリー校と協力し、人権の視点からイングランドのDAと家裁の問題の調査を始めました。調査でわかったことは、これまでの他の先行調査が指摘してきたことと一致していました。つまり、多くのケースで、DAの訴えは裁判所や、子どもの養育にかかわる専門職の人たちに真剣に受け止められてはいないことがわかったのです。

家裁でサバイバーは、加害者から反対尋問を受けたり、同じ待合室にいないかならないなど、危険で恐ろしい状況に置かれていました。DAが子どもにどんな影響を与えるのかについて、十分な理解がないのです。その結果として、子どもの面会について安全でない決定がなされていました。

それは、サバイバーと子どもの両方の人権にとって、人権法の第2条、第3条、第6条、第8条に定められている人権の保護の規定に反していますし、国連の「子どもの権利条約」の12条と19条にも反していることになります。

そこで、私たちは家庭裁判所のDAの取り扱いに関する独立した調査をせよなど、多くの提言を調査報告書に盛り込みました。

独立した調査は実現しませんでした。2019年、司法省が、子どもの家事事件における子どもや親への被害のリスクを評価するための専門調査委員会を設置すると発表し、私たちは、とても喜びました。

この専門調査会は幅広い専門家から構成され、研究者、司法・法曹関係者、子どものソーシャルワーカー、ウィメンズ・エイドを含むDA関係の組織などもメンバーに入りました。この専門委員会の任務は、家裁がDAやその他の子どもに有害なリスクの訴えに対し、どのように対応しているのかを評価することでした。1989年児童法、実務指針12Jを含む法律や指針の有効性についても検討されます。

専門委員会は幅広く証拠資料を集めることから始め、それにはたくさんの団体や個人からの回答が寄せられました。こうして集められた証拠資料が分析、検討され、最終報告書になりました。この2020年6月に発表された報告書が、「ハーム・リポート」と呼ばれているものです。

「ハーム・リポート」報告書は、イングランドとウェールズの家裁が、たくさんの子どもやその他のDVの被害者を危害から効果的に守ることができていないと結論づけました。

「ハーム・リポート」報告書は、次のようなことも書いています。

「我々は、DAの申し立てが、矮小化され、無視され、関係ない話だと脇に退けられ、あるいは信じてもらえないという数多くの報告を受けた。回答者たちは、DAの申し立てをすることがとても難しく、そしてその申し立てを裁判所が子どもの養育を検討する際に関連事項として扱ってもらうことがとても困難であると述べている。」

そして専門委員会は、家庭裁判所がDAやその他の深刻な犯罪に一貫して効果的に対応することができなくなっている原因として、「4つの障壁(バリア)」を指摘しています。

一つ目の障壁は、裁判所の「プロ・コンタクト・カルチャー」、つまり裁判所の関係者の間に、子どもと別居親との面会(コンタクト)を実現することをとにかく優先し、DAの申し立てを矮小化し、DAの問題を優先的に考えた

りしないような空気(カルチャー)が広がっているということです。

これは、1989年に制定された「児童法」の影響もあるのですが、児童法では「危害のリスクがない限り、両方の親に会うことが子の最善の利益である」とされています。実際には、これはほとんど「いつも常に子どもは両方の親に会うべき」という意味だと解釈されてしまっているのです。

「ハーム・リポート」報告書が指摘した二つ目の障壁(バリア)は、「敵対的システム」です。つまり、法が、親を対立する両当事者として扱ってしまい、DAや子どもの性的虐待に関わるケースなどでも、子どものことは実際どうなのかにはほとんど注意を向けられないまま、大人どうしに主張や弁解をさせあうことになっているのです。

「ハーム・リポート」報告書が指摘した三つ目の障壁(バリア)は、「資源不足」です。私法上の手続きのあらゆる側面に影響するいろいろな資源が不足しているのです。イングランドでは家族の事件が膨大な数にまで増加しているのに、これらの数をカバーするための資源は増えていないことが指摘されています。それに加えて、法律扶助の資金は大幅に削減されたため、多くの当事者が裁判で弁護士に委任できなくなっています。

報告書が指摘した四つ目の障壁(バリア)は、家裁の「縦割り状態」での仕事の仕方です。家裁は他の裁判所やDAに関わる組織などと全然連携しておらず、家裁だけで判断するような仕事の仕方をしているということです。

このことはイングランドの家裁が、他の刑事法などの関係の司法機関とも連携していないということとも関係しています。DV専門機関などの支援関係者とも連携しておらず、単独で判断していることが多いのです。

こうした指摘をした上で、最後に「ハーム・リポート」報告書は、子どもとサバイバーの安全を対応の中心に据え、私法上の子どもの取り決め手続きを変革するための画期的な勧告をいくつか打ち出しています。

その勧告のうちのいくつかをご紹介します

- ・子ども、訴訟当事者本人を中心に置き、DAやその他保護が必要な深刻なケースかどうかを最も考慮すべき重要な事項として、手続きを再設計する必要がある、としています。
- ・家裁は「子の処遇プログラム」を改善し、安全を重視し、トラウマを認識し、DAの調査、問題解決型のアプローチに改革された「子どもの処遇プログラム」を試験的に実施せよとしています。
- ・このプログラムには、虐待的な申請を特定し、略式の結論を出すまで迅速に管理するための手順が組み込まれるべきである。また、子どものための弁護、代理、支援とともに、子どもの意見を聞くためのオプションも必要であるとしています。そしてこれらすべてをより詳しく検討すべきであると。
- ・「実務指示書」を、DAやその他の害のリスクが提起された事件には用いること。
- ・当然のことながら、DVアドバイザー、DAアドボケート、メンタルヘルス・サポートワーカーは、彼らが支援する当事者に同行して法廷に入ることを許可されるべきである。
- ・家庭司法制度に関わるすべての関係者に対する幅広い内容の研修が行われるべきである。それは、私法上の子どもの手続きに関する改革を導入・定着させ、改革を着実に一貫して実施するための文化変容プログラムが含まれる。
- ・そして、DA、児童性虐待、その他の安全保護に関わるケースのデータを収集する一貫した包括的な方法を導入すること。

委員会はこの他にも、「児童法」の規定の前提となっている認識、先ほど私が説明した、「プロ・コンタクト・カルチャー」の背景にある考え方についても早急に改めることを勧告しています。

というわけで、この報告書が2020年6月に発表されてから、私たちはいくつかのうれしい変化をみてきました。まず、DAについての法律ができました。

DA法には、いくつかの新しい条項が作られて、家裁で、加害者による被害者への反対尋問を行うことが禁止されました。

また、被害者には自動的に特別な配慮がなされることになりました。例えば、法廷でスクリーンで守られるとか、待機室は別々になる、入り口や出口や出退時間相手と分けられる、などです。

当事者が継続的に裁判所に戻ってくることを防止するための禁止命令に関する法的措置の明確化もされました。これは加害者が、別居後も、戦略的に被害者を法廷に何度も引っ張り出し続けることができないようにする

ためのものです。そして、新しい法でのDAの定義では、子ども自身をDA被害者として定義できるようになりました。

こうした新法制定の他にも、司法省は「ハーム・レポート」で勧告されたいくつかの改革の実現に向けて取り組んでいます。

その中には先ほど述べた親の関与についての法の前提となっている考え方の見直しや、DA加害者プログラムの見直し、その他にも、家族の刑事事件がDAの裁判所に統合され、同じ裁判官がどちらも聴取をするような総合家庭内虐待裁判所に関する試みなど。そして、「敵対的」のではなく、事実を調査するアプローチなどがあります。

それに加えて、DA委員 (Domestic Abuse Commissioner) というのが新しく作られました。彼女の職務の一つは、私法手続きの中でのDAのケースの結果のデータをモニターするための新しい方法を作ることです。さて、ここまでがよいニュースでした。

しかし、「ハーム・レポート」が出てから2年が経ちましたが、残念なことに、そこで提案されたことの実現への動きはとても遅いです。これらが実現すれば、家庭裁判所でのサバイバーの体験にすごく良い影響を与えるにもかかわらず、大幅に遅れています。

もう一つ進展が見られないのは、すべての専門家に対する研修の改善です。裁判官、治安判事、その他の裁判所職員に対する研修が行われていることは知っていますが、報告書が必要と指摘したカルチャー変革をもたらすものは、何もないのです。

このように、私たちはいくつかの前進を勝ち取ってきましたが、報告書が示したような、本当に必要としている大幅なシステム変革はまだ実現していません。また、DAのサバイバーや子どもの立場からみれば、他にも改善が必要な点はたくさんあります。私たちは、来年こそは、あの重要な勧告実現のための新たな熱意、進歩、政治的意志に出会えることを大いに期待しています。

ウィメンズ・エイドとしても、このことをプッシュし続けていきます。なぜなら、安全に焦点を当てた、トラウマを意識したアプローチ、子どもたちのニーズを中心にしたアプローチでなければ、そしてそれは十分に予算があてられ、その責任を負う行動とリンクされていなければ、DAのサバイバーである女性や子どもたちは家裁で被害に遭い続けてしまうからです。

ご清聴ありがとうございました。

北 仲：資料をちょっとご紹介、説明したいと思います。お配りしている資料の最初は、ウィメンズ・エイドの彼女が説明してくれたところを、載せています。主なポイントとして今お話されたことが、2016年に「チャイルド・ファースト」キャンペーンを始めた。最初に19人の子が亡くなっているというレポートを出した。そうしたら大きな反響を呼んだ。さらに署名を集めて出した。もう二度と死ぬ子を生むなというのを出した。

それで家裁も指針が改定されたけれど、さらに調査をして、今の裁判所の実態に問題があるというレポートを出した。資料2に、どんな問題があるかというウィメンズ・エイドのそのレポートがつけられています。ポイントだけですけど。

その後、とうとう国が独立の調査委員会をつくって調べ始めて、もちろんウィメンズ・エイドも関係者も委員に入った。その結果、今の裁判所のやり方がまずいという「ハーム・レポート」と呼ばれる報告書を出した。ハーム・レポートについては、資料の5～6ページに、藤本圭子弁護士が、主にどんな内容なのかというのをまとめてくださっています。主なポイントは、さっきジェニーさんがお話されたところなんですけど、いわゆるプロ・コンタクト・カルチャー。コンタクトって、面会、接触ということですよ。

とにかく「親子は会わせるのがいいこと」という考えに裁判関係者が、裁判所が染まっていたということで、ただのDA研修じゃなくて、その考え方を変えるような研修までしないといかん、ということが指摘されているレポートが出たということですね。

その後DA法が制定されて、コミッショナーも、その中で新設されたと。赤石さんの調査でもリーガルハラスメントの調査がありましたけど、この中でリーガルハラスメントを禁止するようなことが書いてあるんですね。今年6月には、ここで勧告された施策の実現が遅いぞという実態を、またレポートで発表されて、今問題提起しているということでした(ウィメンズ・エイドのレポートを読みたかったら、ウェブサイトで全部出ています)。

資料4は昨日のランディ・バンクロフトさんが私たちにくれたブレーン・ストーミング・メモ。彼がどこにも出していないけど、「こうだったらいいのにな」というメモで、日本は多くは協議離婚で裁判の仕組みも違うでしょうから、すぐこれが日本に役立つかわからないんですけど、とくだったメモなので、一応正しくない訳があるかもしれませんが、お配りしています。以上でした。

それでは、また皆さんから質問とか、何でも発言してくださればと思います。いかがでしょうか。

ちなみに日本の裁判所の関係では、日本は裁判所にかかわらない親子、家族がすごく多いんですけども、実際にはDVとか主張しても聞いてくれなかったというのは、赤石さんの調査で出てきましたが、そこでひどい調査官の発言とかもありましたよね。それに対して法制審議会の中で裁判官の委員が、「裁判所では大丈夫、ちゃんとやっています」と発言されて、赤石さんが、「えっ、どこの国の話ですか？」と反論して、ちょっと凍りつくみたいなこともあったそうです。本当に日本の実態も裁判所の実態もあまり理解されていないし、議論もされていないんだと思います。木村さん何か。

木村：そうですね。ここまで強調してきたように、少なくとも面会交流、監護の部分については、日本は既に共同親権国と変わらないので、今のレポートにあったことは、ほぼそのまま日本にも当てはまると思って考えた方がいいと思います。

次に、裁判所は、当たり前ですが、自分たちがやっている裁判が不公正であるとは認めませんから、どういうところに問題があるのかということを指摘するのは非常に難しいので、赤石さんの調査というようなものは、非常に重要かと思います。

また法制審で、家裁の調査官だった方が、すばらしくやっているという報告もあったので、それは逆用することもできて、「法制審でこういうふうに行っているとされているんだから、この審判でもこれを要求していいんですよ」というふうにも使えるということになるので、当事者の方は、「法制審でこう行っていると説明されている。このとおりやってください」というふう到家裁に要求するということではできないのかなと思います。

会場：せっかくウィメンズ・エイドの情報がありましたので、少しだけ補足をさせていただきたいと思います。私は家族法、イギリス法を専門にしている研究者です。ビデオでも出ていましたドメスティック・アブ्यूズ法(DA法)という、非常に包括的な法律ができたばかりです。

先ほど出ていましたドメスティック・アブ्यूズ・コミッショナーというのは、いわゆるドメスティック・アブ्यूズ法ができて、包括的な保護がなされないといけないとなり、それがちゃんとできているかどうかの調査権限を持っている機関というものが法的につくられると、そこに予算がつきますし、今後どうなるか非常に楽しみだなと思うところです。先ほど話に出ていたウィメンズ・エイドのキャンペーンは、当然ながら関係する団体とキャンペーンを大々的にして、法改正まで持って行きました。

やはり独立した委員会が立ち上げられたという背景ですが、イギリスでは暴力の問題をチャイルド・アブ्यूズの児童虐待での問題だとか、そういうところも含めて包括的に取り扱うなど、政府がなんでそこまで深刻に受けとめたのかというと、児童虐待やドメスティック・アブ्यूズを含め、いわゆる社会的に排除された子どもたちが将来的には学校をやめたり、就職できなかったり、将来的な損失になるんだ、というキャンペーンを相当したんですね。社会に何を訴えていくのかというときに、単にかわいそうな子どもたちだとかいうことだけでなく、それがどれだけ将来の社会の損失になるのか、ここのところのキャンペーンが非常に大きくて、子どものための施策というところを重視する傾向があります。これは昔の労働党政権の時代に、ブレアが、「今1割、2割の子どもたちは将来の

100%なんだ。だから子どもたちに投資をするんだ」というようなことを言って、チルドレン・ファーストの政策をたくさんしてきたこともあると思います。

なので、何をアプローチしていくのかというときに、本当に子どもたちのためになることが、将来の日本のためにもなるんだというようなこと。そういうところをしっかりとアプローチするのがいいのかなということ、イギリスでのキャンペーンでは思いました。

1点、木村先生のおっしゃっていたことで少し懸念するところがございます。というのは、日本は監護権分けて分属させることができるから、家裁で言う共同親権と同じような状況ですよ、ということを書いてしまうと、少し違う監護権の行使がなされるんじゃないかなと危惧します。現在監護権と言っている民法766条は、離婚時に子どもに関する協議をするというものなんですね。そこで具体的には、それが面会交流と養育費がある。この二つに限定しておかないと、違うことをどんどん言うてくるんじゃないか。

どうして監護権という言葉が出てきたかという、もともとは親権について非常に争ってしまった。そのときに、「じゃあお父さんは親権で、お母さんは監護権で、お母さんのところに住むね。それでいいよね」というような実務がなされて、それを実際に認める審判が出て、監護権を分属させることができました。実際にはその後、そういう解決をした親子は大変な目に遭っています。

というのは、高校進学の際にサインしてくれないとか、その時々サインをもらっていないといけないわけです。なので、実務では現在では、一番初めに監護権はお母さん、親権はお父さんとしても、数年後には必ず親権者の指定をしないと、将来大変なことになりますよ、というふうにして取り扱います。

なので、法律上、監護権というときに、そのように親権者と住む人と分属させるための手法としては取り扱われるんですけども、実際には実務上、大変問題が起きているし、監護権の部分で面会交流以外にも別居親が言い出したら大変なことになるので、基本的には法的な親であることには変わりはなく、養育費を支払う責任と子どもに愛情を持ち続ける責任があって、子どもに関心を持って関係を持っていく。これはもちろんDV等の問題がないことが大前提ですが、その義務というものを主張していくというふうにしないと、少し違うような取り扱われ方をすると怖いかなと思いました。補足いたしました。

木村：ありがとうございます。私のニュアンスは、親権と監護権の分離という形で、共同親権と同じような仕組みをつくることは日本法でも、前からできていたんだけど、それは実務でご指摘のとおり、大失敗であったということが理解されていて、通常、今の実務でそういうことをお願いしたいというふうに裁判所は弁護士に言ったら止めれる、ということにあるということです。日本では既に共同親権は実験して失敗した後であるということで、世界の最先端を行っているというニュアンス言いたかったということでございます。

会場：2回目なんですけど、少し自己紹介しますと、僕は妻が再婚で、もともとの家庭でDVを受けていました。3人の子がいて、僕は初婚でしたが、父親になりました。養子縁を組むことで、もちろん僕が親権を持っている状況にはなっています。

僕はYoutube活動もしてまして、Youtubeでも情報発信はしてはいるんですが、やっぱりDV問題は大きいなと。2年前に、実はシェルターを経由して住んでいた土地に昔の父親があらわれて、それはもう子は僕の戸籍中に入った状況での近づくで、そこで何が起きたかという、警察が動けない。「子どもに会いに来ているんだ」と。僕らの関係は、面会交流は間接なので、写真を子どもたちは送る。ただ1回も手紙は来たことない。写真は4カ月に1回、毎回もう送っている——これはもう、裁判的に何か後で突つかれたくないから写真は送ってはいるけど、子どもたちは確実に、それすらも送りたくない。こういう面会交流をしながらも近づいてきていて、それを家裁に言ったんですけど、「とにかく逃げてください」しか言われなかった。何も裁かれないという、この現状。警察も、「妻に来ているわけじゃないから、ストーカー規制法は使えない。子どもに会いに来ている親の権利がまだあります」と。じゃあ、どうしたらいいんだという、本当にそこから子どもたちは乱れました

し、ちょっといろんな意味で問題起こしたりする中で、児童相談所に行くこともありました。やっぱり児童相談所に行っても今の若い職員さん、DVの知識が多分ない。いろんな意味で、親の我々の愛情が足りませんよね、とかと突っ込まれながら、どうしたらいいかわからない。

昨日の話から、やはりDVという環境下にいた幼少期を過ごした子たちに、僕はまだ4年間しか会っていないけど、過去の数年間のその影響がめちゃくちゃ強いんだな。僕らもやろうと頑張っても、愛情を注ごうとしても、そこで根深いうそとか、いろんなことを繰り返して生きてきた子話を聞いても、このままじゃまずいとは思いつつもどうしたらいいんだろうと。

今の話を聞いたときに、要はドメスティック・アビューズという、その専門家がいろんな所に、やはり働きかけができなきゃいけないし、知識、経験も含めて、やっぱりトータルでマネジメントしてくれる所があったらと思います。こういう家族がどこ行ったらいいんだろう、どういうふうに法律的に相談したら、どういう弁護士とつながったらいいのか、正直わからないまま、ずっと2年間いました。

やはりこの実態は、世の中に広げなきゃいけない。情報発信の意味ではYoutube推進派の人たちの動画ってものすごい数が多いなと。いろんな意味で情報発信の部分でも頑張んなきゃなと個人的には思いつつながら、何か日本の今後の未来像として、イギリスの事例のような専門機関ができるとか、どうあるべきかというご意見をお二人聞かせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

木村：そうですね。客観的に見ると、日本がドメスティック・アビューズに対して、きちんとした対応を立法府が推進し出すというのは、非常に絶望的な状況にあるのかなと思っております。日本の衆議院議員におきまして女性比率というのは、女性が選挙権を持った1946年からほとんど変わっておりません。元国会議員がたくさん集まったおとといの国葬でも、男性トイレの方がすごく混雑したとかという話もあったぐらいですから、そのような状況の中で、女、子どもの権利という話がどうやって実現していくのかというのは、正直、非常に暗い見通しというところまでが客観的に言えと言われたら、そういう感じということですけども、そこは個人としては頑張るしかないのかなと思います。

私もこの手の情報を発信するようになってから、非常に多くの推進派の方々からの「励まし」のお言葉をいただきまして、とにかく大学に電話をかけてくるとか、その電話を録音してYoutubeに流すとか、信じられないことをやっていると。本当に嫌がらせのためなら、ここまでクリエイティブになれる人がいるんだと思いましたけれども、そうしたことが、やはり慣れてはいけないことですけども、それだけ自分がしっかりとした活動をしているんだと思って、前向きに情報発信をしたりとか、活動に参加するということが大事なのではないかなと思います。

私もこの問題については、一人一人が自信を持って、しょうのない人間に何か言われても、それは全く自分は気にしないというような気持ちでいればいいのではないかなと思います。コメントとしては、みんな頑張りましょう、ということになるかなと思っています。

北仲：そうですね。あるDV加害者から、木村先生もシェルターネットのメンバーもほかの弁護士も一緒に、最初刑事告訴されて、その後、相手不起訴になって、民事訴訟をされて、その訴訟は私たちが勝ちました。そんな根拠はないということで最高裁は勝ったんで、奥ゆかしくウェブサイトにも訴訟結果についてと載せてありますが、ただこないだもツイッター見ていたら、いけしゃあしゃあと、「この人たち訴えられているんですね」とかやっているんですね。(もう終わった訴訟なのに。)

法改正とか制度改革の話ですけども、日本の場合は、すべてが一緒に結びついて動くことができていなくて、DV法を何とかした方がいいということは今ちょっと動いていて、国会議員の中でも一部反対派はいるけど、多分反対しない。いいじゃないかという人がいるので、改正される方向で動いています。それから、今日別の分科会で議論はしていると思うんですけど、このDVとか性暴力の被害者支援とかをしている相談センターが非常に弱いので、その新しい法律ができて、2年後の施行に向けて動き出しているというので、そこはまじな動きだと思うんです。

ただ、この問題を深く掘っていったら、特にさっき出ていたような家裁のシステムとか、面会交流の体制を強化とか、特に児童虐待、児童相談所とDVの問題と一緒に全体的に本当にケースに対応

するとか、アドバイスするというようなところには、なかなか行かない。世の中で絶対必要だねみたいな話として、なかなかしていけないというのが、一つ一つのケースやっている人たちが苦しいところですよ。

私の友達で、女性の方は子連れ再婚で、私の友達は男性なんですけど、でもやっぱり同じように、虐待を受けた子どもが非常に心理的にいろんな困難を抱えて、新しくお父さんになった彼がものすごく傷ついて、どうしたらいいんだと悩んでいる人がいます。相談員とかカウンセラーとか、どういう考え方で子どもと接していったらいいのかみたいな、何とか話乗ってくれる人を探とかしているところで、長く続く離婚後も含めた児童虐待とDV全体を、社会が面倒見てサポートしていくという、議論があまりされていない。こつこつと今、DV法の改正は前に進んでいると思うんですけど、特にこの離婚後のという論点が大きく動いていく状況には全然ないと思います。

会場：ありがとうございます。イギリスの19人の児童殺人ということがあって世の中が動いた。やはり木村ハナさんの誹謗中傷のときの事件があったから世の中動いたという、世論が動くタイミングと政治が動くタイミングって、何か有名な人じゃなきゃだめなのとか、だれかが死ななきゃだめなのとか、ちょっとそういう所は一つの憤りとしてあるので、今日はすごい参考になりまして、また頑張ろうと思いました。ありがとうございます。

木村：確かに今のお話を聞いていて、堂々と図々しく主張をするというのはすごく大事ななと思いましたね。やはりこういう法律が必要なんだということを打ち出していったら、共同親権という言葉で議論するなら、こういうことが必要である。

例えば子どもに対するストーカー規制も必要だよ、という話をいただきましたけれども、そういうことも書いたりとか、共同親権やるのか、そういう議論するのであれば、家庭裁判所できちんと公費で弁護士つけてください。子どもにも弁護士つけてください、というようなことを、まさに民間法制審としてぶつけていって、こっちをというふうにすると、大体世の中、間を取るということになるので、そこまで公的支援もできないし、間取って今のままにしましょうかみたいな話にもなるかもしれないので、結構、「民間法制審」というのは、なかなかアイデアで、どんどん図々しく主張していくというのは、すごくいいなと思いました。

そして、一つ言い忘れましたけど、こちらの主張で最大の武器は正しいことです。正しいために、きちんとお話をすれば、共同親権っていいよなと言っていた方とかマスメディアの方がわかってくれるというところがあるので、正しいという確信を持って人と話しをしていくということは、すごく大事ななと思いました。

会場：今お話伺っていて、現実にはモラハラなんかだと、こういうことがあったと言っても非常に言いにくいですよ。でも本当に出てからって大変で、子どもへの影響もいっぱいあって、だんだんだんだんそれが年が上がるにつれて明らかになってくる。そのときに子どもが暴れてしまうということはよくありますし、女の子でも、もうお母さんとの関係は悪化してしまうことがあります。そのときに児相が入るというケース、結構ありますよね。そうなって初めて、これが暴力の影響なのかなということが出てきます。

ある自治体で児相の中にDV相談員を入れていて、今3年目なんですけど、3年目でやっと児相と私たちとの関係が割とスムーズに行くようになって、同席したり、おうちに行ったりして、本当に家を出る前の状態と出てからの状態というのがはっきりわかるんですね。その中で一緒に相談しながら、子どもにとって離婚した後のこと、それによって子どもに影響していることがあれば、児童相談所の職員、心理職がいますよね。その人が子どもの心理を担当したり、本当に必要なら子どもに専門的な心理職のところを紹介したりということがあります。ただ、私たちもお母さんのことを一緒に相談しながら民間の方に振ったりしていくことができるので、やっぱり問題があったら、こういうことできないかと話し合うことは、すごく大切だなと思っています。

もう一つ。インターカーのところ、電話をかけたときに自動書記になっているんですね。IPを入

れて音声電話を今、自動的に書記化するシステムを入れてきて、それによって変なクレームが減っているんですよ。それがすごく仕事をする上で楽になるんです。そういうことを何かこれから新しくつくるところは、ぜひ入れていったら、職員さんが自分の仕事をもっとできるようになるなという気がします。

会場：本当にこうやって共同親権のことを真剣にみんなで考えて意見を出し合うという場があって、よかったなと思っています。私も面会交流を通して危機感を一番感じていて、本当にさっき離婚後の生活とおっしゃられたんですけど、本当に大事だなと思っていて、今、私の地域ではもうDVで調停離婚をすると、約9割以上は面会交流をしなければならない。

一番むかつくのは、DV加害者というのはごねるプロであり、粘り強く活動する、その部分だけは優秀な人たちなんで、もう裁判所の調停委員やら調査官やみんな、負けちゃうんですね。下手すると調査官を叱ったりとか、書記官叱ったりとかするんですね。

そうすると、もう面倒くさいから、「お母さん、もうちょっと折れてよ」と。「ここでちょっと妥協しないと、まだ調停も裁判も続くよ」と。なんで被害者が折れないかんのかなという、すごい憤りを日々感じています。その中で私たちはずっとDVの被害者支援のときからスタートして面会交流まで支援をしていくんですけど、なかなかDV被害者の団体さんで面会交流の支援をするというのはないんですね。全国でも数団体しかなくて、でも本当は必要なんじゃないか。DVをしっかり理解をした人たちが、その後の支援を、そういう形でもって支援していくというのがとても大事なんじゃないかと。

お勧めはあまりできないんですけど、やれるようなことだったらやっていただきたいと。実際足りないです。うちも県で1カ所しかないの、もう私、本当にストレスたまりまくって、休みゼロで毎週末、面会交流やりながら日程調整しながらして、私も加害者更生教育プログラムやっていたんで、何となくその辺はうまくこなしていますけれども、本当に大変。共同親権になっちゃったらどうなるんやろうと。やっぱり昨日ランディさんが言っていたように、これがビジネスになっていくんだという想像も、昨日、ものすごくできました。

今まではDVの被害者支援だけで来れたけど、離婚後のしんどさというのは半端ないなと改めて今思っているので、本当、共同親権が実現しないことを願いつつ頑張りたいと思います。みんなで頑張っていきたいなと思って、ちょっと発言させていただきました。ありがとうございました。

木村：共同親権の導入は、現状の提案では到底受け入れることができないものであるということを、確信を持っていただければと思います。皆さんは正しいので、正しいことをお話すれば、わかってくれる人はたくさんいると思います。頑張りましょう。(拍手)

北仲：ありがとうございました。これで午前中の分科会は終わりにさせていただきます。

イギリス 関連資料 & アメリカ バンクロフトさん提言メモ

イギリス Women's Aid

団体説明(同団体報告書及び Jenny さんの説明より)

<https://www.womensaid.org.uk/>

ウィメンズ・エイドは、女性や子どもに対するドメスティック・アビューズをなくすため活動しているイギリスの全国組織です。過去 44 年間、ウィメンズ・エイドは、現場での支援、研究調査、政策提言を通じて、ドメスティック・アビューズや虐待に対する取り組みを作り出し、調整する最前線に立ってきました。私たちは、サバイバーの声を活動の中心にすえ、サバイバーをエンパワーしています。女性や子どもたちの声に耳を傾けることによって、女性や子どもたちと共に、そして彼女らのために活動しています。

私たちは、180 を超える組織の連合体であり、英国全体で 300 近くの地域拠点で女性と子どもの命を救う支援を提供しています。

また私たちは、ドメスティック・アビューズのサバイバーに関わる様々な機関や専門家に対する、専門的なトレーニング、資格認定、コンサルティングを行い、私たちの基準を満たす支援には「ナショナル・クオリティ・マーク」を認証しています。私たちは、ドメスティック・アビューズに関する国内最大のデータセットを保有しており、それに基づく研究とエビデンスを、私たちのすべての活動に反映させています。

私たちのキャンペーンでは、政策、支援実践、意識改革に影響を与え、健全な家族関係を促進し、ドメスティック・アビューズが許されない社会を作るための活動をしています。さらに 24 時間対応の全国 DV ヘルプライン電話（シェルターと連携し運営）と、「サバイバーズ・フォーラム」を含む幅広いオンライン支援を展開し、毎年、年間何十万人もの女性や子どもたちを助けています。

ジェニー・バーチャルさんメッセージ動画 の主なポイント

・2016 年 ウィメンズ・エイドは「チャイルド・ファースト」キャンペーンを開始。

『19 の児童殺人』の冊子を発表…大きな反響 国会でもヒヤリングが開催された。

42000 筆の請願署名を提出 「避けられたはずの死を二度と起こすな」

・家裁の「実務指針 12J」が改訂された。

・ロンドン大学と共同の調査『私の虐待されない権利はどうなるの?』を発表、

それをふまえた提言を発表(2018 年) (資料2)

(家裁の実態について独立機関による調査を。関係者の研修を、など)

・2019 年 法務省が「専門調査委員会を設置して調査する」と決定

ウィメンズ・エイドも調査会の委員に

たくさんの「家裁が DA や虐待のケースを無視している、危険な面会交流が実施されている」という声が集まる。

→ 2020 年 国の専門調査委員会 画期的な調査報告書「ハーム・リポート」を発表

(※「ハーム・リポート」報告書については 資料3)

・ DA 法が制定される DA 委員が新設される。

・2022 年 6 月ウィメンズ・エイドは、報告書『2 年、長すぎる Two years, too long』を発表。「ハーム・リポート」の提案が、なかなか実現していないと問題提起

資料2 ウィメンズ・エイド 調査報告書

「私の虐待されない権利はどうなるの？—ドメスティック・アビューズ、人権と家庭裁判所」

Birchall, J. and Choudhry, S. (2018) "What about my right not to be abused?" Domestic abuse, human rights and the family courts, Bristol: Women's Aid. © Women's Aid, 2018

【調査結果 要約】より

家庭裁判所は、子どもの権利が最優先され、ドメスティック・アビューズ(DA)のサバイバーの不安や恐怖に耳を傾け、尊重される安全な場所であるべきです。しかし、この報告書は、そうでない場合にどんなことが起こるか、そして子どもの面会手続きが、サバイバーとその子どもの両方にとってトラウマを与える危険な環境となることを、示しています。

私たちの調査結果は、多くの先行研究と同じことを示していました。私たちが調査したサバイバーも、他の調査結果と同じように、DAの証拠が裁判所や子どもの面会に関わる他の専門家によって真剣に考慮されず、DAの力学と影響が理解されていないと感じていました。このため、子どもの面会(コンタクト)に関して安全でない決定がなされる可能性があり、DAのサバイバーは、法廷での元パートナーによる反対尋問など、危険で恐ろしい状況に置かれることになっています。

女性たちの証言は、家庭裁判所にジェンダー差別と、不信の文化が存在していることを浮き彫りにしました。DAのサバイバーと子どもの面会(コンタクト)の取り決めについて懸念を表明する母親に対し、否定的な固定観念と認識が、子どもの面会(コンタクト)の手続きにおいて、安全な子どもの面会(コンタクト)を促進し、DAに配慮するような対策をすることを阻んでいます。

極端な例として、DAについて懸念を表明する女性に対して<片親疎外>という非難を用いることが挙げられます。

事例の中には、子どもへの虐待の疑いがあっても、面会(コンタクト)を促進するアプローチによって打ち消されたものもありました。さらに、DAのサバイバーは、子どもと元パートナーとの面会(コンタクト)を促進するために、非常に危険な状況に身を置くことが期待されていました。

女性たちと子どもたちは、家庭裁判所を利用による長期にわたる影響を受けています。家計や資源は著しく枯渇し、健康や子どもの行動にも支障をきたすようになっています。面会交流の際の子どもの安全や、いつ元のパートナーに連れ戻されるかわからないという不安や恐怖を抱えながら毎日を過ごしています。

裁判の当事者が人権という言葉をもどのように理解し、使用しているかに明確な男女差があることがわかりました。DAを受けた女性は子どもの権利を重視し、元パートナーは自分自身の権利を主張する傾向がありました。また、家庭裁判所の専門家たちは、子どもの面会(コンタクト)手続

きの適用の際に、人権に関する自分の知識とは矛盾することを行っています。

調査で集められた事例は、人権法第 2 条(生命への権利)、第 3 条(劣悪な扱いから解放される権利)、第 6 条(公正な裁判を受ける権利)、第 8 条(プライバシーと家庭生活への権利)を含め、様々な人権の保護と矛盾する可能性があります。

また、国連「子どもの権利条約(UNCRC)」第 12 条および 19 条に規定されている、「子どもの意見が尊重され、暴力、虐待、ネグレクトから保護される権利」が守られていない事例も見受けられました。

その一方で、「子どもの最善の利益を第一義としなければならない」とする UNCRC 第 3 条 1 項は、両方の親と面会(コンタクト)することが常に子どもの最善の利益であるという信念の一部として、誤って解釈されていました。

提言(要約)

○家庭裁判所による DA の取り扱いに関する独立した調査を

多くの改革にもかかわらず、この 10 年以上に及ぶ調査結果は、DA ケースにおける家庭裁判所の対応の組織的な失敗を示しています。家庭裁判所の文化、実践、そして DA の疑いがある子どもの面会(コンタクト)事案対応の全面的な見直しを、今まさに求められているのです。

そこで、私たちは、家庭裁判所の DA の取り扱いについての、必要な資源を備え、法的権限を持つ独立した機関による綿密な法的調査の実施を求めます。

○子どもの面会(コンタクト)に関わる全ての専門家に対する研修・意識啓発の改善を

裁判官研修所、治安判事協会、法律家協会、弁護士規制庁、カフカス、王立裁判所・審判所サービス(HMCTS)は、家庭裁判所などで子どもの面会(コンタクト)事件に関わるすべての専門家が、人権、DA、「片親疎外」言説、差別に関するより幅広い啓発と研修を受けられるようにしなければならない。この研修は、DA 支援や人権問題団体と連携して開発されるべきである。

○ODA ケースでの子の養育取り決めに關するアプローチについて明確化すること

法務省と高等法院家族部長官は、DA の証拠があるケースに対しては、2014 年子ども家庭法の推定(子の福祉には両親の関与に最善)を適用されないことを明確にすること。

○実務指針 12J の研修の徹底

改訂された実務指針 12J の効果を最大化するために、裁判官研修所、治安判事協会、HMCTS は、すべての家庭裁判所専門家が、指針が何を意味するのかについての専門的訓練を確実に受けさせるために、現在の教育規定を継続、拡大すること。

○実施指針 12J が適切に実施されているかどうかの監査機関の創設

ODA 法改正によって、DA にかかわる親(DA に関連する犯罪で裁判待ちまたは保釈中や刑事手続きが進行中)に対して、監視のない面会(コンタクト)を許可しないようにすること。

○政府は、すべての子ども面会センターが、子と非虐待親の両方にとって安全であるために、適切な人員配置とリスク評価を行うようにすべき。すべてのスタッフとボランティアは包括的な研修

を受け、また不適切な面会センターへの紹介への苦情申し立て制度や国家基準に従ったリスク評価の導入を

○家庭裁判所における DA 加害者である元パートナーによるサバイバーへの反対尋問を禁止すること。現在、DA 法改正案で刑事司法制度における反対尋問の禁止は提案されているが、家庭裁判所での禁止も早急に導入されるべき。

○政府は、DA 法改正案に、DA のサバイバーが刑事裁判において特別な保護措置(別の出入口、待合室、スクリーン、ビデオリンクなど)を受けることを盛り込んでいるが、民事裁判や家庭裁判所においても行うよう盛り込むこと。

○法務省は、信頼性、基準、一貫性が疑われる裁判所での心理専門家証人について、きちんと精査すべき。意見書を書く心理専門家証人は、関連する専門機関や学会に登録された人であることや実務経験など、明確な基準に基づいて採用すべき。

○サバイバーの多くは虐待を受けても通報しないため、法律扶助を受けるための証拠の要件を満たすことができない。法務省は現在の法律扶助の DA 特例基準の効果を継続的に検証し、必要な人が利用できているかどうかを確認するべき。

○家庭裁判所が別居後と経済的虐待を続けるために利用されることを防止する措置

法務省と高等裁判所家事部長官は、1989 年児童法第 91 条(当事者による更なる申請を防止する命令を出す権限を裁判所に与えている)を活用するためのガイダンスを裁判所に与えるよう徹底するべきである。このガイダンスによって、DA の加害者が、別居後もサバイバーに対して強制的で支配的な行動を続けるために、1989 年児童法に基づく申請を行うケースがあることを裁判官に警告すべき

○DA のサバイバーに、より良い、エンパワーを目指す支援を

政府は、DA のサバイバーが無料の専門家による支援と助言を受けられるようにすべきである。これには、家庭裁判所の手続きの間中ずっとアドボケートを利用できるようにすることも含まれるべきで、また専門の DA 支援者を継続的に予算がつけられている状態で利用できるようにするべき。支援は、DA がその人の力を奪うものであるという特質を認識し、女性が自分自身と子どもの権利を擁護できる自信をつけることを目的として、行われるべきである。

○さらなる調査実施を

DA や子どもの面会(コンタクト)をめぐる法曹界の差別的態度や固定観念の性質と原因を把握するための調査が行われるべき。また、DA、人権、「片親疎外」言説に関する知識の差の程度と理由を探るための調査を実施すべきである。

資料3

英国司法省／裁判所のかかわるケースにおける子どもと監護親への危害リスク評価に関する最終報告書について

藤本圭子(弁護士)

2020年6月に英国司法省から発表された、面会交流等離別後の子の養育に関する裁判の評価報告書(Ministry Of Justice: 'Assessing Risk of Harm to Children and Parents in Private Law Children Cases' Final Report)は、監護や面会交流に関する父母間の紛争事案で、家庭裁判所が的確に子どもと監護親に及ぶ危害を識別し、対応しているかについて、調査報告したものです。本報告書は、実務家・専門家・子どもを含む当事者からの1200を超える回答、統計データや公表された多くの研究の文献レビュー、過去の裁判例の分析を含む大規模な調査に基づいて専門家委員会によって作成されました。

結論として、家庭裁判所の実務は子どもや被害者をドメスティック・アビューズ(DA)の危害から効果的に保護していないこと、非監護親と子どもとのコンタクトを促進する文化(プロ・コンタクト・カルチャー)は子どもと監護親への深刻な危害のリスクを招いていること、不適切なコンタクト命令は被害者や子どもに長期的広範的な悪影響を及ぼすことが明らかにされました。

すなわち、裁判所において、DAや虐待への理解が薄くその調査や認定・評価が不十分であること、子どもの声に真摯に耳が傾けられていないこと(非監護親に会いたいという場合のみ聞き入れ、会いたくないという声は聞かない選択的聴取)、裁判所における被害者の安全が確保されていないこと、裁判所の命令により監護親と子どもの安全性を害する結果が生じていること等が指摘されました。

その要因として、①プロ・コンタクト・カルチャー(双方の親の関与を継続することが子どもの福祉に資するとして離別後のコンタクトを促進する文化)、②リソースの制限(DA事案にはより多くのリソースを集中的に投入する必要があるが、事件の増大に利用可能な資源が追い付かないため、子どもの声を聴取したり、DAを認定し対処する能力を阻害し、また裁判所での安全確保の支障となる。加えて法律扶助縮小により本人訴訟が増大している)、③縦割対応(行政機関や刑事裁判等他の機関・制度との情報共有や調整の不足、専門家の意見を評価しない裁判実務)、④当事者主義的構造(力関係に配慮することなく父母を対等な対立当事者として主張立証責任を負わせ裁判所は判断のみをする機関となること、また子どもの当事者性を後退させ子どもの声が聞かれない結果となる)があると分析されています。

とりわけ、①プロ・コンタクト・カルチャーは、個別的事情を捨象して非監護親と子どもとのコンタクトを至上の価値として一般化し、当該ケースにおける子の最善の利益を検討・調整する運用を後退させる結果につながり、子どもや監護親の安心安全をおびやかす主たる要因となるものでした。これらの結果を受け、本報告書は安全と保護のカルチャーに原則を転換すべきとし、以下の点にわたる勧告を行い、現在英国において裁判実務の改革が遂行されている途上です。

- 1 実務指示書、子の処遇プログラムの改訂(安全に焦点を当て、トラウマに敏感であること、情報共有に基づく調査的で問題解決型のアプローチをとること)
- 2 プロ・コンタクト・カルチャーの拠り所となっている、親の関与を継続することが子どもの福祉に資するとの児童法上の推定規定の見直し
- 3 子どもの声の聴取の強化
- 4 裁判所での安全と警備の強化、リーガルハラスメントの排除
- 5 関係諸機関の情報共有・連携の強化
- 6 多くの分野への追加投資
- 7 加害者プログラムの見直し
- 8 家事司法関係者への DA に関するトレーニング
- 9 ソーシャルワーカーの認定
- 10 継続的なモニタリングおよび監視

本報告書は、プロ・コンタクト・カルチャーに基づいて非監護親と子どもとの面会交流を促進することにより、子どもや監護親の安全安心が守られない場合や子どもが面会交流を望まない場合にまで、裁判所が面会交流を命じることで、様々な弊害が生じている実態から、その実務運用を検証し改善につなげようとするものでした。

英国におけるプロ・コンタクト・カルチャーは、日本において 2012 年の民法 766 条改正以降顕著になったと実務家が評価する、家庭裁判所における面会交流実施原則と軌を一にするものです。現在日本において、共同親権の導入を含め離別後の子どもの監護等について法制審議会家族法部会で議論がなされていますが、本報告書の内容は、離別後の子どもの養育の在り方について検討するにあたり大いに示唆に富むものといえます。

報告書本文

Assessing risk of harm to children and parents in private law children cases - GOV.UK (www.gov.uk)

報告書和訳

UK 司法省報告 - 離婚後アビューズ情報センター (xsrv.jp)

資料4 ランディ・バンクcroftさんの「家庭裁判所の改善についての緊急提言」メモ

by Lundy Bancroft

August 2020

- 1) 調停委員は裁判所に報告することができないようにすべき。親権評価人や訴訟後見人など、裁判所が任命した人は、口頭または書面で裁判所に勧告する（意見を述べる recommendation）ことはできない。その人物は、収集した証拠を説明することだけができる。報告書に勧告（意見）が書かれている場合、その報告書を証拠から排除すべきである。
- 2) 裁判所への報告を求められたすべての人は、その人の発言にかかる部分の報告書の部分のコピーを、その人と話した各人に提供しなければならない。そして、誤読、虚偽の陳述、または誤解を招くような箇所を訂正するために裁判所に文書を出す機会が与えられなければならない。
- 3) すべての当事者には、裁判所に提出されたすべての報告書のコピーを保持することが許可されなければならない。さらに、当事者は報告書に対する回答を書くことが許可され、その回答は記録として永久的に報告書に添付されるべきである。
- 4) 国選弁護人は（Any court-appointed actor）、そのサービスの対価を裁判所に請求しなければならない。その後、裁判所が当事者に請求する。国選弁護人が当事者に直接請求することは許されない。
- 5) 国選関係者は、未成年の子が関わる面談には特に注意し、すべての面談を記録しなければならない。当事者のいずれかが、これらの面接の特徴の正確さについて疑念を表明した場合、裁判所（国選関係者ではない）は、その内容が正確に報告されていることを確認するために面接のテープを確認すべきであり、また、当事者とその弁護士はそれらの録音にアクセスできなければならない。
- 6) すべての国選弁護人は、特定のケースに関係なく、裁判所が保有する承認済みリストから順次任命されなければならない。裁判官は、その順番を覆したり、どの特定の人物が特定のケースに割り当てられるかに何らかの影響を与えたりしてはならず、また、どの人物がリストに選ばれるかを決定したり影響を与えたりする役割を担ってもならない。リストは裁判所事務局が作成した基準に従って作成されなければならない。リストへの面接と選定は、裁判官の意見を聞かずに裁判官以外の職員が行わなければならない。
- 7) 審問や裁判は、いかなる理由であれ、一般市民やメディアに対して非公開とすることはできない。

- 8) 裁判官は、証人の証言を排除し、文書を証拠から排除する理由を記録に残さなければならない。この理由は、記録の永久的な一部として残らなければならない。
- 9) 国選弁護人は、証人または証人候補の信頼性について評価や発言を行ってはならない。
- 10) 報告書を提出した国選弁護人は、いかなる立場でもその同じケースに再び指名されることはなく、またその同じケースに関わった人は誰も再び指名されることはできない。
- 11) すべての国選弁護人は、当事者が遵守する義務のある決定を法廷外で行うことを許可されない。(例えば、ペアレント・コーディネーターの役割は調停のみを含むことができ、法廷審理の間に決定を下す権限は一切無い)。
- 12) 裁判所は、以下のいずれかの要素を根拠に、家庭内暴力や性的虐待の報告書に根拠がないと宣言することはできない。a) 加害者とされる人物のパブリックイメージ、b) 被害者や母親が警察に通報しなかったこと、c) 被害者や母親が児童保護サービスに通報しなかったこと、d) 被害者や母親が加害者とされる人物を恐れていないように見える状況、e) 子どもの加害者とされる人物への愛着、f) 加害者とされる人物が何らかの犯罪者のプロフィールに合致しないこと、など。さらに、物的証拠の欠如は、判断を下す際の(多くの要因のうちの)1つの要因として考慮され得るが、それ自体で報告を根拠がないと判断する十分な理由と扱うことはできない。
- 13) 裁判所は、児童保護サービスが申し立てを支持しないか根拠がないと判断したという事実に基づいて、当事者が意図的に虚偽の申し立てを行ったものと扱ってはならない。
- 14) 裁判所は、家庭内暴力や児童性的虐待を含む児童虐待の申し立てを含むすべての事件において、児童保護サービスの関与を求め、同時に裁判所事務局が承認した特定のプロトコルに従わなければならない。[家庭裁判所のためのこれらのプロトコルは、まだ起草されていない]。
- 15) 家庭内暴力の被害者である親、またはその子がもう一方の親による児童虐待の被害者である親は、その親に余裕がない場合、無料法律相談を受ける権利を有する。
- 16) 裁判所は、DV や児童虐待が確認された加害者が、虐待の戦略として、虐待する親に裁判費用の一部または全部を割り当てることにより、根拠のない裁判を繰り返し起こすことを止めさせなければならない。

- 17) 裁判所は、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の申し立てがある、あるいは確認された事件に対する、収入や資源に比例した裁判費用をあてる割合を大幅に増やすべきである。
- 18) 裁判所は、財務書類上の当事者の主張を確認する適切な手段を講じなければならない。仮命令審問でも、相手方の財務書類が虚偽であることを証明する証拠を提出することを当事者に認めなければならない。
- 19) 過去のケースで信用を失ったケースの評価者による報復から弁護士を保護する手段を講じるべきである。
- 20) 心理学的評価を、裁判所が親権や養育時間に関する決定を下す際に使用してはならない。また、DV や児童虐待(性的虐待を含む)の報告の真偽を判断する際にも使用してはならない。そのような評価は、裁判所が子育て時間の条件として、当事者のメンタルヘルス治療の要件を作成するためにのみ使用することができる。
- 21) 裁判所は、児童の性的虐待を含むドメスティック・バイオレンスまたは児童虐待の誠実な報告書を提出したことで、当事者を罰することはできない。裁判所は、申し立てが悪意を持って行われたと判断するために、書面による調査結果を出さなければならない。
- 22) 裁判官は、当事者が自分の親権について弁護士以外の者と話し合うことを禁じるような箝口令を敷くことを禁じられなければならない。(このような命令はとんでもなく違憲だと思われるかもしれないが、大陸で野火のように広がっている。例えば、裁判官が自分のケースで命じたことを公にした女性は侮辱罪に問われる)。
- 23) 調停委員は、合意が成立したか否かを報告し、そのような合意の詳細を伝える以外は、調停プロセスについて裁判所に報告することは許されない。特に、調停委員は、どちらの親が合意形成の妨げになっているかについての意見を表明してはならない。(このルールがないと、実際、調停は調停とはなりえない)。
- 24) 裁判所は、すべての国選弁護人の費用制限を設ける必要がある。(そのような制限がない場合、国選弁護人は、対立の緩和を手助けしなければいけないほど、彼らは多くのお金を稼げるため、固有の利益相反が発生している)。

議員フォーラム

「DV から被害者を守る対策の推進を」

登壇者：

公明党参議院議員 佐々木さやか
 立憲民主党参議院議員 福山哲郎
 日本共産党参議院議員 倉林朋子
 社会民主党参議院議員 福島みずほ
 国民民主党前参議院議員 矢田わか子
 自由民主党衆議院議員 野田聖子
 自由民主党前衆議院議員 木村やよい

司会：山崎友記子

(NPO法人 全国女性シェルターネット事務局長)

コメンテーター：

近藤恵子 (NPO法人 全国女性シェルターネット理事)

次期衆議院議立候補予定者 佐藤由美

新宿区区長選立候補予定者 依田花蓮

近藤： 私たちにとってこの1年は、日本の女性支援の枠組みが大きく変わるうとしている転機になる年だと思っています。これまで一緒に様々な法制度の改革にご尽力いただきました議員の皆様と共に、超党派でありとあらゆる力を動員して、新しい転換を進めていきたいと思っています。

今日は2つの論点についてご提案したいと思っています。私たちはDV防止法およびその他の関連法律を使って、女性や子どもの命が守られる社会の実現を目指してまいりました。DV防止法から20年を越えましたが、残念ながら深刻な被害実態や、4日に1人の女性がパートナーによって命を奪われる実態も変わりません。DV防止法及び関連法律によって、女性や子どもたちが人生を守られるはずが、残念ながら今はそうになっておりません。命綱の1つである保護命令制度はなかなか使いにくく、発令の件数も減り続けており、実際に保護命令を使って生き延びられるというケースも難しくなっています。また、命の危険が脅かされるような状況から駆け込む先のシェルターがなかなかうまく使えないという状況があります。公的な婦人相談所、DVセンターの利用率は35%~40%、婦人保護施設の利用率は20%を切ろうとしています。どんなに大変な状況であっても、当事者女性や子どもたちの命が守られない仕組みを、何としても作り変えていきたいと思っています。

現場から最も大きな課題として申し上げたいの

は、DV防止法の対象の拡大です。実際に籍を入れる/入れない、お付き合いをしている/していない、同居している/同居していない、そういった制限があってDV防止法が使えないのは本当に困ります。配偶者や親密なパートナーからの暴力に苦しむ全ての人たちが対象となるように、法の枠組みを広げていただきたいと思っています。

また、暴力の定義を命の危険が及ぶような重大・深刻な暴力に限るのではなく、精神的な暴力、性的な暴力、経済的な支配、社会的な支配といった、その人でありとあらゆる手段で苦しめぬく、そういった支配そのものに対する暴力の定義に拡大をしていきたいと思っています。つまり今回の第5次改正について、私たちは2つの大きな柱を提案しようと思っています。対象の拡大として、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」という法律名を変更し、「配偶者等からの暴力の防止」という風に、ありとあらゆる対象者がこの法律で守られる仕組みに作り替えたい。さらに暴力の定義として、身体にかかわる暴力を全て「心身」に書き換え、女性と子どもに対する暴力被害の一切から私たちは安全に守られ、なおかつ新たな生活再建の道を歩むことができる仕組みにしたいと思っています。

これは現場・当事者・日本中の女性や子ども達の悲願でもあります。この法律の中身を作り替えていくために、是非各党の議員の皆様が全力を挙げてご協力い

ただきたいと思っています。私たちは女性の人権にかかわる法整備をいつも超党派の皆さんのお力で国を挙げて作り上げてきました。恐らくその方法しかこの社会は作り変えていけないだろうと改めて思っています。この議員フォーラムで改めて各党議員の皆様のお力添えと、今後の展開について力強いご発言をいただきたいと期待しております。どうぞよろしくお願い致します。

司会: ここから議員の皆様より発言をお願い致します。発言は現職順とさせていただきます。1人3分お話しいただき、その後いくつか質問させていただきます。

では公明党の佐々木さやか参議院議員様より、よろしくをお願い致します。

佐々木議員: 只今ご紹介いただきました、公明党参議院議員の佐々木さやかと申します。シェルターネットさんのシンポジウムには過去にも参加させていただきましたが、このZoom開催は初めて参加させていただきました。

今日のテーマ、被害者を守るために今のDV防止法に何が足りないのかを、現場で支援をしてきた皆様から端的に重要なところをご指摘いただいたと思っています。特にDVの保護対象をより拡大していくことについては、今年の6月頃に院内集会で非常に分厚い書面を頂戴し、それだけ多くの方々に関心をもってこの問題をご覧になっていると感じています。

精神的DVまた性的DV、いわゆる身体的暴力以外のDVの深刻さ・重要性というのは、法律自体も一般的にドメスティック・バイオレンスと言うと、身体的暴力だけではなく、様々なDVも広く含むとして認識をされてきたと思います。様々な虐待というべき子の権利の侵害、個人の尊厳の侵害がDVに当たるということが少しずつ浸透してきたけれど、それに対する被害者に必要な支援を届けるための法整備が現状に追いついていないということだと思います。端的に言うと相談件数はコロナ禍の様々な影響等もあって増えていますが、保護命令として直接救済されるケースがむしろ減ってきているというところからも、国民の認識も変わってきている中で、それに追いつくように被害救済の制度も拡充していかなければならないのではないかと考えています。

対象の拡大ということで、身体的暴力以外の保護命令も検討しなければいけないと思いますし、恐らく最初にこの法律を作るときには、夫婦間の暴力に法が介入すること自体なかなかハードルが高かった時代だっ

たのだろうと思います。そこから、婚姻の形やパートナーシップの形も色々と変化をしてきている中で、そういった実態に合わせるように被害に苦しむ方々を救済できる制度にしていくという形で、是非超党派の先生方と精力的に議論していきたいと思っています。以上です。

司会: 身体的暴力だけではなく、精神的、性的なDVもきちんと法律の中に位置づけるべきという考え方に賛同いただけるということで、ありがとうございます。配偶者間だけではなく、デートDVのような同居してないカップル間で起こる暴力も対象にすべきじゃないかと考えていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

佐々木議員: そうですね。デートDVについても本当に深刻で、周知啓発自体は恐らく20年くらいやっていただいたと思います。そういったことがあるということは認識されてきましたが、この法律の対象にはなっていない。あと困ったときに具体的にどう支援されるのか、その部分が抜けていると思います。今回の法改正にどこまで入れられるかというのは、真剣に議論していかなければいけないと思いますが、少なくとも被害を受けて苦しんでいるときに、具体的にこういう支援が使えるということについては、もっと進めていかなければいけないと思います。

あと、性的DVについては本当にシェルターネットの皆様には長年主張してきていただき、ご存じのようにちょうど刑法の性犯罪の改正の議論も進んでおります。例えば性犯罪について、夫婦間の性的な強要が犯罪に当たりますが、それを明示的に確認することについても同じかと思いますが、なかなか議論がすすきりいかないこととか、国会も男性議員がまだまだ多いので、そうしたことに対する認識というのが、性的DV、夫婦間の性暴力についてはもう少し一般の認識も含めて、周知啓発を進めていきたいなということを最近は感じております。

司会: ありがとうございます。DV被害者支援のための超党派の議連や勉強会とかいうのがありませんが、こういったものは必要とお考えでいらっしゃいますか。

佐々木議員: そういうご提案を今初めて聞きましたが、恐らく法改正とか何か新法を作るときには、ちゃんとしますので必要性があればするでしょうし、諸先輩議員の方たちと相談させていただきながら、と思っております。本当に今日はありがとうございます。

います。

司会: よろしくお願ひします。佐々木先生、ありがとうございました。

続きまして、立憲民主党の福山哲郎参議院議員、お願い致します。

福山議員: 立憲民主党の参議院議員の福山哲郎です。

今日は25回目のシェルターシンポジウム、釧路で行われているようで、本当にお疲れ様でございます。私も何回も参加させていただいていますが、DV法の成立から四次の改正まで、ずっとシェルターシンポジウムはDV法の改正とともに進んできたと思っておりまして、全国で本当に長年にわたり女性への暴力に対して色んな形で、地域だけではなく法律の制定から改正まで幅広くお力添えをいただいていることについても、本当に心から敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

また私事で恐縮ですが今年参議院の改選がありまして、なんとか議席を守れましたので、またDV法の改正や、法制審の民法の改正等や家族法制等についても、また皆さんと一緒に活動が出来ますので、宜しくお願いしたいと思います。

先程近藤さんからお話があった通り、対象の拡大や暴力の定義についての拡大については、私は何にも異論がありません。ただ、今日シェルターシンポでお話しをするので、昨日法務省と内閣府と厚労省に現状の進捗状況についてちょっと話を聞きました。いわゆる身体的な暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力等について、対象を広げることにについては一定の理解が役所側もあるようですが、デートDV等配偶者以外の者に対する暴力については、ストーカー防止法の基本方針の改定や、総合対策の改定、そちらでの被害者の支援マニュアル等を作るみたいな話でした。そこはもっと国会の方で押していかなければいけないかなと思っていて、対象の拡大と暴力の定義、両方重要なものですから、国会の中ではこの秋強く声を上げていかなければいけないと思っています。

それから、家族法制部会における共同親権の問題についても昨日ヒヤリングをしましたが、残念ながら8月30日に中間試案の取りまとめの予定が出来ないという状況で先送りをしています。役所側は年内にまとめたいと言っていますが、ここは相当意見が分かれています。共同親権を何とかと言っておられる方側の意見は、ちょっと説得力がないなと思っています。皆さんと色々具体的に意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

DV法の法律の名称変更は私も全く同意見です。「等」を入れて、少し対象を広げるべきではないかと思っています。この秋から冬にかけてDV法も、共同親権の問題も、困難を抱える女性の基本方針等も、出来るだけ早くという議論が政府の方で始まります。濃密な議論を皆さんとしながら、国会の場で声を上げていくことが必要だと思っていますので、与野党越えて問題意識のある議員を皆さんのお力もいただきながら力を集めていくことが大事だと思いますので、是非皆さんと一緒にやっていきたいと思っています。ありがとうございました。

司会: ありがとうございます。では、このDV防止法改正に向けては、超党派での議員連盟なり勉強会のようなものを作っていくという方向性で福山先生もご賛同いただけますでしょうか。

福山議員: はい。議連が出来るのは悪いことではないので良いと思いますが、やっぱりこの問題色んな課題があるので、各政党の中で声を上げていかなければいけないので、その窓口として超党派の議連を作るのは非常に有意義ではないかなと思います。

司会: ありがとうございます。そしてデートDV法の後押しを全力でお願いできればと思います。

福山議員: はい、そのつもりです。

司会: ありがとうございます。

お待たせいたしました。会場にお越しの日本共産党倉林明子議員よりお話をいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

倉林議員: はい。日本共産党参議院議員の倉林明子でございます。コロナ禍で女性の暴力の深刻さが浮き彫りになり、影のパンデミックというような警告もされる中で、本当に2020年の早い時期から国への要望、警鐘を鳴らしていただいたのが、私たち国会にも届きましたし、国政を動かすということにも繋がったと思っています。その点でも本当に敬意と感謝を表したいと思います。暴力の範囲の拡大や対象を拡大することは本当に大事で、今度の改正にしっかり入れ込んでいくことで力を合わせたいなと思っています。具体的に対象拡大する場合の配偶者間でなければならないということではなく、親密な関係性のカップル、異性間だけではなく、トランス女性の方等からも「DV被害がどこも救済の対象にならない」という切実な声もうかがっ

ていて、そういう問題の解決にも繋げていく必要があると思っています。

議連の話もありましたが、議員立法で提出ということになっていけば、議連を本当に作らないといけなし、前に進めるために超党派でというご指摘、その通りだと思っております。積極的な参加をしていきたいと思っています。一方このシンポ、去年からの変化で大きく言いますとコロナ禍で、困難を抱える女性の支援法が制定されたのは本当に大きな一歩だったと思います。制定してどう実効あるものにしていくかがこれから問われるので、基本指針を国がどういう中身でつくっていくのかと同時に、都道府県で基本計画を作っていくということになります。足元の基本計画の中身が実効性担保に繋がっていくと思っていますので、地方議員とも連携しながら、令和6年の施行に向けてしっかりしなければならない時期だと思っています。

DV対策で本当に大事だなと思っていること、簡単に3つくらい指摘したいと思います。最初に被害者保護で、暴力の範囲と対象の拡大はもちろんですが、保護命令の緊急保護命令的な制度にしないと保護が本当に遅れてしまうという現状の課題があると、保護命令、緊急保護命令の創設が必要だろうと思います。あと被害者が逃げなければならないことが前提になっているところから脱却する制度設計が必要だと考えています。

2つ目は、被害者支援の抜本的な強化ということで、国の責任で精神的ケアも含めて、包括的・継続的なケアができる支援にしていく必要があるし、その際にシェルターネットの実践がやっぱりナショナルスタンダードになっていくような位置づけも求められていると受け止めております。

3つ目には、人材育成は本当に喫緊の課題だと思います。一時保護を委託するという事で今お金が出ていますが、委託費の引き上げは当然ですが、運営経費までしっかり支援をしていくということが出来ないと、継続的な支援が担保出来ないということ痛感しています。そういう取り組みも併せて、予算付け・財政的支援を確保していくように力を合わせていきたいと思っています。以上です。

近藤: ありがとうございます。先程の私の最初の説明で時間が無く、皆さんに申し上げられなかったことを倉林先生から適切におっしゃっていただき、ありがとうございます。DV防止法の第5次改正、及び困難な問題を抱える女性支援に関する法律、私たちは女性支援新法と言っていますが、その両方にかけて民間支援団体が女性の人権にかかわる支援の重要で対等なパート

ナーとして連携協力していくという前提に、公的な財政支援と同額の民間に対する支援費の補助ということが法的にきちんと書き込まれるということがどうしても必要で、新法では民間支援団体の位置づけを第4の支援機関と位置付けているようですが、これまでの三機関の下請けのような形で位置づけられてきた民間の支援団体が蓄積してきた支援の実績を、日本の女性支援の質を上げる方向でいわば闘い取ってきましたが、そこに正当な評価と役割、機能分担ということでの位置づけがどうしても必要だと思っています。それは自立新法の今後の計画の策定等にも絡め、予算措置のことは私たちも頑張っていきたいと思っていますので、どうかよろしくご協力いただきたいと思います。

司会: はい、ありがとうございます。宜しく願い致します。

続いて、社会民主党の福島みずほ参議院議員よりお話しお願い致します。

福島議員: どうも皆さんこんにちは。福山さんからもありましたが、私も心配していただきましたが、国会に戻していただいて本当に心から感謝しています。頑張ります。

冒頭近藤恵子さんからもありましたが、私も保護命令新受件数と認容件数、最高裁に聞いてみました。2021年が新受件数1730、発令が1335で、残念ながら保護命令の件数が減っています。これは近藤恵子さんが冒頭おっしゃった、やっぱり使いづらいついていうこともあると思います。さっき倉林さんがおっしゃった、緊急保護命令なども必要だと社民党は考えています。そして、今日のポイントである、性的暴力や精神的暴力も含めるということですが、男女平等参画局の説明ではこちらの支援する暴力も入ると言っていますが、なかなか分かりにくく、精神的暴力や性的暴力が支援の対象とならないということも聞いています。ですから保護命令に関して、精神的暴力と性的暴力を入れるっていうことを、是非実現していきたいと思っています。つまり録音テープや文章や状況証拠や色んなものから、性的暴力とそれから精神的暴力が保護命令の下で実証できれば、それはやっぱり暴力であると。

離婚事件になって思いますが、1円も夫がお金をくれない、それをやっぱり支配・被支配の中での様々な暴力というか、その支配の一環として認定することはできますし、性的暴力、精神的暴力を保護命令に含めて後は立証の問題として問題を解決すると、その二元論がなかなか浸透しないので、保護命令を拡大するのが今後保護命令の活用にとってもいいと思います。

それから、デートDV等にも広げることは賛成です。2001年施行したDV防止法は4回改正ですが、超党派で本当にやりました。ここにいらっしゃる皆さんたちが一緒に生みの母、育ての母となってやってきたわけです。その時には配偶者間の暴力を解決しようとしていましたが、やはり法律婚、事実婚、同居しているだけでは、やはり追いついていかないという現状があります。確かにストーカー行為規制法とDV防止法をどうするかという議論はあると思います。そしてこのDV防止法を作った生みの母親の1人として思うのは、DV防止法は保護命令っていう制度を作ったと。

随分抵抗がありました。作ったことはよかったと思っています。やっぱりストーカー行為規制法は警察主導なので、警察が動いてくれなければ当事者はどうしようありません。保護命令は当事者が裁判所に訴えるので、自分がイニシアティブを取って物事を進めることができるので、ストーカー行為規制法にも頑張ってもらおう。しかしDV防止法の保護命令含めた射程距離を広げた方がいいと思います。実際に事実婚とそうでない関係も曖昧になっているので、配偶者等として女性、トランスジェンダーやLGBTQはもちろん、様々な暴力を根絶する1つの基本法にもっと広がってほしいと思っています。

元々法律を作るにあたって、女性に対する暴力防止法を作るか、DV防止法を作るかの議論があり、とりあえずDV防止法を作ったので、拡大をしていくことには賛成です。被害者支援や財政支援。新法に基づく対等な関係でのシェルターや色んなところに対する支援も頑張っていきます。議員連盟にももちろん賛成です。

司会: ありがとうございます。対象も拡大していくということで、ご賛同いただけるということでありがとうございます。福島先生ありがとうございます。続きまして、矢田わか子男女共同参画推進本部長よりお話をお願い致します。宜しくお願い致します。

矢田本部長: 皆さんこんにちは。国民民主党で男女共同参画推進本部長を拝命しております、矢田わか子と申します。男女共同参画推進本部長を拝命する関係で、党代表としてこちらのシンポジウムに参加させていただいております。

まず、去年成立した困難な問題を抱える女性の支援に関する法律についてです。超党派で私も中に入らせていただき、この立法に向けては色んな論議に参加をさせていただきました。この法律は今日大きなテーマとなっているDV法の改正に向けても側面的に

サポートする大きな法律の改正・成立だったと考えています。ようやく古い時代の売春防止法に基づく婦人保護事業から1歩脱却し、支援・ニーズの多様化に伴って、新たな法制度の枠組みが整備されたと受け止めているところです。

ただし先程来出ているように、やはり法の実効性を高めるということが極めて大事です。まず女性の相談支援センターの体制整備、拡充、強化、支援員の方々の補充が難しいという話もこの法律立法にあたってお聞きしていますので、研修の充実等も含めての支援強化がDV防止を支援していくという側面的なサポートをするうえでも大変重要だと思います。またあまり財政拡充についても謳われておりませんので、そこをまた立法府の立場から国会議員の皆様にも頑張っていただかなければならないと思っています。

それから被害者の子どもに対する支援の拡充ということで、子どもが今被害者と位置付けられていないこともあり、子どもに対する被害に対しどうアプローチしていくのか、今日のシンポジウムの大きなテーマの1つでもありますので、ここについてももしっかり見極めていかなければいけないと思います。

もう1つ、第4の団体としてようやく民間の支援団体が位置づけをしっかりと法律の中で明記をされました。確か2019年のこのシェルターシンポジウムの時のテーマが、若年層の性的搾取、いわゆるパパ活に対する対策をテーマにお話をしたと覚えていますけれども、その時にも新宿にバスを出してつばみカフェや、団体、BONDプロジェクトさんとお話をさせていただき、本当にすごく活動されていて、今なかなか行政が予算や力を割けない中で、民間の支援団体の皆さんとの協力というのは不可欠だと思っているので、このあたりは見えていかなければならない大きな要素だと考えています。

さて、DV防止法は5回目の改正ということで話が出ておりますが、見直しのワーキングというのが政府の中で去年からスタートし1年になります。そろそろその方向付けがなされる時期なのかなと思っていますが、その中でも精神的なDV、性的なDVを保護命令の申し立てに可能にするのかどうかというのが最大の争点だと聞いております。ただやはり保護命令は、ほとんど件数が増えておらず、逆に減っています。平成13年からのデータで見たときに、当然のことながらDV被害者はうなぎ登りで、傷害によっては8倍、暴行は過去20年間でも10倍どころか30倍まで膨れ上がった時期もあります。殺害も4日に1人亡くなっており、年間で言うと80人、90人が暴力によって被害さ

れている事例があるにもかかわらず、保護命令の出ている件数がほとんど1,800件くらいです。ピーク時は一時期3,100くらいありますが、それ以降増えていません。しかも一旦お願いをしても却下されている事例も100件くらいあります。このあたりの分析をちゃんと行い、何故却下されているのか、保護命令が下りないのか、調べていかなければいけない要素だと思っています。

今回のテーマ、子どもについても被害者としてきちんと位置づけをするべきだと思いますし、同伴する家族と今はなっていますが、それで抑えられるわけもなく、その定義を見直していくことも大変重要だと思っています。それからもう1つ、DVと児童虐待対応の情報の共有ということで、新たな規定が必要だと考えており、支援センターから児童虐待ということは通報義務がありますが、児童相談所には家族の相談内容だとかどんな支援を受けている家族と一緒にのかということ、照会する権限がありません。子どもの虐待を見たときにどうなっているのかという、照らし合わせが必要だと思いますので、そのあたりの拡充も含め、対応を求めていかなければならないという課題意識を持っています。特に子ども家庭庁が来年から出来ますけれども、子どもをどのような視点で守っていくのか、家庭内の暴力という視点でこれからも取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

司会: 矢田本部長様、ありがとうございました。
ここで自民党の野田聖子衆議院議員がご到着されたようですので、どうぞよろしく願いいたします。

野田議員: こんにちは。野田聖子です。オンラインでの出席をさせていただきました。ありがとうございます。私自身は今年の8月まで内閣府特命担当大臣として女性活躍と男女共同参画、地方創生、子ども政策、少子化対策、そして孤独孤立対策等もいただいています。パッと聞くとバラバラのような政策に思いますが、そこを深く掘り下げ一番核に近付くと、女性という言葉が浮かび上がってきます。女性の能力が存分に発揮できてない、女性の尊厳をしっかりと守ることが出来ることで、国であれ、地方であれ、家庭であれ、学校現場であれ、守られる人権があるということは全て繋がってくるという学びをさせていただきました。

特に今回のDVに関しては、昨年の12月に長崎県の方で好事例があるということで出席をさせていただきました。この団体ではDV被害者支援の強化を目的として被害者、加害者更生プログラム研究会、婦人相談所、それぞれの方達からご意見をしっかりとうかがうこ

とが出来ました。皆さんは今話しがあった保護命令、この対象の拡大の必要性をおっしゃっていました。DVは、NPOの方たちの支援によって支えられていると言っても過言ではないと思います。ですが、まだNPO自体が国の中であって、しっかりとポジションが取れてない、簡単に言えば軽く見られているときがある。そういうのをしっかりと補強して、そこに人的、そして財政支援が地方自治体並みに、役所並みに届くように整備していかないといけない。さらに避難から生活支援を一貫して行う仕組みの整備で、長崎県では空き部屋のある公営住宅をしっかりと確保していました。DVというのは、のんびりした話ではありません。命にかかわる緊急性の高いものであります。支えられるという整備が出来ているところもあれば、全くバラバラになってしまうということもあります。

あとは矢田さんもお話しがありましたけれども、やはり子どもの心理。これについて支援が、これまではなかなか夫婦間のことで子どもの人権に対してはちょっと手薄でなかろうかと懸念しています。子ども家庭庁が出来ることによって、すべての子どもが顧客リストで、DV被害者の子どもも当然十二分に手当てができるように、主体的にやっていただかなければならないと思います。

あと、10代。デートDVとよく言われますが、暴力を予防するためにはまずは教育。ご承知のように、日本の性教育がある意味沈んでいるところをしっかりと基本的なことをやらなきゃいけない。性教育っていうのは、性そのものを教えるのではなく、性の違いを認識してそれぞれの人権を認め合うということですが、そこが残念ながら性そのものにばかりこだわった結果、本質的である人としてのリスペクトみたいなことを教えるためにあるところが欠落していて、なかなか追いついていない現場感覚があります。

保護命令の話も出ましたが、保護命令が発令される前からの拡充、支援が必要だというご意見もいただいているところです。それを受け、1月にDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げたところです。抜本強化に向けて縦割りが指摘される政府に、内閣諸庁は連携して取り組む。それを目的として、霞が関は危機に陥ってない人たちが平静に議論をする場所です。被害者としての立ち位置の議論がほぼ抜けているわけで、そういうところをしっかりと想像力を発揮しながら、声なき声、国民の声をしっかりと受け止める心構えを持っていただくよう指示をさせていただいたところです。男性であれば、女性が傷ついた時の気持ちを一生懸命考えこむ。また女性も何故男性が加害者になったかという心理も色々紐解いていくという、当事者の立場

として行政または政策を実施していく場として捉えていかなきゃならないというような話をしたところです。

6月には女性版骨太の方針2022を発出しました。女性活躍男女共同参画の重点・防止2012。ここには4つの大きな柱があります。女性の経済的自立、前に約束した数値目標3割等を確実にやっていこうとか。あと男性の活躍というのもありました。これは若い男性世代が様々な経済的な理由とか色々な事情で、結婚したいけど出来ない、きっちと女性とお付き合いしたいけど出来ないみたいな。私たち世代にはちょっと想像もつかないような現実が数字として出てきていますので、男性が夫になれる活躍、また男性が夫となったときに望めば父になり、父として活躍できる柱を作ることによって、そこで発生する共有の時間が、ワンオペになっていた妻、母のかかりきりから、社会人として我々の能力を生かせるWin-Winの形をしっかりと取っていくことが大事じゃないかと。どちらが良い／どちらが悪いという議論ではなく、お互い望んでいることが出来ていないのであれば、そこをきっちと共有しあうような柱建てを作ってみました。そして一番大切なのは、女性の尊厳をしっかりとこの国は守っていないので、改めて、配偶者からの暴力を含め、女性の尊厳がしっかりと守られる国にしていこう、性被害を無くしていこう、ということが大きな柱になっています。

具体的には配偶者からの暴力への対策の強化、そして配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書を踏まえて、配偶者暴力防止法の改正が早期に進めるよう検討を進めるということを示しました。その後私が退任した後は、8/30に先のDV対策抜本強化対策局長級会議、ここで支援見直しの概要が出てきて、令和4年度中に抜本強化策を取りまとめられます。概要は皆さんからも出ています、経済的支援、就業社会保険、住宅、子育て、母子生活支援、住民票戸籍謄本等証明書、支援体制の強化等。

これまでもずっと取り組まれてきたことですが、これをしっかりと強化策に渡していこうということになります。近々保護命令の対象、これがそもそもワークしているかっていう議論もありますが、この対象の拡大を盛り込んだ報告書が取りまとめられる予定となっています。当然のごとく配偶者だけでなく、被害保護支援対策でデートDV／DV対策に当然皆さんと一緒に取り組んでいきたいわけですが、子ども家庭庁が出来ることによって、子どもが真ん中社会、そして児童虐待防止対策、さらにDV加害者対策およびDV被害者支援の連携をすることによって、これまでは夫婦間の問題だったDVが、脇役に

なっていた子どもをあえて中心にすることで、子どもを傷つけないためにDVにどうアプローチしていくかという新しい形が、法律の中で2重3重にブロックがかけられるということを期待しているところであります。

そんな取り組みの中で議連の必要っていうことを聞いていましたが、私は自民党ですけれども自民党には性暴力のない社会を目指す議員連盟、通称ワンツー議連という議員連盟がもう既にあるって、アクティブに活動しています。確か先の国会で出た、アダルトビデオの成人年齢引き下げによる件に関しても、そのコアメンバーが中心となって超党派の法律の成立に向けて動いていますので、自民党の方では受け皿が出来ます。今後超党派であれば上川陽子さん元法務大臣が会長を務めているので、しっかりと報告はさせていただきたいと思います。私の方からは以上です。

司会: ありがとうございます。野田議員の方から今超党派の議連の話がチラッと出ましたけれど、是非直近の大臣でいらっしゃったということで、その後押しを是非お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ここからはフロアーからの質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方は手を挙げてください。出来たらお名前と、どなたへの質問かということをおっしゃってください。お願いします。

会場: 北海道で民間のシェルターをしています。うちのシェルターで関わったケースについて議員の皆様には是非ちょっと聞いていただきたいことがあって、お話しさせていただきます。

A子さんは20歳の時に5歳上の日本の大企業のサラリーマンと結婚をして、翌年に長男、2年後に次男、男の子2人のいるお母さんでした。長男がちょうど小学校6年生の1月に、お父さんが子どもに「父親のことを聞けないなら、今すぐ家を出なさい」と、子どもが出され、その後をお母さんがついていって家を出ることが出来た家族です。

妻に対して夫は、一切身体暴力はしていません。結婚して12年程一緒にいましたが、日々どんなことが起きていたかと言うと、家族で食事をすると子ども達が「いただきます」「ごちそうさま」と言いますが、その言葉はご飯を作ってくれたお母さんに対してではなく、お金を稼いできたお父さんに対して言うもので、お母さんに「いただきます」「ごちそうさま」と言うのと、父親は烈火のごとく怒ります。「お金を稼いでいるのはお父さんののに、何故お父さんに挨拶

出来ないんだ！」と言い、食事がストップしてご飯がそれ以降食べられなくなったりします。それは外食の時にもそのルールです。入り口から一番遠い席に座るのは、お金を稼いできている、この家で一番偉いお父さんが座る席。外食の時も席が決まっているので、子どもたちがうっかり上座に座ると、お父さんが機嫌を損なってご飯がなくなるということがありました。

特に長男がすごく優秀な子で、成績もすごく良い子でした。お父さんは自分の子ども時代よりも長男が優秀なことが気に入らず、学期末に成績表を持って帰ってきて、成績が良かったり、先生からのコメントにいいことが書いてあると、「この先生はどこを一体見ているんだ」と、一切長男を評価しないというお父さんでした。

子ども達2人ともサッカーをしていましたが、成長期で靴がどんどん小さくなり、新しい靴を買ってほしいと言うと、「この前買ったばかりだろう！誰のお金だと思っているんだ！」ということが繰り返されるので、長男は靴が小さくなってもう履けなくても靴を買ってほしいと言えず、ずっと小さい靴を我慢して履いていて、足の爪が剥がれちゃったということもありました。

それでもお母さんは家を出ることは考えられず、子ども達が6年生と4年生の冬休みに家族でディズニーランドに行きました。お土産を買って家に帰ってきて、それぞれディズニーランドで買ったものを広げていたら、父親が「何故金を出してやった俺に感謝の言葉を言う前に開いた！開ける前にまずは俺に対して感謝しなかったのが悪い！」と、夜の21時半くらいから深夜2時くらいまで立たせて子どもを5時間近くお説教しました。

このように妻に対する身体暴力は一切ないので、保護命令は当然取れませんでした。逃げて駆け込んでそのまま一時保護には繋がりましたが、離婚のときに繋がった弁護士さんが、厄介な夫だったので、親権を取るためには、とのことで、この先の転居先を報告するというのが調停事項に盛り込まれました。それも呑んで離れたら、今度2年後に面会交流の申し立てがありました。離婚もしているけど、面会交流の申し立てがあり、それを何とか断ってずっと成績表のコピーを父親に送ることで、父親であるがためにずっとお父さんと関わり続けています。お母さんは不眠、抑うつ、動悸等、メンタルの調子が悪くて今も苦しんだ生活をしています。これがDVじゃなくて何かということですが、残念ながら現行法では保護命令の対象になりません。住基ブロックも面会交流の申し立てがあったために、結局自宅に通知が届いてしまい、子どもの父親

とずっと関わり続けなければいけない家族に対して、何かいい方法があるかどうかを是非お聞きしたいと思います。

司会: はい、ありがとうございます。それでは自民党の野田議員、何かこの質問に対してお答えがあれば一言お願いします。

野田議員: 少し自省をするならば、うちは逆に私が働いて夫が子どものお世話をする家庭ですが、やはり子どもが夫にばかり行ってしまうと「誰が…」っていう気持ちがちょっとあったりするので、それが露骨に出た気の小さい男性なのかなと改めて思いました。父親の孤独を、そういう形でしか見せられない場面があって、おそらく自分のご家庭でもそういうお父上の下で、昔風に育てられた結果なのかと思いました。自分が相手のメンタルを傷つけている意識があるかどうかという確認が今の話ではなかったので、自分が加害者であるというところを色々な調停の中で議論があったかどうかで、やはり気付いていない人なのかもしれません。まずはそういう専門家に中に入ってもらって「あなたのやっていることは、メンタルDVです」という自覚をしていただくべきではないかと思います。加害者プログラムっていうのが被害者の支援と共にあるのはそこであって、「こうやって育ってきたから、こう」っていうのが結構DVの中でもあって、そこが違くと誰かがストップをかけないと、生活習慣みたいになっている人は結構多いと思います。

今共同親権や面会交流も実はここにすごく関わってきていて、仲良く離婚が出来ればそんな問題って発生しません。しかし今のような事例が共同親権や面会交流のこじれになっており、むしろDVだけで捉えるのではなく、包括的にしっかり検証していきたいなと思っています。個別については私も今聞いた話だけなので定かではありませんが、いずれにしても今申し上げたように、これまでのDVは身体的暴力に限られていたけれども、メンタルもしっかりやっけていこうと。ただ、何でもメンタルDVにしまうと、色々な冤罪も起きる可能性があるので、どういうことに対してっていうことを、しっかりとした指針が必要だという話はさせていただいています。

司会: ありがとうございます。福山議員お願いします。

福山議員: はい、ありがとうございます。今のお話で

すが、逆に僕はシェルターネットの方でどういう形でこの方を支援して、救済をして、今どういう形にあるのかを、ケーススタディとしてもう少し詳しく教えていただけたらいいなというのを正直感じました。

男性の方の精神的DVについてはよくよく、女性は厳しかったらうなと思います。野田先生が言われた通りで、加害者プログラムの中で、じゃあこの男性がどのくらい本当に気がついて、更生したというのをどう判断するのかは、すごく難しいなと感じました。特にこの例の場合には身体的暴力がない。お金を出していることについてはギャーギャー言うけど、実は家族がディズニーランドへ行くことは了解している。これをどういう風に加害者に理解をして、更生をするのかということの判断をどうすればいいのかなというのを、逆に私もお伺いをしていて難しいなと思いました。加害者プログラムの中でこういった事例をたくさん取り上げて、どう接するかみたいな事例を積み上げていくしかないのかもしれませんが、非常に難しいケースについてこうやって教えていただいて本当にありがたいと思いますし、現場は苦勞されているだろうと思います。ありがとうございます。

司会: では福島議員をお願いします。

福島議員: こういうDVの本質は何かと言うと、多くは女性差別の中で支配・被支配で相手の人格をもの凄く傷つけるということだと思います。こういう人と暮らしていたら精神ボロボロになっちゃうし、やはりこれこそDVの本質だと思います。ですから、提案がされたことは、やはりDV防止法の保護命令の中に精神的暴力や性的暴力を入れてほしい、そして社会の中でもこういう支配をしたり、「俺が一番だ」となると、家族はビクビクしながら生きていかなければいけないわけじゃないですか。成績を送るというのも、私はやらされすぎだと思いました。

DV防止法を拡大し、保護命令を拡大することで、DVの本質は何か。最近賢い加害者は、暴力振るいません。だけどももの凄く虐待をするから、すごく人間性が損なわれて耐え難いわけですよ。ですから保護命令を拡充するということをする中で、「これもDVです。これってやっぱりおかしいですよ」ということを広め、支援していけるようになればと思います。

司会: 倉林議員より、是非お願いします。

倉林議員: ありがとうございます。増えている精神的

DVの被害。その精神的DVのひどさは、人格否定ですよ。支配し、支配下に置き続けられているだけに、人生が狂わされるし、女性が再起していくこともずっと妨害する。これがDVではなくて、何なんだということだと思います。しっかり精神的DVを定義しないと、ここに保護命令はいかないと思っています。共同親権の議論も進んでいますが、この精神的なDVが入らないと実効性というか、女性の権利を守れないし、子どもたちの命にまで危険が及ぶことになりかねない、非常に大事な指摘だと思ってお聞きしました。

司会: ありがとうございます。本当に面会交流や共同親権の議論に入る前に、まずこちらのDVの定義をしっかりとしてほしいということですね。

矢田前議員、ありますか？

矢田前議員: はい。聞いていても胸が痛くなるようなお話でした。私は長年大企業に勤めてきて、加害者になる男性もたくさん見てきました。普通の人です。でも色々ストレスが溜まって、家に帰ったら結局奥さんや子どもは自分のもの、所有物として、「何でも俺の言うこと聞け！」という感じに豹変してしまうわけです。ですから、やはり加害者に対する、「もう一度、本来の自分を取り戻せ！」的な研修もやらなくちゃいけないと思いますし、全国に今そういった配偶者の暴力相談を受ける支援センターと位置付けられている機関が300か所近くありますよね。300で本当に足りるのかなというようなことを常々思っていて、各都道府県に必要なと思っています。身近に相談に行けて、それは被害者も相談に行けるけれども、「もしかして自分おかしいんじゃないか」と思ったときに、加害者も相談に行ける、そういう敷居を下げて、意識啓発も含めて市町村と共にやっていく必要があるのではないかなと思ってお聞きしておりました。もう1つは保護命令を出すのは、ものすごく敷居が高いですよ。本当はもっと申し立てを可能とするように、当然精神的DV、性的DVも位置づけをしていかなければいけません。法律改正を求めていくというのはもちろん必要ですが、その法律改正の前、プラス発令までの期間の暫定的な効力を有する何かの命令権というものを一方で検討して、とにかく今困っている人を助ける何か政策を同時に検討していくべきではないかと思いました。

司会: ありがとうございます。

福島議員: もう1点いいですか。先程倉林先生がちらっと言われましたが、こういう事例で共同親権ということになると、本当にあり得ないと思います。でも外形的に言うと、この人はお金をちゃんと入れて生活してきた、子どもに対する愛情もあると男性が主張する可能性は十分にあり、この場合に共同親権が前提になると、女性とお子さんたちの居場所も精神的負担も全く解消されないまま、ずっと成長することになっていくと思います。共同親権がリスクになる例として、非常に考慮しなければいけないというのを強く感じました。

司会: ありがとうございます。私たちもDV関係が持続するのが一番恐ろしいと思っていますので、是非先生方にもそういった方向に進まないようにお力いただければと思います。

そうしましたらもう1問、どなたかお手を挙げていただければ。

会場: 私たちは2000年にできた団体ですが、ここ10年の間に非常に困難な時期を迎えています。

私たちの支援のモットーは、「女性がその人らしく活き活きと生きること」。先程おっしゃった尊厳を取り戻す、女性の人権、子どもの人権を取り戻すことですが、離れても続くエンドレスな支配に陥っています。ここへ来て、被害女性が加害者のようにさせられている事件がすごく多いです。この10年の間に女性が家を出て、調停・裁判に向かうときに相手方が非常に変な操作をしてきて、バックに何かがあると感じました。加害者側はネット等で相当知恵をつけている。これが何か、すごく分からなかった。DVは殴る蹴るではなくて、支配・コントロールです。しっかり支援していかない限り、エンドレスに続きます。このシステムが整っていないということです。本当に女性が自分の人権を取り戻すことが出来ないシステムになっている。

ここにきて、例えば憲法24条法改正があって、家族みたいな名前が出てきたり、夫婦別姓の問題もなかなか日本では成立していかない。LGBTQもあり、2019年に台湾の世界シェルターシンポに行った冒頭の蔡総統の挨拶で「台湾はLGBTQの婚姻を成立させました。なぜ日本がそこまでいかないのだろう」とおっしゃってありました。このところ共同親権等の大きなバックに統一教会の名前が出てきて納得しました。政権決定をする背後にある、こういった元統一教会の宗教の支配・コントロール、洗脳のパターンは、まさに加害者が被害者を洗脳するパターンと全く

同じです。力を奪っていった、判断能力を加害者にしかゆだねられないような人生になってしまう。

各先生方にお聞きしたいのは、こういった元統一教会等の動きに関して、どのような見解をお持ちなのでしょう。もう1つは、私たちも国からパイロット事業と称してお金をいただけるようになりましたが、これがもう今年で終わりです。この先どうしていくのか、人を雇って、建物も借りましたが、ここで切れるのかということです。この先の何の手当も目途も示してもらってない。そして各自治体は全然温度差が違います。自治体にいきなりボンと委ねるような乱暴なやり方ではなく、国としてきちっと責任を持ってもらいたい。このことをどうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

司会: ありがとうございます。そうしましたら、会場の倉林議員の方からお答えいただけてよろしいでしょうか。

倉林議員: はい、ありがとうございます。統一教会は政治団体を持っており、勝共連合というものとほぼ一体です。政治を変えるということで、共産主義排除という思想を掲げて対極にあり、撲滅の対象と長らくされてきました。

統一教会の政治への関与については、政策を実現させるという狙いと、法人としての存続を担保するという、大きく2つの目的で接近してきているだろうと思います。反共主義という点での自民党との一致点が、勝共連合と自民党がくっついた根っこにあると思いますし、60年以上の歴史になっています。統一教会が政策を自民党、与党の議員を使って、あるいは議員になって持ち込んでくるということについて、改めて浮き彫りになってきましたが、全容解明がいると思っています。臨時国会で野党も一致して取り組むことになっています。とことんどういう関係、政策的な関与、影響を果たしてきたのかははっきりさせる必要があると思っています。あとお金、選挙の関係含めて、はっきりさせる必要がある。

いわゆる女性の権利の問題で、日本がひどく遅れているというところについて、やはり教義との関係で関与をしていたということについては、その通りだと思います。統一教会だけではないと思っており、右派含めてそういう家族制度の存続、復活ということに対して一致した一つの大きな勢力だったのだろうと思っています。そういう関与の在り方についても、国民の前に説明が求められていると思います。すっきりしてほしい、すっきりさせたいと思っています。

パイロット事業等の継続については、運営が可能となるような継続的な財政支援、地方自治体並みのNPOに対する支援、こうした規模感で財政支援を継続していかないと存続できないと私たちも受け止めていますので、その点では引き続き国会の中でも求めていきたいと思っています。

司会: 立憲の福山議員、お願いできますか。

福山議員: はい。安倍元総理の銃撃事件というセンセーショナルな事件が起こった後、統一教会の問題が非常にクローズアップされてきています。一つは自民党と統一教会の関係性です。これは歴史的に根が深い。

それから宗教2世の問題や、さらに言えばその被害者、脱会してお金を多額に献金した被害者の救済や、被害者の対応をどうするかという問題。もう一つ、今松本さんが言われた、これまで日本の政策、意思決定の過程で、選択的夫婦別姓やLGBT平等法等がことごとく前に進まなかったことの一つの要因に、この統一教会の例えば教義や政策志向、女性の権利を奪うような教義があったことが影響していたのではないかとことがあります。今後の統一教会の課題が国会で議論されますが、問題になってくると思います。このことが女性の人権の確立や、女性の活躍を阻んできたのであれば、これは由々しき問題で、日本が20年以上遅れている問題にこういう実態があったということについては、問題意識として持たなければいけないと思います。

選挙で統一教会を頼ってきたというのは、歴史的に自民党であったということがどんどん明らかになってきています。歪んだ政策決定が成されてきたのだとすれば、ちゃんと選択的夫婦別姓やLGBT平等法含めて、次の社会を作るために事実関係の解明と、次に向かって早くそういったことを実現していくことが、トータルで言えばDV防止法や共同親権や、さらに言えばパイロット事業への予算をどうやって確保して女性の人権を守っていくかということに繋がってくると思っています。非常に全体の大きな話から個別の事業の継続まで、実は政策は繋がっています。そういった観点で議論が進むと思いますし、我が党としてもそういった議論をしっかり詰めていきたいと思っています。

パイロット事業の予算の継続については、色んな予算概算要求が既に出ていますし、年度末の予算編成に向けて我々も一つずつ、どういう風に予算建て出来ているのかということをチェックをしながら、詰めていきたいと思っています。

司会: ありがとうございます。そうしましたら福島議員お願いします。

福島議員: 色々あったにも関わらず、シェルターネット等がこうやって少しずつ前進してきたと思います。1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が民法改正、選択的夫婦別姓等をまとめましたが、国会に上程出来ませんでした。失われた20年と言われますが、やはり統一教会を始めとした動きが男女平等、ジェンダー平等を阻んできたということを、きちんと明らかにし、私たちは力を合わせてジェンダー平等の社会を作りたいと思っています。

2005年に自民党の中に、行き過ぎた性教育、ジェンダー教育の実態調査プロジェクトチームが創設されました。座長が安倍晋三さんで、事務局長が山谷えり子さんです。性教育なども非常にこれで後退をしたと思っています。鈴木エイトさん等が文藝春秋の最新号でも書いていますが、第2次男女平等参画基本計画に、この統一教会の内部文書を明らかにしていて、第2次男女平等参画基本計画にジェンダーという言葉を使わせないとありました。そのため、安倍晋三さんと山谷えりさんがチェックできるように色々様々なところに働きかけるという内部文書でした。まさしくジェンダーという言葉を使わせない、選択的夫婦別姓、LGBTQ、同性婚、国内人権救済機関、なかなかこれが実現しなかったのは、統一教会等を含めた存在が非常に大きかったのではないかと思います。自民党日本国憲法改正草案24条以降は「家族は社会の自然かつ基礎的な単位であり、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。」としています。でもこの家族は家父長制的な家族であって、選択的夫婦別姓や同性婚を認めないものではないかと思っています。憲法13条は個人の尊重を規定していますが、これを自民党日本国憲法改正草案は「人間の尊重」としています。つまり個人の尊重というより、祈祷そして家族なわけです。ただ家族の中に子どもの虐待があったり、DVや様々な問題がある。だからその家族の中の問題も含めて、私たちは差別を根絶し、ジェンダー平等を実現しなければならない。でも今色んなことが明らかになっている中で、私たちはまた力を合わせて、女性差別を始めとした全ての差別の根絶とジェンダー平等の実現をしていきたいと思っています。

パイロット事業ですが、困難を抱える女性のための支援法も出来ましたので、支援の在り方が抜本的に変わるように国会の中で頑張っていきたいと思っています。

司会: ありがとうございます。矢田前議員、よろしくお願いします。

矢田前議員: 皆さんおっしゃった通りだと思います。色々な支援をいただいたことによって、政策決定に歪みが出たのであれば、当然正すべきこと。関わりがあったのかで言えば、多くの方々に関わりがあった。特に与党の議員の方がものすごく多いわけです。政策決定に関わる人たちの多くに関わりがあり、福島先生や福山先生がおっしゃる通り、特に男女平等、ジェンダー政策、ずっと私たちが求めてきているような多くの政策、選択的夫婦別姓も実現していなかったというところに、そんな歪みがあったのであれば当然正すべきだと思います。是非福山先生、福島先生、頑張っていたきたいなと思います。

司会: ありがとうございます。ここでフロアーに今日ご参加の立候補予定者の方々より、DV対策の充実に向けて一言いただきたいと思います。まず次期衆院選立候補予定者の国民民主党佐藤由美さん、お願いします。

佐藤候補: 改めまして国民民主党東京24区八王子の方で総支部長として次の衆議院選挙に向けて活動をさせていただいております、佐藤由美でございます。私は都議を経て、今こうして国政を目指して活動していますが、その前は2005年に法テラスが立ち上がった際に本部犯罪被害者支援室の方で業務の立ち上げに取り組みしていました。全国シェルターネットの皆さんに様々な現場での事例等伺いながら、法律扶助また犯罪被害者支援の法的な支援として、どういう形が司法アクセスとして必要なのかについて、お話を伺いながら取り組んでまいりました。その中で個々の一人ひとりが困難に直面をしている中で、そうした声がしっかり届く政治を作っていきたい、その思いで私は政治の世界に飛び込みました。

今回DVの防止法の改正等、大きく変わる状況の中で開催をされているこのシンポジウムにうかがわせていただき、共同親権、面会交流、養育費のバスターとか、そんな形で今議論がされていることに対して、非常に危機感をもっています。DVの根幹は身体的、精神的、経済的等の暴力。支配関係にある中で、そこから脱出をしてその人らしく生きていく。個人の尊厳をしっかりと確保して、その人の人生を生きていくために何か制度として政府が出来るのか、ということが重要ではないかと思っています。

NPOの皆さんの活動は、行政の下請けとして位置

付けられるものでもなく、支援を通じて制度の谷間や問題について精通をしていると思います。そうした声がしっかりと政策に立ち上げられる形を共に作ってまいりたいと思います。これからも宜しく願い申し上げます。

司会: ありがとうございます。続きまして東京新宿区区長選立候補予定の依田花蓮さんお願いします。

依田候補: 依田花蓮と申します。新宿区区長選に立候補し、何をやるかと言えば、女性支援がメインです。私はトランスジェンダー女性で、人生の中でずっと女性の皆さんに助けていただけてきました。そのマイノリティーの先輩である女性たちのジェンダーギャップ指数、全然よくならないですね。その後ろ支えをすべく、LGBTQピーポーがバックについていますので、どうぞ安心ください。一緒に頑張りましょう。具体的には新宿区で今大変話題になっている、東横キッズの問題があります。東横キッズに集まる、特に女の子たちが、性的搾取にあったり、性犯罪に巻き込まれたりということになっています。現在の新宿区長は「東横キッズは新宿区の子じゃない」、「住民票がない。他所から来た子だ」と言っていますが、東横キッズの子も新宿区の子です。しっかりと守っていきたいと思います。

それから当事者の方からも色々な声いただいております。「共同親権は百害あって一利なし。」と強い発信を行っています。その中でよく言われるのが「別居していて離婚状態。でも離婚出来ていない。そうすると1人親に関する支援が受けられない」と相談されます。内容・実質をみて、しっかりと1人親として扱って支援をしてみたいです。1人親かどうかをチェックするために家の中まで見て、本当に男の人がいないか、恋人がいないとか、根掘り葉掘り聞かれてすごく辛いという声も聞きます。新宿区ではそのようなことが無いように、女性が安心して逃げてこられる新宿を築いてまいります。

司会: ありがとうございます。本日参加が叶いませんでした、自民党前衆議院議員の木村やよいさんからビデオメッセージが届いておりますので、ここでご紹介させていただきます。お願いします。

木村前議員: 前衆議院議員の木村やよいです。これまで女性をめぐる法律は少しずつ前進してきましたが、まだまだ課題が山積しております。私が今年読んだ本で「彼女たちの部屋」というのがあります。これ

はフランスのパリで困っている女性たちの安らぎの場所、また回復して力をつけていく場所を提供する話ですが、私は日本でももっとこういう場を作っていきたいと思っていますし、それと同時に女の子や女性が自信をつけていく、エンパワメントしていくことも非常に重要だと思っています。力のある人間がか弱い者に対して支配する、そしてそれに屈してしまう。こういった構図が少しでも減っていくように、これからも頑張っ

司会: それではそろそろお時間がまいりました。本日はシステムの不具合や、色々準備の整わないところがあり、皆様には大変ご迷惑をおかけしまして、大変失礼いたしました。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。本日皆様から貴重なご意見沢山いただきました。来年の国会にはDV防止法の改正案が提出される見込みとなっているようです。その法案がより良いものになりますように期待を込めまして、本フォーラムの終了とさせていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。

「若い世代をとりまくデジタル性暴力」

NPO 法人ぱっぶす 理事長 金尻カズナ

相談員 内田絵梨

司会：佐藤かおり

(NPO 法人ウイメンズネット函館理事長)

佐 藤：おはようございます。

皆さん、お手元の資料をご確認ください。「AV被害から相談に繋がるまでの期間」というのが一つ目の資料、もう一つは、今日のタイトルにもある「若い世代をとりまくデジタル性暴力」と書かれたもので、この2部の資料を分科会の方では使用させていただきます。

それでは、時間になりましたので、始めてまいりたいと思います。

2日目の今日は、三つの分科会に分かれ、ここ第3分科会は、今年6月に施行されましたAV新法について、現場支援で働く皆さんに、より知識を深めていただいて、ぜひ活用していただきたい、そんな思いで開催をさせていただいております。

今日は、今回のAV新法制定に至るまで本当に尽力をされてきたNPO法人ぱっぶす理事長の金尻カズナ氏、そして相談員の内田絵梨さんのお二人に発題をしていただきます。

最初に、内田さんの方から、現場周辺で見える実態についてご紹介をいただいて、その話を引き継ぎながら、金尻さんから今回の法律についての具体的な解説と活動の仕方などをお話いただきたいと思っております。

申し遅れましたが、本日この分科会で司会をさせていただきますNPO法人ウイメンズネット函館理事長の佐藤かおりです。よろしくお付き合いください。

それでは、早速内田さんの方から、現場周辺の中で見えてくる若い世代を取り巻くデジタル性暴力の実態について、お話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

内 田：NPO法人ぱっぶす相談員の内田絵梨と申します。よろしくお願いします。最初に私が働いているぱっぶすについて少しご説明させていただきます。

ぱっぶすは、主にアダルトビデオに出演されて困っている方の相談を受けるところから始まった団体で、そこから現在は児童ポルノ、リベンジポルノ、性的恫喝など、デジタル性暴力の被害を受けた方の相談や、性風俗に従事していて今困っているといったような方の相談に対応しています。

実際にどんなことをしているのかといいますと、例えばアウトリーチ、「新宿区内で困っていることありませんか」といった街頭活動をしたりとか、実際に困っている方の相談支援をしたり、自分の意思に反して拡散、無断掲載された性的な画像や動画の削除要請ですね。あとは政府に働きかけるなどの広報・啓発というものを行っております。

■ 「デジタル性暴力」とは…

では、ぱっぶすに相談が寄せられている「デジタル性暴力」というのは、一体何なんでしょうか。だめだというのはわかっているけど、でも何でだめなのかと言われたら、ちゃんと答えられる方というのは少ないと思うんですね。よくぱっぶすでは、「デジタル性暴力は人権侵害である性暴力」というふうに言っています。

でも、「やっぱり撮った方がそりゃあ悪いけれども、送っちゃった方もやっぱり悪いんじゃないの」とか、「自業自得じゃない」という声もあり、どうしてそれは人権侵害なり性暴力であるのかというのを、まず最初にご説明したいと思います。

デジタル性暴力を理解するには、三つの概念が非常に重要になってきます。御存じの方も多いかとは思って

すけれども、「からだの自己決定」、「バウンダリー」、「性的同意」ですね。このキーワードを知るために、今から二つ質問をします。センシティブな質問なので、心の中で答えてみてください。

まず一つ、電車の中で隣の人が突然手を握ってきたら、どう思いますか。私なら、「えっ、何これ！嫌だな」とか、「気持ち悪いな」というふうに思ったりするかな。

じゃあ二問目です。例えば今ここで服を全部脱いでくださいと言われてたら、皆さんはどう思いますか。そして、どうしますか。私はそんなこと言われたら、いや、今皆さんの前で見られてもいいと思っていないので、断るし、脱がないという選択をとると思います。

そういった嫌だとか、気持ち悪いという気持ちに素直になってもいいということ、受け入れなくてもいい。自分の体がどう表現されるかというのは、自分で決めてもよくて、だれかにやれとか、言いなさいと言われて強要されるべきことではないんですよ。これをバウンダリーとか自己決定というような言い方をします。友だちや彼氏、彼女、夫が、私の体をどうするべきか決めることではないですし、親や大人が決めることでもない。自分自身だけに決める権利がある。そして、そういう気持ちに自分がなってもいけないですし、相手にそういう気持ちにさせてはいけません。

次に大事になってくるのは、性的同意になります。相手の体は相手のものなんですから、いい？と聞くことがやっぱり重要になります。今ハグをしていいのか、キスをしていいのか、聞かずに勝手に触ったりすることは性暴力と言われています。

でも、だれにでも気が変わるというのはあること。さっきいいと思っていても、今は嫌だったらそれは嫌でいいことなんです。夫婦間や彼氏彼女とそういう雰囲気になったときに断ってもいいことだし、今嫌だっていう気持ちは尊重されるべきその人の権利です。性的同意というのは、対等な関係性の間で結ばれるものです。

でも、いいとか、OKと聞く相手との間に何かしらの力関係があった場合、それは対等な関係じゃないので、性的同意ではないですよ。

どんなときに力関係が働くのでしょうか。例えば、お金や契約で結ばれているときはどうでしょうか。そこには必ず力関係というものが働いてきますよね。お金払うからさ、契約結んだんだから、そのことを盾にずっと脱ぐのを許可しなさいというのは、自分の体のことを自分で決められない状態。つまり体の自己決定ができない状態とされています。

だからこそ性的同意というものは、契約やお金でされたり、縛られたりと、フェアじゃない状況があってはいけないんです。

でも、待てよ。じゃあ同意をしていたら、性的な写真や動画を撮ってもいいのか。しかし、これまた写真に撮られた場合、カメラにおさめられた場合というのは、話が変わってくるんですね。なぜか。いいと思っていなくても、その後いつでも裸の写真を見てもいいことになってしまう。友だちと一緒にいるときとか、居酒屋でご飯を食べているときとか、家でゴロゴロしているときとか、写っている人の了承なく、同意なく裸を見る、撮った写真を見るということができてしまいます。

さっき言った気が変わってもいいということ、さっきはいい、でも今だめだから、だめでいいんだよ、ということが通用しなくなっちゃうんですね。また、そこからネット上などで拡散されてしまった場合も、同じく自分の体の自己決定を無視された状態で、自分の裸を見られてしまう。撮ったからといって、相手の裸は自分のものではないんですよ。今そのときも、その人は裸を見られてもいいと思っているのでしょうか。

さっき私は、服を脱ぐということを拒否しました。でも、もしカメラで撮られてしまった場合、撮影した相手は私の裸の動画がずっと手元にあるので、許可なく勝手にいつでも私の裸を見ることができます。なので、すごいややこしいんですけど、見ちゃだめと言ったときに、その写真や動画をスマホ開いて見ないのは当たり前。だってそれは見られてはいけない、見られるのは嫌だというふうに言っているからですね。

だけど、見てもいいとか、だめとかと言っていないとき、その意思表示をしていないときだって見られるのは嫌かもしれないですよ。だって、本当は嫌だけれども、その場の雰囲気を読んで、いいよと言ってしまったときもあるかもしれない。だからこそ、写っている本人が見られてもいいと思っていないうきに、体の写真や動画を見ることができる。つまり、これは性的同意が侵害されてコントロールが奪われた状態。つまり性暴力、デジタル性暴力と言います。

だから、拡散しちゃだめだし、撮っちゃだめ。でも、残念ながらそれが今、存在してしまう世の中。じゃあ、そのだめだとされているものが撮られた、拡散された後どうなるか。拡散されるということは、それを見る消費

者がいるということです。消費者というのは一体だれなのか。その消費者という言い方をすると、すごい距離感を感じるんですけど、実際はクラスのだれかだったりとか、だれかのお父さんだったりとか、職場のだれかだったりとか、すごい身近なところに潜んでいるんです。

だから、「よし、このことはもうなかったことにしよう」と思っても、一歩外に出たら普通の生活ができなくなります。例えば、商業的な撮影の場合、普通の生活をしよう、日常に戻ろうと思って学校に行きます。すると、「おい、〇〇」というふうに周りの同級生から女優名で呼ばれます。そして、大学や高校から呼び出されることもあって、もういられなくなってしまって退学。そして高校時代のみんなが何十人も入っているようなライングループに、その作品のスクリーンショットだったり、URL がぼんと載せられて、「最近元気してそうだね（笑）」、そういった内容が投稿される。

そして、もうみんなに見られてしまって、地元にも戻れなくなる。就職するとなっても、もしかしたらその面接官、その職場の人が見ているかもしれない。学校にいられない、地元に戻れない、お昼の仕事もできない。そうすると、彼女たちが考えていくのは、この世界でいかに生き残っていくか。そうやってツイッターだったりSNSの自分の作品の削除というのを、頑張らせてざるを得なくなる。

もしこのように言われたり、だれかに問われることがなかったとしても、例えば転職をしますと、最近だと芸能関係じゃなくても、ホームページに顔を載せたり、SNS でこうこうしたりというのがあるかと思うんですけども、そういうときに言われるんですよね。「この仕事、顔出すけど大丈夫？」そのときに、「あっ」て思い出すんです。「あの動画どうなったんだろう。どうしたらいいんだろう。もしかしたら、撮られたものが見つかって、今の現在の仕事とひもづけられてしまうかもしれない。あの人、私の写真拡散してないかな。だれかに送ってないだろうか…」。

人生で選択する場面というのは、たくさんあります。その選択の幅が狭められると、選べなくなる。動画が存在する限り、何度もここに戻されます。出産や結婚や就職、転職、人生のターニングポイントだったり、その人が前向きな決断をするときに、「これってあなたじゃない?」。その言葉を恐れて、もう一歩踏み出せなくなる。動画、画像がいつ拡散されるかわからない不安や、ネットに出回り続けるという恐怖を抱えている間、これはずっとずっと続きます。

デジタル性暴力の世界というのは、撮られた一度ではありません。繰り返し続いていきますし、時にはその被害に値段をつけられて売買されることもあります。一度でも撮られると、この恐怖がつきまといます。いつ、どこで、だれが、私の裸の写真を見ているのか。

だから、ポルノはもちろんのこと、だれかに見せることも同じように性暴力です。性的な写真、動画を撮る、持つ、見せる、見る、すべてが実際に性暴力。撮ること、その写真を撮ること、持つこと、その写真を持ち続けること、見せること、だれかに見せたりネットにアップすること、見ること、アップされたその写真を見ること、もちろん撮った写真を見ることも含まれます。

冒頭で話したとおり、ぱっぶすにはさまざまな相談が寄せられます。児童ポルノ、リベンジポルノ、性風俗に従事していて困っている相談などいろいろあるんですけども、今回はAV、アダルトビデオについて、ちょっと話していきたいと思います。

■アダルトビデオにどのように巻きこまれていくのか

ある方がアルバイトの仕事を探していたんです。高収入アルバイトというワードで調べていくと、パーツモデルの募集というサイトにたどり着いて応募したんですね。するとすぐに返信が来て、数日後に面接を受けました。これは実際に、今年の春ぐらいまであったのかなという募集サイトです。事務所に到着すると、担当者に案内されて、身分証のコピーを取られて、仕事の内容の説明が行われます。

「うちにはいろんな仕事があるんだよ。パーツモデル、グッズモニター、撮影会モデル。でも、今コロナでやっぱり余り仕事が回ってこなくて、こういうグッズモニターの仕事とかが余りないんだよね。パーツモデルの仕事とかがあんまりないんだよね。でもさ、よかったら撮影会モデルとかやってみない?うち、実はモデルプロダクションやっていて、君、さっき、かわいってスタッフからも評判だったし、契約してくれたら優先的に仕事回すけど、どうかな。とりあえず契約だけでもしてみない?」お金が必要でやってきているんで、優先的にお仕事を回してくれるということで、「わかりました」とその場で答える。

そのときの契約書。タレント契約書と書いてますけれども、この赤い部分を見ていただければわかると思うんですけど、アダルトビデオを含むとか、キスシーンを含むというふうに書かれているんですね。そのときに、「いや、アダルトはしませんけど」と言うんですよ。

すると相手は何と言うか。芸能界って広いでしょう。いろんな世界で活躍する人がいるんです。だから、例えばタレントもお笑い芸人さんだったりとか、映画の俳優さん、撮影会モデルもそうだし、女優さんだったりとか、アイドルだったりいろんな人がいる。それが芸能界なんだから、「芸能界、みんなこれを書くんだよ」。契約書には仕事を受けたらキャンセルできないとか、出演拒んだときの損害は補償しないといけないとか書かれています。「今まで写真の撮影だったり、面接回りでお金使ってきてさ。結局お仕事しない女の子がいたから、本当にキャンセルだけはしないだね」。最後に言われるんですね。

しばらくして、「面接に行こう」と言われます。その面接というのが、アダルトビデオのメンバー、本で言うと出版社のようなところですよ。普通モデルで面接というと、ウォーキングだったりとか、服の着こなしたりとか、演技かなと思うんだけど全然違って、何か知らないおっさんたちに囲まれて、スリーサイズだったりとか、これまでの性経験の有無なんか聞かれる。そして、チェックリストというのが渡される。それは撮影のNGリストですね。もちろん全部できないにチェックするわけです。

そしたら、面接が終わるとマネージャーに呼び出されて、「今の君の態度、あり得ないんだけど。うちにはさ、ほかにもモデルたくさん抱えているのに、ほかの子に仕事回なくなったらどうしてくれるの。責任取れるの。何かさ、一つぐらいさ、できることあるんじゃないの」。その後も同じように何回も、その同じ日に、そのまま続けてメーカーの面接に連れて行かれます。また全部できないにチェックするわけですよ。そしたらまた同じことを言われると。

すると、もう何時間も何社も何社も繰り返すと、帰りたいという気持ちが湧いてくるんですね。すると、もう早く済ませたいから、その場から逃げたいから、最後の最後でチェックを幾つか外したりするんですね。その日は開放されます。

でも、会って断れるって聞いたし、何か言われたら断ろう。しばらくしてから、マネージャーから「撮影の仕事決まったよ。すごい、こんなすぐ決まることなんてなかなかない」。「でも、アダルトなところしか行ってないですよな」。「いやね、君、最後チェック幾つか外してくれたでしょう。だから、監督がぜひ君と仕事したいって言っているんだよ」。「もちろん、やりたくなかったら、断ればいいですね」。

すると、「いや、何言ってんだ。キャンセルしないでって契約のときに言ったでしょう。これ君の仕事でしょう。無理だったら親に連絡するから」。向こうもすごい賢いんですね。メーカーも契約にサインをするときに、こう言います。「あっ、そうそう、女優を守るために契約書を書くところ、全部撮影しておくからね。書面と違うこと起きるのを防止するためだから、何かあったら嫌でしょう」と言って、契約するところを全部撮影されているんです。

でも、その場を1回想像してみてください。知らない部屋に知らない大人と見たことない契約書があって、全部勝手にもうカメラが回っている状態。そのときに自分が何をすればいい、何をしないといけないのか、経験則としてわかりますよね。その書いているものも全部読み上げていくんですね。で、その後サインする。もう身分証もコピーされていて、家もばれている。自分の意思でサインしたという動画も残されている。ここですごく悩むわけです。どうしたらいいんだろう、やらないといけないのかな。今、奨学金を借りて学校に行っている子もすごく多いと聞きます。学費を払ってもらっているけれども、生活費は自分で稼いでねと言われている子も、いろんな子いると。

そんな中、自分が契約してしまった。自分でどうにかしないと。もう親には十分迷惑かけてるから、これ以上、こんなことで親の手を煩わせられない。そうやってみんな責任意識を持っています。持っているからこそ、撮影現場にでかける。撮影現場で自分の口から説明しようとするんですね。「こんな脱いだりする仕事は、ちょっと、私やっぱりできません」。「こんな仕事って言うけど、この仕事を差別してるの？ 周り見てみい。メイクさんも撮影班もマネージャーも、みんな一生懸命この日のために用意して、一生懸命仕事しているんだけど、おれたちのこと差別してんの」。

「でも友だちとか、親とか、学校とかにも知られるかもしれないので、やっぱり…」。「あのさあ、女優さんみんな有名になりたくて必死に努力してんの。しかも、年間10万個ぐらい制作されているんだよ。何で君が、たかが1本、2本出たぐらいでばれると思っているの。有名になれると思っているの。自意識過剰じゃない？」。

こうして、やらないといけないという状況をつくり出させます。

マネージャーからも、「さっき頑張るって言ったよね。だったらさ、頑張るってちゃんとラインで残しといてね」。こうやって、相手の都合のいい証拠だけ残していく。「あのとき嫌って言ったじゃないですか」と言っても、あれ台詞でしょうとか、演技でしょうというふうに言われます。

AVというのは1回だけで契約というわけではなく、大体6本契約というのが多かったりするんですね。撮影は短期間で行われますが、発売までは数カ月かかります。そんな裏側みんな知らないの、2,3本の撮影が終わった後ぐらいに、事務所の方が値段とかから、「ほら、身ばれしてないでしょう。大丈夫よ」って言われるんです。当たり前なんですよ。売ってないんで。

しかし、契約本数の6本の撮影が終わるころぐらいに発売が開始されていくと。そして、そこからが地獄の始まりなんですね。早く終わりたいとか、帰りたいと思ったぐらいなので、やっぱり忘れないわけです。だから、「よし、あれはAV女優の〇〇がやったことで、自分じゃないんだ」と。自分がやったんじゃない、そう思って忘れようとして、大学や専門学校へ行くと。

すると、最初にお話したとおり、「おい、〇〇」と女優名で呼ばれたり、周りにばれてしまっていられなくなって退学してしまい、そして地元に戻れなくなり、学校にいけない、地元に戻れない。そうすると彼女たちが考えるのは、この世界でいかに生き残っていくか。

ちなみになんですけど、先ほどの求人ページ。いかにも安全そうな感じがするんですけど、住所なんか調べてみると、AVプロダクションと全く同じなんですよね。でも、住所なんてなかなか調べないですし、これには住所載ってないです。まさか同じだとは思わないですね。こうやってリクルートしたりします。

ほかにもスカウトですね。本当にどこにでもあります。新幹線のホーム駅に大体います。今までは駅の前で声かけをしたりしたんですけど、最近は構内でもいると聞きます。スカウトって声かけて無視されたら終わりで、諦めてくれるんじゃないのと思うんですけど、ずうっと声かけてくるんですね。

どういうことかという、駅の構内にいるときって電車に乗るか、電車を待つか、駅からおりかの三つしかないじゃないですか。その状態の構内でずうっと、「お姉さん、めっちゃ可愛いね。何してんの。どこ行くの。えっ、こっち。あの階段上るんだ。ということは米原の方面へ行くってこと。えーっ、地元近いね。えっ、ていうか、めっちゃ無視するじゃん」。自分がどこに行くのかというのばれてしまう。もしかしたら、このまま電車の中までついてきたら最寄り駅もばれてしまうし、もしかしたらそのおりにいる駅、その駅自体が自分の最寄り駅かもしれない。もう早く逃げたくなる。だから、連絡先を渡してしまう。そして、求人体系、スカウトなど、いろんなリクルート方法でつながったとしても、大体皆さん、このようなこと事務所に聞きます。「周りにばれていませんね」。

これともう一つのスライドは、実際のプロダクションのQ&A、ばれたやつ。「ばれませんか」って言うと、事務所の人はこう言います。「最新の技術を使って写真加工行っているから大丈夫だよ。それに源氏名使うからね」とか、あとは「プロのメイクさん、プロのカメラマンがより美しく変身させますので、友だちや知人にばれる心配はありません」。しっかり書いていますね。あと「海外で撮影するから大丈夫だよ」とか、「もし購入したとしてもこっちの世界だから」。これはもう頭を抱えるしかできないんですけど、でも実際は、大学生だったら部活、学科などわかるように答えちゃったりしますし、あと販売サイトは大体30秒ぐらい無料のサンプル動画というのが必ずあるんですね。そして今、無断掲載でネットで無料に出回ってる動画というのも無数にありますんで、幾ら何でも動画の中まで加工して顔を変えというのは不可能です。できたとしても、限らない時間と労力がかかって、あとお金がかかります。

つまり、中身はそのまま本人の顔が使われているわけです。こういったもので、身ばれをしてしまう。だから、幾ら源氏名変えたって、顔見ればわかるんだから、すぐばれるし、海外で配信するっていても、海外に住所を置いているような本サイト、たくさんあります。例えばFC2とか、そういったところで発売されたりします。ほかにも例えば、妊娠のリスクについて。セックスをするに当たって妊娠を100パーセント回避するのは困難なことです。しかし、例えばそういう質問をしたとしても、「妊娠や病気はプロの現場では絶対起こらないよ。だって、月一で検査しているから」。ちょっと本当に笑っちゃいますよね。こういった人たちは、本当にいるわけです。

そして、足下すごい見ているんですよ。だから、例えばシングルマザーだったら、ちょっと調べたら釧路にもあったんですけども、託児所代を支給するところ。お金が必要なものをちゃんと用意する。ほかにも提携して

る託児所があるところというのもあります。こちらはAVプロダクションですね。託児所も黄色いのがいっぱい並んでるところの一番右上、色分けしていると思うんですけども、そして出稼ぎ限定ですって赤い左下の赤いところですね。これは遠方から来てくれた人へのメッセージです。大体プロダクションが撮影場所までの交通費だったりとか、最大限出してくれます。寮があるところもあるんですね。だから、どんなに遠方でも、来る体力さえあれば、出演が可能になってしまうんです。東京で遊ぶついでに、こっちへおいでよと言って、誘うというケースも実際にありました。

今見せた四つの広告なんですけれども、私が先週このスライドつくるときに、ぼちぼち調べていて見つけたもので、多分今もサイトに載っているんじゃないかなと思います。現在アダルトビデオというのは、エンターテインメント、ファンタジーというふうに言われています。

しかし、ぱっぶすには1,000以上の相談が寄せられており、ほとんどがデジタル性暴力についてです。それだけ見られたくないと思っている人たち、被害の経験があるという現実を差し置いて、エンターテインメントとして楽しむ。そういうことは、ただ単に性暴力である、ということを知ってもらいたいと思います。

■相談は性的画像の削除要請

じゃあ皆さんはどういう相談にいらっしゃるか。大体、私の裸の動画、写真を消してくださいということでいらっしゃるんですね。裸の動画、見られたくないものが世に出ている。それがどれだけ辛いことなのか。ぱっぶすには削除要請チームというものが存在します。これはデジタル性暴力の被害に特化したチームで、自分の意思に反して拡散した性的な画像や動画を相談者が見つけてきて、これ消してくださいではなく、ぱっぶすが探し出して削除要請する、というチームです。

繰り返しますけれども、この被害は1回では終わりません。ということかという、この撮る、持つ、見せる、見る限り続くんですね。私たちのもとに相談に来ている、そのときもずっと続いている。撮られたその後に起こることだって、辛かったねえで済む話では到底ない。

だとしたらやっぱり、その動画自体を減らさないことには、やはり被害の回復ができないというところなんです。つまり、動画を消すということは、前を向いて生きていくためには必要なことで、忘れられるというのも人間の持つ一つの権利だと思っています。もちろん、相手の手元にあるスマホやパソコンや、販売者が持っているようなマスターデータ。その動画を消すというのはもちろん大事で、それは一番最初にやらなくちゃいけないことではある。

でも、もっと大きな枠で見たら、その加害者というよりも動画を持っているのが一人でしかないんですね。ネットに上がっている限り、そのだれかが動画を保存して、ほかの場所に拡散することも考えられる。それが連鎖していく中で、一人が消してもまただれかが拡散していくというのは、見ればわかるんです。

じゃあ、そのどこかに拡散していたら、また加害者が同じ動画を簡単に手に入れることができるんですね。じゃあ、その動画を、画像を消すのはだれなのか。自分が載せられたくないとか、消したいと思ってる画像を自分で繰り返し探して、それで私を見つけ出して、名乗り出て、消さないといけなかったとか、このように、相談者が自分で削除要請するというのは、心理的にも非常にハードルが高いです。

また、弁護士などに依頼すると、当然費用がかさみますよね。こういった被害に遭うのは若年層が多いので、弁護士費用を払うためのお金もないわけです。そして、やっと削除要請ができたと思ってもプラットフォーム側、載っているサイト側から身分証を出してくださいと言われることも結構あるんですね。

例えばこれは、削除要請を実際に送って、返信があったプラットフォーム、サイト側、ライブドアからの返信になるんですけども、この赤のところ。「本人確認書類を2点提出いただきますようお願いいたします」。個人のお客様という部分をポチッとクリックして開くと、こういった書類が必要なのか書いているんですね。それを確認すると免許証、学生証、住民票だったりとか、写真つきのマイナンバーカードとか、これを二つも送らないといけない。

送ったからといって100パーセント消えるわけではないんですね。確認しますので。たとえどんなに大きな会社で、どれだけ調査をしても自分の裸の写真を持っている相手に、これらの個人情報を送れるはずがないんです。顔と体が個人情報と結びつくのが嫌で消してくれと言っているんだから。

逆に加害者が投稿してお金を稼ぐというのは、とても簡単なんですね。この世には数え切れないアダルトサ

イトというのがあります。さっきのお話の削除要請チームが毎日のように、新しいサイトにたどり着くぐらい。試しに今年の3月ぐらいにグーグル検索で、エロ動画って調べたんです。そしたら、サジェストされた件数が14億7,000。隣に座っておりますうちの代表金尻が、チョコレートがすごく好きなんです。それでちょっと、ほっこりした気分になりたいと思ってチョコレートって入れたら9億だったんです。チョコレートがエロ動画に負けてしまっているんです。

■アダルトサイトがなぜ増えるのか

じゃあ、どうしてこんなにもアダルトサイトというのが増えてしまったのか。やっぱりSNS並みに簡単に投稿、登録ができるというところ。メールアドレスだけで登録が可能で本人確認もないとか、やりとりで仮想通貨使えます。匿名性が守られてしまうんですね。なので、簡単にアプローチできちゃいます。世界最大のアダルトサイトと呼ばれていたポルノハブという、性的な動画の投稿プラットフォームあるんですね。こちらでも仮想通貨を導入しています。導入のメリットとは何なのか。副社長がみずから語ってありました。一番下の部分です。決済の早さやコストの低さ、そして匿名性の高さが魅力的です。

だからやっぱり売るのは簡単なんです。自分が何者であるか明かさなくてもいい。この仕組みもまたご丁寧に、まとめてくれているあほな販売サイトがありました。簡単な会員登録をして販売したい商品を登録し、あとは売れるのを待つだけです。これも頭抱えちゃいますよね。ご利用はとても簡単、だれでも売買できちゃいます。動画さえ撮れたら、もう売れる仕組みはできてしまっているということです。そして、やっぱり見る側。動画の売り手も買う側がいないと稼げないですね。

だから、視聴者、消費者というのがいるわけです。彼らもまたメールアドレス、しかも適当でGメールとか、ヤフーとかの適当なアドレスでもいいんですよ。こっちのサイトに送ったら、あとはコンビニで買ったネットのポイントで決済可能というようなものもあったりして、匿名性が非常に、買う側も見る側も担保されていると。

つまり、撮られた側というのは、体や顔を世界にさらされて、今後の人生というのを奪われてしまっているのに対して、買う側や見る側は圧倒的な安全圏で、それを楽しんでいるということ。

このように加害者側が優遇されて、被害に遭った側が泣き寝入りするっていうのは、本当によくあります。特にリベンジポルノ、児童ポルノなど、法規制があるものではない。つまりアダルトビデオなどは、今までがやっぱり動画や写真を消してというもの、本当にありませんでした。法律がないと何事もお願ひベースでしか進められないところがあります。なので、私たちも削除要請チームも相談者も、みんなで消してください、お願いします、お願いしますという言葉で10回や100回ではなく、削除要請も含めると、もう年に何万回も頭を下げていくことになります。

まず、詰めないと何もできない。もう学校にも戻れないし、会社にもどこにも、社会復帰が困難な状況が続いてしまう。だからこそ、この生きる力というものを回復するために、まず消したい、止めたいという思いから、後半で話がありますAV出演被害防止・救済法というものができました。詳しくは省略しますが、じゃあ私たちは一体どうすればいいのか。

まずは、この三つの概念を知ること。それが、デジタル性暴力を知ることにつながると思います。生まれてから今日この場に立つまでに、きっとみんな性的同意について、ちゃんと教壇だったりとか、そういった場で教わった記憶というのが、ほとんどの人がないという状況だと思います。ぱっぷすでは大学や高校に講演に行く機会というのがあるんですけども、そのときに男子生徒が、「AVはOKなのに、何で彼女の動画を撮っちゃだめってわからない」というコメントをもらったんです。もし、このデジタル性暴力というものだったり、性的同意というものをしっかり理解していたら、今この動画に写っている人が、本当にいいと思っているのか、立ちどまって考えると思うんです。

これは今月半ばに実際に発売されたガチャガチャです。私が町をぶらっと歩いてたら、見つけたんですね。その日はこのガチャガチャを二つ見つけて、頭を抱えました。これ、サンリオとかアンパンマンのガチャガチャのコーナーにあったんですね。そのトラックのもとになっている求人サイトは、よく高収入というようにうたってトラックが走っていると思うんですけども、性生活の広告なんですよ。それが普通のおもちゃとして、笑いものとして、娯楽として売られているんです。それがまかり通っていて、それが若年層にウケると会社が判断するほど、若年層とこういった広告や性差別の距離が近くなっています。今、高校生にとってAVっていうのは、メ

チャメチャ身近なんですね。男子だけではなく、女子にとっても身近です。

なぜならば、AV アイドルはファッションアイコンになっているからです。例えば、バイクのブランドを立ち上げたりとか、アイドル活動をしたりとか、ファッション雑誌のモデルをしたりとか、広告に起用されたりとか、インフルエンサーになっている。石原さとみとか、綾瀬はるか、一緒。そして、そういったキラキラした部分って、すごい憧れちゃいますよね。そういった時期って、だれにでもあると思うんですよ。高校で講演するときのアンケートで、今までは全然なかったのに、最近は女の子から、AV 女優の〇〇さんに憧れてますというコメントが来たりします。

そしてこれは、私の個人のインスタグラムのストーリーの広告で出てきたものです。これを隠していなかった。完全に私の失敗ですけども、見なかったことにしていただければと思います。こういったアダルトチャット。服を脱いだり、自慰行為をしたり、性的な配信をするサイトに、映像を送る求人広告なんかも出てくるんですね。あとはパパ活をでかでかと掲げたような求人も流れてきました。この右の方もいかにも安全そうなんですけど、これも開いてみると結構アダルトなチャットなサイトですね。

これもユーチューブ見てるときに出てきました。小さいんですけど、下にレシピの材料を書いているものなんですけど、このレシピの料理評価を見てるときに、本当に何の関係もないときに出てくるんですね。私、自分のスマホでそういうこと全然調べないので、多分グーグルかなんかが若年女性だというふうに判断して、こういった広告を流しているんじゃないかなと思います。アダルト業界と若年者、社会との距離が縮まっている。何か措置が必要だよと、いろいろな抵抗がありながらできたのが、AV 出演被害防止・救済法でもあります。

■自己責任でなく「絶対に許すな、若年者への性犯罪」

じゃあ被害に遭わないためにはどうすればいいんですか、と聞かれることが本当によくあるんですけども、答えはすごいシンプルです。それはスマホを捨てて自分の部屋に閉じこめることです。そんなことはできないですよ。そもそもやっぱり加害がなくなると、被害がなくなります。AV にやっと法律ができたところで、まだまだ性的画像記録に関する法律も整っていない中で何をすべきなのか。面談のときに、免罪符のように「自分が悪いんですけどね」と言う相談者は、振り返ったらたくさんいます。

ばっぶすは絶対に性暴力、性的搾取の相談窓口なんですけど、私たちにすら、最後まで、「辛いんです」、「しんどいんです」と言える人、少ないなって思います。それは、やっぱり社会が自己責任という言葉で、彼女たちの口をふさいできたから。ネットの書き込みなんかで、親や友だち、先生、どっかで「あの子も悪いんじゃないの」という言葉を見たり、聞いたりしている。この場にいる皆さんはそんなことないですけど、絶対わかっていて思うんですけども、じゃあ一歩外に出て、この建物の外に出た人たちが、そう言えるのか、そう言ってくれるのか。

例えば、「どうせ不倫しているんだからいいだろう」、「お金もらっているんだから撮っていいだろう。だって、そもそも普通の人には、こんなことしないんだから。撮らせるようなこと、普通の人にはしないんだから。だから…」というふうに理由をつけて、してはいけないことというのをするというハードルを簡単に越えてしまう。それ相応の理由があるんだから、対価を得たんだから、撮らせたから見るのはいいんだ、するのはいいんだと、あらゆる課題が理由をつけられたことによって無視されてしまう。

さっき見せたこの画像なんですけれども、ご利用は簡単。だれでも売買できちゃいます。真ん中に書いています。例えば、その動画を買うとして、お金を払う。何に対してお金を払っているのか。体に対してならば、それは性的搾取ですよ。そして、性的搾取を目的に例えば金銭投与をしたりとか、その人を採用したり、そういったことをすることは、そもそも世界では人身取引と呼ばれています。

世の中にある啓発もやっぱり自己責任。「気をつけなさい」とか自衛を求めるところが多いです。もし自分が被害を受けたときに「気をつけなさい」というポスターを見たら、自分は気をつけられなかったんだと、自分を責めてしまう。

だから、被害に遭ったときに、ああ、やっぱり撮影を拒絶できなかった自分が悪いんだと責めてしまうし、周りに話せなくなる。そして表面化しないので、被害がそもそもなかったことになってしまう。それはやっぱり加害者にとって都合のいい社会なんですね。自分が悪いことをしてしまったとか、自分の責任という気持ちを悪用するのが加害者の常套手段なので、やりたい放題になってしまいます。やっぱり加害がなくなると被害は減

らない。伝えていくべきことは、自己責任ではなく、「絶対に許すな、若年者への性犯罪」ですよ。やっぱり絶対に許さないという規制を、法律や教育の中で、いろんな中で示していけないかなと思っています。

そして、やっぱり人が光を失うとき、「もうだめだ。どうやって社会で生きていけばいいんだろう」、そう思ったときに、「大丈夫。君なら絶対やれるよ。絶対に大丈夫だよ」。そういった言葉がどれだけ心にしみるのか。目の前で優しい言葉をぎゅっとつかんで、よし、これから社会で頑張っていくぞ、踏ん張っていくぞと、一人で踏ん張りだした若年者を襲うのが、この問題です。

でも、今こうやって聞いてくださって、もしこういった方が来たらこうしよう、とか思ってくださいの方もいらっしゃると思うんですけど、やっぱり言葉が出ない、というのが必ずくると思うんですよ。そういったときは、そんな次の一言に困ったら、ぜひばっぶすに相談していただければと思います。推薦図書とか、今年新しく出版した本を資料にのせていますので、よかったらぜひ読んでみてください。これで私の話は終わらせていただきたいと思います。

佐藤: ありがとうございます。とてもリアルな話で、現場支援にかかわる方が今日はたくさん参加されていますので、ちょっと身近に、いろんなケースを思い描きながら聞いていらっしゃる方が多いのではないかなと感じております。DVとか、あるいは若年女性の支援なんかもしていますけれども、家族から動画を撮られて簡単に売ったりとか、すごく身近にあるデジタル性暴力を、今、リアルに感じたところです。

それでは引き続き、今度は金尻さんの方から、さまざまな困難がある中で、それを背景にして新しい法律ができ、その道のりも含めてお話をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

金尻: はい、ご紹介にあずかりましたばっぶすの金尻と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど内田さんの方から触れられたリクルートサイトですね。これがアダルトAVのリクルートサイトになりまして、ただならぬ量の仕事選びが書いてあって、交通費支給で3,000円。面接、ここまでの交通費支給で、面接いただくだけで3,000円現金プレゼントと書いてあるんですね。これ、どういうことかわかりますか。本来に来月の家賃払えないとか、そういうときに、この現金3,000円というふうに書いてあると、ものすごく響くわけですね。

御存じのモニター、グッズモニターって何なのか。あとパーツモデル。通販とか、化粧品のCMとかで手が使われる。こういうパーツモデルなのかな。何となくこういうきれいな仕事なのかなと思うんですよ。これが実はAVなんですね。「学費を返したいとか、なんでも相談ください。女性スタッフが対応します」と、安全ですよというふうなことを書いてある。お仕事人気ランキングがあるって、これ全部ないんですよ。基本的にAVプロダクションのホームページなので、こう言いわけをして、「コロナ禍だからね」とか、「そういうのがないんだよ」というふうに言って、AVに進んでいくわけなんですね。

3カ月行くと、グッズモニターですとかDVD鑑賞モニター。こういう仕事があるように誘う。実際こういう仕事はないんですね。あっても成功報酬という形でお金を渡すための手段として、こういうことがあるということですね。

デジタルAV被害に遭われた方々が相談につながるまでの期間は、やっぱり5年かかってしまうということなんです。これはなぜかという、やはりDV被害に近い問題がありまして、被害にさらされている期間というのは、すごく緊張状態を強いられていることもありますし、やめた後にフラッシュバックしたり、PTSD、そういったストレス障害があったりとか、ある相談者の方は、お風呂にも入れなくなってしまうとか、さまざまな苦しみがあるんです。でも被害の渦中にいると、来月の家賃どうしようとか、そういったことで人って簡単に支配されてしまう、そういうところにつけ込む人たちがたくさんいるということなんですね。若年女性が希望を持てなくなる瞬間とか、居場所を見いだせずにいる瞬間を、やっぱり性的搾取をする人たちが見逃さないという問題があります。そこで相談までに5年以上、もちろん5年だけでなく1年未満の方もいらっしゃいますけれども、それだけこの被害というのは深刻なものである、ということが言えると思っています。

■ 性売買の被害事例

性売買の被害事例。先ほど内田さんの方から話していただいたので簡単に説明すると、こういう形で事務所で面接するんですけれども、ここでパーツモデルとかいろいろ、キラキラさせるんですね。高収入バイトという、特に狙われるのは学生さんで、親からの仕送りで地方から都会に来られた方ですね。渋谷区民とか新宿区民が被害に遭うかという、なかなかいっしょらない。

いま、新幹線の駅がリクルートの対象になっていますし、東京都の新宿駅東口とか、歌舞伎町あたりに、スカウトが常時100人ぐらいいるんですよ、うじゃうじゃいますね。若年女性が歩けば棒に当たるくらい、本当にスカウトに当たるわけなんですよ。それであふれているから、今、スカウトは地方に行っているんです。東京で築いたノウハウを地方でやって、それで東京に連れて行ってAVの撮影させるわけなんですよけれども、そのときも「交通費出すから」と言って、でも行き交通費があるだけで、帰りの交通費ないんですね。

だから結局、撮影せざるを得ないという、そういう形になってしまう。じゃあちょっと体験でやってみる、というような形で体験でやったものが、FC2というところで無修正で販売されてしまうというパターンもあるので、やはり本当に深刻な問題があると。

こういった形で事務所で面接するんですけれども、特徴は担当者がコロコロ変わるんですね。例えば、担当者1が最初に面接をして、撮影会モデルということで行ったら、次、担当者2になり、実際また違う話が出てくると。最初はパーツモデルで行ったと思ったら撮影会モデルの説明があったと。撮影会モデル。どんなのかなと思って、ちょっと1回カメラ面接に応じると、「1回3,000円もらえるバイトがあるけどどう？」ということで面接を受けるんですけれども、そこは結局、撮影会のアダルトビデオの面接だったというふうなおチなんですね。

やはり多くの方は密室で1対1で実際、面接する人、撮影する人たちは30代とか40代、50代であって、被写体になっている方は18歳。本当、若年層の方。交渉力の格差、情報力の格差から何回か断るんですけど、結局断り切れない。うまく一つ一つ不安をカバーしていくんですね。

どういうことかという、「いや、親にはばらされたくないです」と言うと、「君な、君。AVって年間何本売られているかと思っているの。10万本だよ。みんなね、AV女優と頑張っているのにね、何で君ね、1本だけ出たからといってね、何かその、だれかに知られるとか、ちょっと君、自意識過剰じゃないの」みたいな感じで言われたり、また「性行為するのが嫌なんです」と言うと、「やっぱりこれはね、割り切らないと仕事できないから」。まだほかにも性行為の経験がないことを伝えると、「その方が売れるんだよ」、「未経験ものというのは価値があるから、君売れるよ」みたいな感じで、いろんな理由を言うんですけれども、結局言葉をかわしている断れなくなるんですね。断るために何か理由を言って断るんですが、その理由に対して必ず別のトークが待っている。

結局断れない状況になってしまっただけで「頑張ります」になるわけなんですね。「頑張ります」というのが、残念ながら、裁判沙汰になったときには加害者の証拠になるんです。ここで「頑張ります」と何回も言われていると、裁判官がそういった証拠を見て、不利な中で戦わなければいけないということになるわけなんです。

そしてちょっとあり得ないんですけれども、ビデオカメラが回っている中でそういった緊張状態に置いた中で契約書を読まされ、署名押印させるという、本当にこれ人権侵害なんですよ。でもそういったことを証拠に使って、裁判所から見たら外見的に押したんだよねということになるんですね。

多くの方が、自分の能力の持てるすべてを使って撮影にあらがうんですけれども、向こうはやる前提ですべてを話してくるので、結局話が通じず、ある時点を境にして、相談される方の多くが無意識下で抵抗を諦めるんですね。それで言われるままに撮影に応じてしまうという形になるんです。

撮影で何を求めるのかという、同意している演技を求めるわけですね。「好きでやってるんでしょう」と言わせるための演技を求めるわけなんですね。そうやって撮影されたものがネット上で販売されてしまうわけなんです。1本出演したからってばれることはなくて、2本、3本、4本と出て、6本が終了するぐらいに予約販売されて、翌日ラインを見たら、高校の同級生から「大丈夫、大丈夫？」みたいな感じで来るわけですね。ほかにも中学校の同級生のライングループに、「君、頑張ってるね」みたいな感じで当該ビデオが中学校のグループラインに投稿されてしまったりして、そうやって孤立化させていく、そしてこの業界でしか生きることができない覚悟を求めるんですよ。そういったことで、その性的な画像が拡散してしまうと。

■ 年間10億円の AV マーケット

ここで重要なポイントは、事業者の人たちは、あとでデジタルタトゥーになることを十分理解しながら、リクルート、AV 撮影・販売しているんです。本当にそういった意味で、深刻な問題があるということなんです。

私たちは AV 被害だけでなく、児童ポルノ、リベンジポルノ、DVD、さまざまなデジタル性暴力、性的搾取の問題を行っております。私もこの間、新宿でアウトリーチ、若年層の方に夜歩きしながら声かけしているんですね。

そうしたら、13 歳の女の子がいて、「さっき AV のスカウトという人から 1 回の撮影で 5 万円でどうだいと言われた」という話ですとか、今、情報網で、かなり深刻な問題があると。つまり、児童ポルノであっても、リベンジポルノであろうと関係なく、結局はアダルトビデオとして拡散してしまうわけなんです。

でも、これだけは 18 歳と 19 までは 3 月 31 日までは民法 5 条で、親権者の同意のない未成年者の契約というのは取り消しの対象になっていましたが、2022 年 4 月 1 日から成人年齢の 18 歳引き下げにともなって、これまでの取消権の効力が使えていた 18 歳と 19 歳の権利がなくなり、結局自己責任にされてしまっている現状があると。ちょっとこれはまずいと、2018 年から私たちは政府とも話し合いをしてはいましたが、コロナ禍もあって、なかなか思ったように進まなかった問題がありました。

とにかく若い人の被害がものすごくふえ、荒稼ぎの対象になっているということ。2020 年に警察が摘発した AV マーケット、ポルノ動画投稿プラットフォームですけれども、年間 10 億円の収益があったと。本当に儲かるんです。1 本 1 万円で 1,000 人に売ったら、どれだけの利益があるのかということですね。実際、1,000 本なんて、すぐ売れるんですよ。

実は私たちも FC2 という、動画の販売回数が表示されるサイトで、どれくらい売れているのかみると、そういう若い性というのは、物すごく需要があるというのが確認することができ、年間 10 億というのは全然少ない数字だと思いますが、本当に儲かると。つまり、児童ポルノですら逮捕されるリスクがあってもやっぱり若い性は売れるから製造販売をするわけなんです。

実際にそういった消費者がいるわけであって、その映像がさまざまな性的同意が疑われるビデオであっても、相手は好きでやっているんだとか、お金をもらっているからということで、視聴者自身も正当化させて、良心を打ち消しさせ、結局罪悪感が消えてしまうんですね。これまではスカウトの人たちは、セーラー服の人には声かけなかったんですね。なぜならば、取消権があり、リスクがあるから。今はもう制服の方たちにも声をかけて話を聞いています。実際に AV 被害事案には、15 歳、16 歳からリクルートをさせて、ちょっとアイドル活動みたいなことをさせて、18 歳の誕生日すぐに AV の出演契約をさせるという事案もあったりします。

規制団体というのが一応はあるんですけども、ほとんど機能していないんですね。なぜかという、現在のポルノの投稿プラットフォームの主流が、スマホで撮影して、だれもが稼げる時代になっていると。アイホンの最新版があれば、フルハイビジョンのようなきれいな撮影ができますし、個人に毛の生えたような人たちが、こういったスマホで荒稼ぎができてしまうという問題があります。

そこで、これは何とも深刻な問題であるということで、AV 規制法を制定しなければいけないということで、3 月ぐらいから約 3 カ月間全速力で走って、何とか法律というものがつなげた話をさせていただきたいと思います。

■ AV 規制法の制定へ

ぱっぶすというのは、特に相談支援活動を通じて、性的な画像削除を求める被害者・相談者にかわって、性的動画を見つけ出して削除要請を行うという事業を行っております。これは被害者自らがグーグル検索でほかの性的な動画の中から自分の性的な動画を見つけるというのは、かなり二次的な被害とかトラウマを生むので、これはソーシャルワークの視点から、何らかの対策が必要じゃないかということで、行っております。

2019 年度には 1 万 7,000 件削除要請されて、これだけ削除要請事業を利用する AV 被害を受けられた方がいらっしまったんですね。AV 被害に遭われた方がこの事業利用されているんですけども、性的画像記録を AV メーカーに人質に取られている問題。いつ、また再販されるかもしれないという恐怖。成人年齢引き下げになっ

て、被害年齢が低下することを懸念する声…。何とか食い止められないかということで語られて、10年以上になるわけですね。

そこで私たちも腹をくくって、とにかく「高校生 AV 出演解禁を止めてください」というキャンペーンを実施しました。国会質疑でも被害者の声がとり上げられたんですね。最初の国会質問では、ある女性の国会議員が質問したら、やっぱりヤジとか笑い声とか聞こえるような感じだったんですけども、被害者の声が読み上げられた途端、もうがらっと場が変わったんです。それで「何とかしなきゃいけない」という話になったわけなんですね。

そういった形で各会派に対してロビー活動を行い、法律の施行に向かうわけです。女性自立支援法とかさまざまな法律がありましたが、なんとか相乗りをするような形になり、衆議院本会議でも総理大臣が「性的搾取は許してはならない」という発言をして、そこから野党が本腰で取り組むようになったという状況があります。

性行為の撮影が合法化するんじゃないとか、解除期間の1年は短いとか、いろんなご意見が寄せられたんですけども、被害救済法ということで、実際に現場で AV 被害に遭われている方の被害救済ができるような法律を制定することができたということになります。相談者にとっても希望が持てる法律になったと認識しております。

■「AV 出演被害防止・救済法」の内容

「AV 出演被害防止・救済法」の全体像についてですけども、こちらの QR コードを読み込んでいただければ、実際の法律条文が出てきます。1 条から 3 条は、目的とか定義とか基本原則が書いてあって、4 条から 6 条は出演契約とか説明義務、重要なところとしましては、特に任意解除とか、差止請求権とか、いろんなポイントがある法律です。

性行為映像制作物というのが、いわゆる AV のことを指します。禁止されているものですし、AV 以外のものにはリベンジポルノとか私事性的画像記録物ということになっております。あと刑法の方で提起されているわいせつ物、無修正ビデオでありますけれども、こっちの方は規制されていなかったんですね。そういった意味で、今回の法律は特に自慰行為とかも含まれますので、かなり広い範囲を規制する法律ということになります。画像とか音声も含まれるので、すべての被害者を国が救済しなければいけないというふうになったということですね。

定義について。シンプルに言うと、性交や性交類似行為と自慰行為。それにはどういったものがあるかということ、映像や関連映像、音声。関連映像というのは、画像も含まれます。対象者は出演者や制作公表者、制作公表従事者ですね。出演者というのは AV に出演されている方。制作公表者というのは、AV を制作している会社ですね。制作公表従事者というのは AV のプロダクション、斡旋している人で、「その行う性行為、映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しのつかない重大な被害が生ずるおそれがあり、また現に生じていることを深く自覚し、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩、その他の利益を保護し、もって性をめぐる個人の尊厳が重んじられるようにしなければならぬ」という仕組みになっています。

この性行為映像制作物の罰則規定について見ていきます。ここで言う罰則というのは、出演者のやることじゃなくて、制作公表者であり制作公表従事者という会社だとかプロダクションに対して罰則規定を設けているものであります。「任意解除の妨げ」と書いてありますけれども、契約を解除すると違約金がかかるよとか、そういうふうに契約解除について何か妨げをした場合は個人ですと 300 万円以下の罰金になると。大きな法人では 1 億円以下の罰金になるということなので、かなり重罰なわけです。あと、契約書を交付しないとか、説明書に虚偽の記載をすると 100 万円以下の罰金、6 カ月以下の懲役となっていると。

■「無効」・「取消」・「解除」とは

次に、まず無効・取消・解除の違いについて説明します。まず「無効」というのは、契約自体が効力を有しない。例えば愛人契約は無効であるし、無修正というのは、いわゆる刑法 175 条のわいせつ物で、そもそも刑法で禁止されているものは公序良俗に反するというところで民法 90 条の違反になるわけで、そういったものは契約自体が効力を有しない。

つぎに「取消」とはどういったものかという、契約成立時にもう既に問題がある場合ですね。例えば、うその説明など何か事実と違うことが行われた場合。「解除」というのは、契約は納得してしたけれども、実際契約成立後の撮影のときに、何か違ったことが行われた場合は解除になる。これら無効や取消や解除というのは、契約関係がなかったことにできる。

「解約」という言葉もあるんですね。例えばスマホの契約を解約しましたとか、あと賃貸契約を解約しました、とか。解約というのは、そのときまでは契約に応じましたけれども、将来に向かって解消するという、いわゆる将来効という考え方になります。

このAV出演被害防止・救済法というのは何の法律なのかという、これは契約法なんです。契約に係る法律なんです。具体的に、この法律についてですけれども、契約をしてから1カ月間は考える期間ということで、この期間、撮影してはいけませんよというのと、あと撮影をしてから4カ月間は販売してはいけませんよ、となっております。その後、撮影もそうですけれども、契約を盾に何か瑕疵があった場合は取消権が使えますよと。例えば事実と違う説明のことが行われたとか、説明義務に関して違反した場合は、これも即解除ができますよとなっております。

重要なのが、AVが公表されてから無条件に3年間は契約解除ができますよ、となっております。契約がそもそもないとか無修正ビデオなんか取消の対象になり、販売停止削除ができますよと。例えば公開期間、具体的な販売場所とか書いていませんでしたとか、DVDで販売しますと言ったんだけどネットで販売されてしまったりとか、ネットでストリーミング配信されたりとか、あと男優が3人だと思ったら4人にふえたとか、そういった嘘の説明を行った場合も、これは取消の対象になるんです。結局契約前まで戻れないといけないうわけですから、差し止め請求権というものがあるわけなんです。

あと、販売が強行されてしまったとか、生理中なので撮影したくないですと言ったんだけど、タンポンを奥まで押し込んだっていいじゃないとか言われて撮影させられたという場合も、これは法定義務違反によって解除ができ、販売停止ができると。実際にAVの出演には同意しましたと。撮影にも同意しましたけれども、実際、特にAV被害の本質というのは、販売されたり、公表されてから初めて受ける人権侵害性について自覚される方が、やっぱり多いということなんですね。

どういうことかという、身ばれするリスクがありますよと言っても、実際に拡散して初めて気がつかれる方もいらっしゃる。やっぱりここも何らかの手当てが必要じゃないかということで、公表後1年間は任意解除ができる。

性交の契約を合法化するものではないかという懸念が、この法律の成立前夜に言われていたんですけれども、民法上の基本原則について考えると、憲法が保障している契約自由の原則がある。公序良俗に反しない契約は有効なんですね。つまり、残念ながらAVの契約は、公序良俗に反するかどうかは判定待ちなんですね。これを隠れみのにしてAV業界では慣例的に、そういう人権侵害を続けてきたわけなんですけれども、性交というのは、そういった意味で契約自由の原則から考えれば、有効であるというふうに考えられていると。

でも今回、性交の契約は有効だったのが、本法施行によりこれが無効・取消・解除の対象になった。やっぱり大きな前進ではないかなと考えておりますし、公表後1年間は契約の解除ができるということで画期的なことだということですね。

■ 積み残し課題

あと、やっぱりこの法律は積み残し課題というのはあるということで、私自身、性的な行為は契約書で縛るものや売買の対象ではないと思っておりますので、しっかり性交の契約書の無効化。そもそも対価を伴う性交の契約というのは、これはルール化しなければいけないし、それは契約書で縛るものでは全くないということを、今後、国民運動みたいな形で進めていきたいと考えております。

ぱっぱすの相談支援事業としましては、6月23日の法施行後の被害ですね。被害動画は販売開始で最短で11月25日に販売されるわけなんですね。法施行前というのは今販売されているわけなんです。法施行後のビデオは11月25日以降販売されるので、それまで何とか相談窓口の強化をしなければいけないという課題があります。

例えばAVの撮影で望まぬ妊娠をさせられたり、性感染症とか肝炎ウイルスとかを自己責任にされてきたこと

について、今回、法律が7条によって安全及び衛生の確保に必要な措置を講じなかった場合は、それは解除の対象になりますよ、となっているわけなんです。

具体的に言いますと、体液などを目にかけるとか鼻に入れる。非衛生的な飲み物を飲ませるだとか、吐しゃ物を飲ませる、糞便を食べさせるといったものはもう完全にNGとなる。あとコンドームなしの撮影や、そもそもコンドームあるなし関係なく性感染症にかかるし、だから性交自体、こういった感染症など、妊娠のリスクの高い行為が、安全及び衛生の観点からできませんよと。殴る、けるなんかの暴力についても、これはだめですよと。拷問とか、精神的な疾病、精神的負担を与えるようなものはだめですよと。あと皮膚に穴をあけるような、そういったものもだめですよという形で、これまでAVと称して、さまざまな人権侵害が行われてきたものについて、今回の法律によって、そういうのができなくなったということは、これはやっぱり大きな評価だと思うんですね。

ただ残念ながら、過去の被害については救済の対象外なんです。そこは私としては本当に申しわけない気持ちでいっぱいなんですけれども、そこは重要課題になる。ただ契約前の方は救済の対象外ということになるんですけれども、契約がなかったり無契約のものは、この法律の差しとめ請求権が使えることを、ぜひ覚えていただきたい。

ということかという、無修正のものについては、契約なしというか無契約なんですね。あと契約書を交わせないまま、撮影に応じなければならなかった。契約書なんかの書面を全く交わしていないものについては、これは差しとめ請求権が十分可能になります。

あと契約書も例えば契約にかなり重大な瑕疵があるとか、販売しますとか書いてあっても、どこで販売されるかもわからないものについては、契約上あり得ないでしょうということだから、場合によっては可能になった。その判断は、ぜひぱっぶすに、弁護士さん等や支援団体に相談してほしいと思います。ただ、がんじがらめに契約書を書かせていたものについては、やっぱり今回、対象外になってしまうところが申しわけないところなんですけれども。

次なんです、これが無契約のものについてなんですけれども、これがちょっと長いんですが、「私を被写体とする性行為映像制作物、アダルトビデオ出演契約に基づくことなく公表・販売されていることから、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物（中略）の15条の第1項の規定に基づき差しとめ請求をいたします」。

ここで、次が理由なんです、「私は2000何年に貴殿が制作したアダルトビデオに出演してしまいましたけれども、撮影内容について説明がありません。ありましたが、契約書を交わしていません。説明はあっても契約書を交わしていなかったら無契約になるので、当該性行為映像制作物は契約書を交わしておらず、無契約により発行、販売されています。本差しとめ請求を、本法施行前の公表であっても無契約だとなった場合は、同法附則第2条の適用はされず、第15条1項の差しとめ請求権の対象となります。同条3項の規定に基づき、当該性行為映像制作物の制作公表を行い、または行うおそれがある制作物についての情報の提供、当該者に対する制作公表の停止または予防に関する通知その他の必要な協力を行っていただくこととなっているので、これが差しとめ請求権の対象になるわけなので、かなりアダルト系のAVと言われるものは救済の対象にもなるということなので、ぜひ法律を活用していただければと思っています」。

以上になります。早く終わっちゃいました。

佐藤: ありがとうございます。内容が盛りだくさんで、ぜひともこの機会に皆さんと共有したいと考えております。

ウィメンズ・ネット函館では、今、道南地域の性暴力被害者のワンストップセンターということもやっているんですけれども、こういった被害というのは現実に起こっていたり、身近にあるなというのを、すごく今の話を聞いて実感しました。私たち相談を受けたときに、何ができるか、そこをまず考えて知恵を絞っていく必要があるんだなということと、契約法というところでは、知識として私たちも入れて、地域の弁護士等とも勉強を重ねて対策を講じていく必要があるだろうなと感じました。

会場の方からの質問があれば、いかがでしょうか。

会場: 何点かお聞きしたいんですが、まず、差しとめ請求というのは、弁護士を通さなくてもできるものなのでしょうか。

金 尻: 内閣府のホームページを一緒に見ながら、差しとめ請求権の仕方をご解説させていただきたいと思います。そもそも差しとめ請求権はシンプルな法律行使になっているので、弁護士に依頼してもできますし、依頼しなくてもひな形にのっとして、していただくといいのかなと思っております。ひな形もいろいろ出ています。発信すれば向こうは請求に応じなければいけないんです。だからぜひ、やめてほしいという意思表示とか。

そしてギャラの返還の話ですが、契約書を出して、ギャラを返したら販売停止に応じてくれますよというふうな話があるんです。ギャラの返還に応じなければ販売停止とか差しとめ請求に応じませんというのは、これは任意解除を妨げるものなので、罪に問われます。なので、もしそういうことを言ってくれた方が、ありがたいと。1億円の罰金になる場合もあるので、ぜひ、そういう言質を取って録音していただければ、それをもとに十分、法的に解除ができますので。

佐 藤: あと、意思表示というところで任意解除。例えば今、ラインで業者とのやりとりをするので、「やっぱり嫌です」という一言を、とりあえず残しておくというのもいいということは聞いていたんですが、そのあたりはどうでしょうか。

金 尻: 証拠をちゃっかりつくるという話なんですけれども、とりあえず向こうもラインで必ず証拠を出してきたりするので、形で残しておくということが重要なんです。そうしたら、必ず、すかさず電話とかもかかってくるので、あえて加害者の情報、証拠を残さないように電話とかでするので、電話には出ないで、折り返し電話のときには録音するとか、スピーカーフォンで話していただいて、もう一台のスマホで録音するとかですね、そういった形で証拠をがっちり固めていくというのも重要なところだと思います。

佐 藤: 何か先手、先手じゃないですけど、一応「こないだの契約なんですけど、やっぱり嫌です」という意思表示を、相手が見る、見ない、既読しなくても送っておいた方がいいみたいな、そういうのも一つなのか。

金 尻: そうですね。そもそも意思表示をしていないことによって事業者のやりたい放題というのが続いていたわけですので、やっぱりきちんと意思表示を伝えるべきということが重要です。それをもとに差しとめ請求権を行使する。

あと相談者は、支援団体に相談しているということは、加害者に絶対に伝えないことが重要なんです。それを伝えると確実に分断工作をしてきます。「支援団体に相談すると、より大変なことによるよ」みたいな顔をしてでっち上げてくるので、絶対、ほかの人に相談しているとか支援団体に相談しているということは相手に伝えないようにしてくださいということ。言うときは、情報を小出しにすると悪用されるので、きちんとボンと出すということで対応するのが一番効果的かなと思っています。

内 田: そうですね。業界では自主規制団体、AV人権倫理機構というのがありまして、本当に人権倫理があるかのように思ってしまうので、私たちはそこを抜いてAV機構と呼んでおります。そこが、これって、もう明らかに問題性のあるリクルートだったりとか、出演の仕方だったりするんですけれども、2018年にできてから、強要は1件しかなかったと言っているんですね。いや、そんなこと絶対ないじゃないですか。なんですけど、1件しかなかったですというふうに言っている。

会場: ちょっとAVと離れるんですけど、私どもSNS相談をしまして、彼氏に性行為の写真を撮られ

た。そのときは本人も好きだったので、彼氏が自分が見るだけだからと言って撮った。だけど別れようとなったときに、「それならばまくぞ」と言われている。そういうとき、警察どれだけかわってくれるのか。

例えば、警察に「こうやって脅迫されているんです」と言ったときに、すぐ差しとめしてくれなかったら結局、先にばらまかれてしまうということなので、警察にもサイバー犯罪課みたいなのがあろうと思うんですが、そういうことに対してもどれぐらいかわっていくんですか。

金 尻: もし、「ばらまくぞ」という形の言葉がラインに残されていたら、警察は介入できます。リベンジポルノ防止法にも公表罪ということで、公表したら罪に問われるんです。未遂の場合でも犯罪の未然予防という観点から、加害者に対して任意同行を求めたりとかはできるのかなと認識しております。そこで、するのかですね。

あとは、そういった場合、大ごとにしたくないというふうな力が働く方もいらっしゃるので、そういうときは、きちんと権利を行使すると。「もし、ばらまいたりとか、ネットにアップしたら、これは罪に問われますよ」と。私事性的画像記録の拡散に関する法律があって、「その法律に抵触するのでおやめください」というふうに送って、送った後に、きちんと「自分はこういう権利を持っています、その権利をちゃんと行使しますよ」というふうに伝えることって重要なんです。

会 場: ちゃんと「ばらまくぞ」という言葉もあったら動いてくれたりはするんですけど、ないこともやっぱりありますよね。何かそういうグレーなときって、警察に行ったときにもご本人が、「こういったケース今いっぱいあって忙しいから、何かあったら来て」と言われたりするんですね。何かあったら来てって言われたけれども、何かあるかどうか不安でどうしようもないから相談に来ました、というふうに流れてくることもあって、そしたら、誓約書を書いたりとかして、ぱっぶすから送ったりしてやりとりをして、とりあえず何かしら安心できるものを手元に残しておく、という形をとったりもしますね。

金 尻: いわゆる身体、生命、自由、財産に害を及ぼすおそれがあるかどうか、というのでグレーな、この画像どうしようかな…というのが結構多いんですよ。そういった場合、警察に言えば任意同行を求めて、これはそもそも罪だからという、ある種、犯罪の未然予防から介入ができるので、そういった形を使うのがベターなんですけれども、多くの方は何か刑事事件介入になると、親に知られたくないという力が働いて、匿名でご相談してこられるんですけども、やっぱりそこで支援の糸が切れてしまうという場合もやっぱり多くあるのかなと認識しておりますので、本当にケースバイケースなところではあります。

会 場: 具体的なお話たくさん聞けて、本当によかったです。私東京の団体なんですけれども、これは団体としての質問ではなくて私個人です。デートDVの講座をしたとき、デジタル暴力、デジタル性暴力のときもちょっとお話するんですけど、実際、男の子、男性がスカウトされて、そういう被害に遭うということは、どれくらいあるんでしょうか。

内 田: そうですね。実際の男性の相談、5〜10パーセントぐらいあります。やっぱりまず男性だと、自分が性被害に遭うのかというのが、そういった外圧も働いたりして、なかなか相談窓口にたどり着くことができない。あとはこういったデジタル性暴力の相談。アダルトビデオだとゲイビデオに出演、リクルートされるという方が多いというか、それしかないんですよ。

渋谷、原宿とか歩いていたら、大学生ぐらいの体育大の子とか、スポーツ推薦で入ったような子とかだと、もう部活で一生懸命で、アルバイトもする暇もないと。例えばスパイクだったりとか、いろんな物が必要じゃないですか。そういったものを買いかえるにもお金が必要ですよね。そういったときに、「お兄さん、がたいいいね」というふうに話しかけられて、モデルのスカウト。もうリクルートはアダルトビデオに近いですね。

でも、大きなポイントがあって、「女性との絡みの撮影あるんだけど、どう？」って言われたりすることもあります。そこで女性の絡みの撮影だと思って行ったら、もう入ったところからカメラ回っていて、男の人がバンといると。「今日ちょっと女性来れなくなったからさ、いい？」みたいな感じで言われてしまうというの、ありますね。

金 尻: そういうとき、男とか女とか関係ないでしょうと言って、ノンケの人をゲイビデオに出演させるというノンケゲイビデオやアナル処女を犯すというジャンルもあってそれに巻き込まれてしまう。渋谷のスカウト、結構多くて、やっぱり地方から出てきた方で、いきなり「メンズモデルのアルバイト」あるよというふうな形で、巻き込まれてしまうというパターンですね。

あと男の子の被害は、結構、素人AV、いわゆる素人のAV撮影、自分たちで撮るような、撮影で、その子を撮影をする男性として行ったら、童貞物のAVに出演させられてしまったということで、有名な女優さんと童貞の学生さんが性交することになって、それが大々的に販売されてしまって、傷を抱えてしまっている男の子というのもいらっしゃいました。ただでセックスできるし、お金がもらえるとあって飛びつくと、後から問題がおこります。

佐 藤: 今日、具体的にいろいろなお話を伺うことができました。本当に広く私たちの支援にかかわるすべての人に性暴力、今回のデジタル性暴力をAV新法というのは、いろいろな場面で活用できるということが一つ言えると思います。

私たちが受けている相談の背景に、デジタル被害、AV被害が含まれている部分もあるんだろうなと思いました。今日聞いた話の契約法に基づいたような手続きができるということ、現場支援の中で、ぜひ皆さんにも活用していただきたいなと思います。6月にこの新法ができたというのは、本当に大きな一歩なんですけれども、今後この法律を育てていくのが、現場で支援にかかわる私たちの役割だなと思いますので、引き続き皆さんには、こういった取り組みを続けていただければと思っている次第です。

東京から今日は本当にすばらしいお話をいただきました。金尻さん、内田さん、本当にありがとうございました。大きな拍手お願いいたします。

ポルノ被害の声を聞くという本が今年の5月17日に発売をされております。そのほか、推薦図書などもあります。そして支援に即活用ができそうな内閣府のホームページの書式なども、皆さんには参考にいただければと思います。

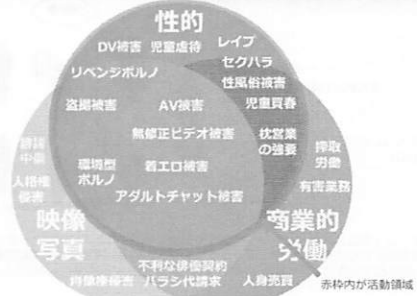
では、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

若い世代をとりまくデジタル性暴力



2022年9月29日
NPO法人ばっぶす

ばっぶすの活動領域



ばっぶすの活動



アウトリーチ



相談支援



削除要請



アドボカシー

アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し声掛けなどを行い福祉が積極的に動きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

削除要請：本人に代わって拡散した性的画像記録の削除要請を行うこと

アドボカシー：広報・啓発・政策提言などのこと

大事な3つの概念

- ①からだの自己決定
- ②バウンダリー
- ③性的同意

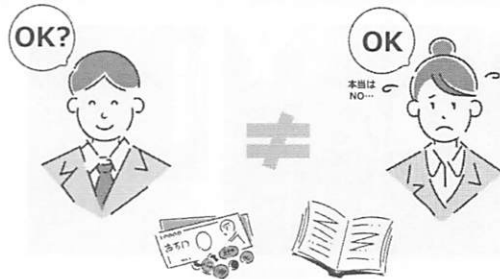


性的同意とは

自分の体のことだから自分で決めていい



性的同意とは



デジタル性暴力とは

被写体が「見られてもいい！」
と思っている時でない時、裸の写真や
動画を見ることができる

性的同意が侵害され
コントロールが奪われた状態

性暴力（デジタル性暴力）



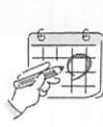
学校へ行きづらい



会社へ行きづらい



家を出るのが怖い



色んな場面で、選択の幅を狭められる



すべてが性暴力

とる

性的な写真や動画
を撮ること

もつ

その写真を持ち
帰ること

みせる

誰かに見せたり
ネットにアップす
ること

みる

撮った写真を見る
こと
ネットにアップされ
た写真を見ること

相談者のAV消費者との距離



契約書とプロダクションから受ける説明(例)

「乙は自分の意思でヌード撮影(アダルトビデオを含む)を決意し、この契約期間中、甲の専属タレントとして、甲のためのみに出演業務を行う。また、乙は甲より依頼のあった出演業務への出演を承諾した場合、甲の指示に従って出演業務を遂行する。」

「アダルトビデオって書いてあるけど、芸能界の契約書は建前上これを入れないといけないから書いてあるだけで、アダルトビデオは出来る人だけがすれば良いからね。仕事は選べるよ」

「この期間中に出演を予定した出演業務については、契約終了後においても、乙は甲の指示に従い誠実に従う。乙が前項の出演業務を行う事を拒んだ場合には、乙は甲に対し、それによって生じた一切の損害については賠償しなければならない。」

「仕事が決まった時点で、撮影スタジオはおえてあるし、監督やカメラマン、メイクさんなどの人件費も発生している。断ったらこっちがそれを全て負担する事になるからキャンセルだけは絶対にしないように。」

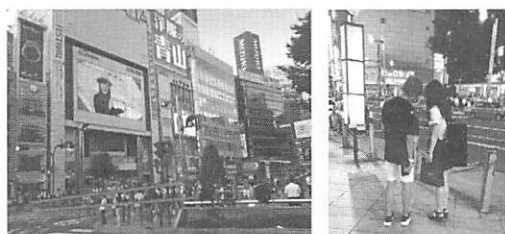
消費者にたどりつくまで



色んな場面で、選択の幅を狭められる



スカウトの存在



新宿駅東口の様子



男女共同参画局
Gender Equality Bureau, Government of Japan

このページは、性別平等推進センターが、男女共同参画局の委託により作成したものです。

AV出演被害防止・救済法が施行されました
(令和4年6月23日)

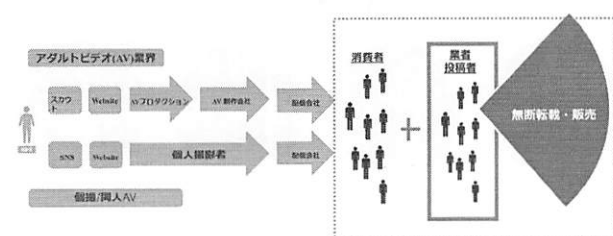
AV出演被害防止・救済法(令和四年法律第78号)

そのAV出演契約、やめることができます。
出演契約を無効化するルールが新しくできました。

削除要請事業について

デジタル性暴力の被害救済として
「ぱっぷすの削除要請事業」

消費者にたどりつくまで



削除要請における撮影される側と撮影者・消費者の格差

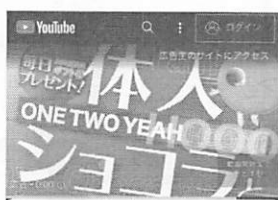
○撮影される側

- ・自分で見つけて探さなければならぬので心理的負担が大きい。
- ・弁護士費用がかかる場合がある。
- ・身分証の提出を求められる場合がある。
- ⇒匿名性が担保されていない。

○撮影者・消費者

- ・SNSのようにメールアドレスのみで会員登録可能なサイトや本人確認の無いサイトが多い。
- ・会員登録不要で無料で視聴可能なサイトもある。
- ・動画さえ撮影すれば、いつでも売ることができる。
- ・仮想通貨が使えるところが多い。
- ⇒匿名性が担保されている。

身近な求人広告（例）



説明
月(は)や(わ)り(あ)が、この期でも簡単に作れるレシピをポイント付きで紹介していきます。



社会へ伝えたいメッセージ



相談できない理由（例）

- ・自分が悪いのだから、自分さえ我慢すれば良いと思っていた
- ・相談したら周りにバレて動画や画像をみられてしまわないか
- ・親や友達に迷惑がかかるのではないか
- ・家族・友人・恋人に失望されてしまうのではないか
- ・嫌だと思うのは自分の性産業で働く人に対する差別意識かもしれない
- ・もう自分は昼の世界では生きられない
- ・「相談者＝女性」なのではないか（男性の場合）
- ・自分だけの問題で相談しても良い事とも思わなかった
- ・「相談する」という発想も気力もなかった

推薦図書



もっと学びたい方



推薦図書



2022年5月17日に岩波書店から
新刊を出しました。



ぱっぷすからのお願い



相談が年々増えているのは「最近被害が増えているから」ではなく、メディアなどの影響により「相談しても良い事」と少しずつ認識されるようになってきたからなのかなと相談者さんの声から実感しています。近年、ぱっぷすに相談を寄せられる方多くはTwitterを見て相談窓口を知り、相談されています。デジタル性暴力は身近な人に相談し辛い性質があります。どうか、ぱっぷすのツイートをリツイート、またはFacebookをシェアし相談窓口がある事を広めてください。

ぱっぷすの無料相談窓口

▼MAIL
paps@
paps-jp.org



📞 050-3177-5432
🕒 24時間365日
🔒 匿名相談可

※相談は何度でも無料です

▼HP
http://paps.jp



被害者の半数以上は、2
相談までに5年以上かかる

相談までに5年以上かかる割合

0年 13人(20.9%)
1年 10人(16.1%)
2年 3人(4.8%)
3年 3人(4.8%)
4年 1人(1.6%)

5年以降 32人(51.6%)

相談までに5年以上かかる割合

期間 人数 %
1年未満 13 20.9
1年前 10 16.1
2年前 3 4.8
3年前 3 4.8
4年前 1 1.6
5年前 9 14.5
6年前 2 3.2
7年前 4 6.45
8年前 1 1.6
9年前 2 3.2
10年前 9 14.5
11年以上 5 8.6

合計81名のうち相談期間不明者62名

別の事務所

担当者2
お仕事内容
写真集モデル
イメージDVD
ネットモデル
AV女優
Vシネマ
映画・舞台

③担当者2からカメラ撮影の面接に応じると1回30000円のバイトを紹介

担当者3

④担当者3とカメラ撮影の面接会場に行ったらアタルビデオ会社の面接だった!

⑨撮影直前の状況

自分の持てる能力のすべてを使って撮影にあちがった
でも、自分の伝えたいのとかと考えるくらい
まったく話が通じなかった
無意識化で抵抗を
おさめてしまった

40歳～50歳の大人たちには
言われるがまま従う18歳の
自分代り

⑩性交及び性行為、類似行為を
伴う撮影が行われた

性交及び性行為、類似行為を伴う撮影が行われた

紹介できるお仕事
30種類以上

胸バレー切なしだから安心です

登録 応募 お問い合わせ

応募モデルサイトの例

総合モデルプロダクション
紹介できる仕事30以上
胸バレー切なしだから安心して
グッズモニター パーツモデル
撮影会モデル バストモデル

① スマホで「パーツモデル」の募集サイトを見て連絡

② 事務所まで面接

「撮影会モデル」の説明。
事前に分身証明書のコピーを
取られる。

③ 撮影会モデル

Bさん
相談者

担当者 1

⑥同調圧力が断れず「頑張ります」と言われた

⑧契約書に署名押印し、ビデオカメラの前で契約内容を朗読させられ、自由意志で出ると言われた。

何重も
何重も
拡散

編集役員
制作打ち合わせ
大画面デモ
視聴者
設備販売
拡散
クロス・
ポスティング
(再投稿)

相談者の多くは、撮影時によるPTSDや
性的な映像の拡散により精神的に追い詰められる。

事業者のひとたちは、
若年女性たちが、
後でデジタルタトゥーになる
ことを十分わかっていて、
リクルート、AV撮影・販売
をしている。

児童ポルノとしての抑止力

3月31日まで

取り消し権による抑止力

18歳未満

3月31日～4月1日

自己責任

18歳以上

注目 売場ボロノサイト運営で過開
年風10億円売り上げ
野田 幸子 中野 幸子 中野 幸子
野田 幸子 中野 幸子 中野 幸子
シンガポールなどに滞在し
アダルトサイト「AV Market」を運営

**1 販売サイトで
年間10億円
の収益**

**4月1日以降
高校生AVが
荒稼ぎ対象になる**

**220万人の
18歳19歳が
ターゲットに**

15～16歳から
リクルート

その後

アイドル活動・グラビア
ユーチューバーさせる

18歳の誕生日すぐに
AV出演契約させる

自主規制は機能しない

自主規制団体

- ・ 5年間販売が前提
- ・ 権利者が同意した場合のみ販売停止
- ・ 法人格ない“任意団体”責任の所在が不明確
- ・ 強制力ゼロ

被害者の多くは
ビデオを人質に取られ
販売再開の恐怖におびえる



現在の主流

スマホ等で撮影 ネットで荒稼ぎ

- ・ 現在のAV制作の主流
- ・ AVプロダクションも続々参入
- ・ 数万円でモザイクかけられるので合法販売可能



AV出演被害防止・救済法 成立までの背景と現状

ばっぷすの包括的な削除要請（参考）

奪われた状態から、コントロールを取り戻す

被害者が自ら削除要請は
甚大な精神的を要する

ソーシャルワークの
視点からばっぷすが
削除請求を行う



性的画像記録の削除要請事業

	2019年度	2020年度	2021年度
削除要請事業	・ 削除要請件数17,839件 ・ うち削除：6,274件 ・ 刑事事件化：3件	・ 削除要請件数22,735件 ・ うち削除：11,465件 ・ 刑事事件化：1件	・ 削除要請件数21,876件 ・ うち削除：10,090件 ・ 刑事事件化：9件
カウンセリング事業	・ 個別カウンセリング9回 ・ グループカウンセリング調査	・ グループカウンセリング1回実施 ・ ピアカウンセリング調査	・ ピアカウンセリングを「会う」から「会わなくても」に軌道修正
アウトカム	・ 文部科学省に要望書を提出 ・ 本事業がNHKなどの大手メディアに取り上げられた ・ 「デジタル性暴力」用語普及	・ 相談支援・アウトリーチ事業を東京都から委託 ・ コロナ禍で相談件数が激増 ・ アンケートにより法律の必要性可視化 ・ プロバイダ責任制限法の付帯決議	・ 法務省法制審議会（性犯罪部会）にてデジタル性暴力について提言をした ・ AV被害防止・救済法制定。被害救済では児童一人一人の責任が問われる
	可視化に繋がった	社会問題化	法整備に繋がった

利用者の変化

現在ばっぷすの削除請求事業で継続して依頼している
深刻なAV被害に遭われたピア（元/現相談者）Aさん。



「他の相談者さんのその後の話を聞きたい」にこたえるべく、カウンセリングなどを継続して実施。

性的画像記録をAVメーカーに人質に取られている間、ずっといつ再販されるかという恐怖がある。成人年齢の引き下げにより、同じ経験をする子たちが低年齢化する事への懸念。なんとかして食い止める方法はないものか

と語られた。2022年3月から、ピア（元/現相談者）と支援者「高校生AV出演被害防止を止めよう」キャンペーンを実施。国会議員で被害者の「声」が読み上げられ、場の空気が一転した。

その後の粘り強いロビー活動により、国会議員からのヒアリングなども行われ、AV被害防止・救済法の成立・施行に至った。

これまでの流れ①

2月10日 被害者の声をもとに、HRN・ばっぷすで作戦会議

2月14日 各会派に対しロビー活動、当事者参加で議員に陳情（陳情回数は40回以上）

①成人年齢引き下げ、②子ども家庭庁法案審議との相乗り、③7月参議院改選

3月11日 国会質問（未成年者取り消しとAV被害）

3月23日 院内集会「高校生AV出演被害防止を止めよう」の開催、メディア40名参加以降、連日国会質問で取り上げられた

3月31日 内閣府AV出演被害問題緊急対策パッケージ発信

4月 1日～終日ロビー活動

4月19日 衆議院本会議で岸田首相

「性的搾取は決して許してはならない」発言 政権与党が本腰で取り組む

これまでの流れ②

4月28日 与党骨子案提出

5月 2日 民間団体打ち合わせ→6団体要望書を送付

5月 9日 与野党協議・民間団体ヒアリング

「性行為の撮影を合法化する法案の懸念」「任意解除期間の1年は短い」などの意見が寄せられ、与野党は民間団体の要望を法文に反映させるべく連日努力が行われた

5月13日 与野党修正協議「AV出演被害防止・救済法案」民間団体の要望を法文にかなり反映、一方で大きな積み残し課題もある

5月16～20日 各政党法案審査

5月25日 衆議院 内閣委員会可決（全会一致）

5月27日 衆議院 本会議可決

6月14日 参議院内閣委員会 全会一致で可決

6月15日 参議院本会議 成立

6月23日 法施行

AV出演被害防止・救済法の全体像

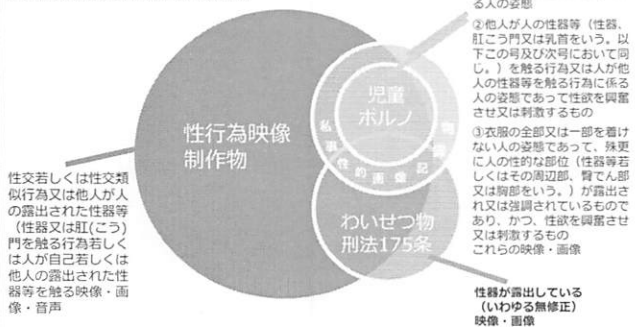
- 1～3条：目的・定義・基本原則
- 4～6条：出演契約・説明交付義務
- 7～9条：撮影（1カ月）・確認・公表（4か月）
- 10～12条：無効・取消・法廷義務違反解除
- 13条：任意解除（公表後1年、罰金2年）
- 14条：解除の効果（原状回復）
- 15条：差止請求権

- 16条：プロバイダ責任制限法
- 17～19条：相談体制整備支援啓発
- 20条：罰則（任意解除の妨げ：3年以下懲役300万罰金）
- 21条：罰則（虚偽の説明：6か月以下懲役100万罰金）
- 22条：罰則（法人の任意解除の妨げ：1億円罰金）



法文はこちら <https://up.gpps.jp/sojau.html>

性行為映像制作物と関係法令



本法の定義について

①対象とする行為

②対象とする媒体

③対象者

- ・ 性交
- ・ 性交類似行為
- ・ 自慰行為
- ・ 映像
- ・ 関連映像
- ・ 音声
- ・ 出演者の被害防止・救済
- ・ 制作公表者・制作公表従事者は

④特別の内容

その行う性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることを深く自覚して、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穏その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにしなければならない。

シェルターワールドカフェ



大会アピール

コロナ禍及び最近の物価高騰によって母子世帯の困窮が悪化しています。また、オンラインやデジタルツールを用いたDVや性暴力が深刻化し、被害女性や子どもたちがますます困難な状況に追いやられています。

私たちは、国・自治体・民間・市民みんなで力を合わせ、これ以上の被害を食い止めるための行動を全力で行わなければなりません。そのような中、女性支援法（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」）が成立し、2年後の施行が予定されています。また、DV法第5次改正が検討されるなど、世界基準から大きく遅れた日本の対策がようやく前進する希望も見えてきました。私たちは今こそジェンダー平等の視点に立って、女性に対する暴力対策を抜本的に改善するよう、国・自治体そして社会全体に対し、以下のことを強く求め、協働を呼びかけます。

1. DV 対策等

〈被害者支援〉

女性支援の根拠法とされてきた売春防止法に代わり制定された新法の施行に向けて、またDV防止法の改正、及び様々な支援のための規則等を含めたDV対策全般に関し、次のことを要望します。

- 包括的専門的な女性相談支援センターの設置を求めます。
- 女性や子どもの命を守る全国統一の支援基準を求めます。
- 被害当事者のニーズに即した支援ガイドラインの明確化を求めます。
- 配偶者やパートナーからではない、家族からの暴力を受けた大人（特に若年女性など）に対しても避難、自立などへの支援を求めます。
- 婚姻や同居関係にない交際相手からのDVについても支援を求めます。
- 児童虐待とDVに対し連携して対応できるような制度変更を求めます。
- 中・長期の回復支援、生活再建の支援の制度化を求めます。
- 家を出た後の住民基本台帳閲覧制限や、安全に社会保険の扶養からはずれること、離婚が成立していなくても児童扶養手当が受け取れるようにする等、被害者が加害者から逃れた後に安全な生活ができるような措置の強化を求めます。
- 民間団体を対等な支援機関と位置づけ、公的な支援センターは民間と協働してケース対応を行い、またその活動の財政支援を求めます。
- 専門支援員の人材育成と（官民を問わず）雇用の安定及び身分保障を求めます。

〈加害者対策〉

DV加害行為の処罰の導入を求めます。

保護命令の発令内容と対象の拡充（精神的DV、性的DV、経済的DVなど、同居していない交際相手に対する）を求めます。

緊急保護命令の導入を求めます。

〈別居・離婚後の子どもの安全について〉

いかなる別居・離婚においても、面会交流は、子どもの意思を尊重し、安全安心な環境など個別の事情をふまえて決められるべきであり、一律の義務化は許されません。

養育費の支払い義務化を求めます。また、面会交流を養育費の支払い条件としないことを求めます。

面会交流・共同養育あるいは親権の在り方の法制度をめぐる検討にあたっては、DVや虐待のあるケースを確実に把握し、DV・虐待被害が継続しないための対策を求めます。

2. 性暴力対策

- 性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。
- 性暴力、性虐待の実態に即した刑法改正がなされることを強く求め、特に不同意性交等を犯罪化することを求めます。
- 夫婦・交際相手などによる性暴力をはっきりと処罰すること、また許されないことであるという意識啓発活動の推進を求めます。
- 性暴力当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力被害者救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立、有償での専門スタッフの配置や全国一律の治療費等の公費負担基準の導入を求めます。

以上

令和四年法律第五十二号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次	第一章 総則（第一条—第六条）
	第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
	第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
	第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
	第五章 罰則（第二十三条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する

活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

- 第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の四」に、「・第三十条」を「一第三十一条」に改める。

第二条中「自立を支援することを含め、その適切な保護」を「保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）」に改める。

第二条の二第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、「の実施」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第二条の三第二項第三号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四条中「指導」を「援助」に改める。

第二章中第五条の次に次の三条を加える。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十条の見出しを「（接近禁止命令等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

第十条第二項中「前項本文に規定する」を「前項の」に、「同項第一号の規定による命令」を「同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）」に改め、「その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同項の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に、「の各号に掲げるいずれの行為も」を「に掲げる行為を」に改め、同項第四号中「かけ、」の下に「文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十

九年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。) の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。) を」を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第五号中「かけ、」の下に「通信文等を」を加え、「電子メールを送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同項第八号中「性的羞恥しゅう心」を「性的羞恥心」に改め、「又は」を削り、「その他の物を送付し」を「、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同項に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)

(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

第十条第三項中「第一項本文に規定する」を「第一項の」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、「ならないこと」の下に「及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないこと」を加え、同条第四項中「第一項本文に規定する」を「第一項の」に、「第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、「、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため」を削り、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

第十条の次に次の一条を加える。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

第十一条第一項中「前条第一項の規定による命令」を「接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。))」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、同項第二号中「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」を「身体に対する暴力等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

第十二条の見出しを「(接近禁止命令等の申立て等)」に改め、同条第一項中「第十条第一項」を「接近禁止命令及び第十条第二項」に改め、「(以下「保護命令」という。))」を削り、同項第一号中「身体に対する暴力又は生命等に対する脅

追」を「身体に対する暴力等」に改め、「状況」の下に「（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）」を加え、同項第二号中「配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力」を「前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等」に、「身体に重大な」を「心身に重大な」に改め、同項第三号中「による命令」の下に「（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）」を加え、「当該命令」を「当該三項命令」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第五号イからニまで」を「第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまで」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第四号まで」の下に「又は前項第一号及び第二号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

第十三条中「保護命令」を「接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）」に改める。

第十四条第二項中「ニまで」の下に「又は同条第二項第三号イからニまで」を加え、「相談し」を「相談し、」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、

氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十五条第四項中「二まで」の下に「又は同条第二項第三号イからニまで」を加える。

第十六条第四項及び第六項中「第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「同条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第十七条第一項中「第十条第一項第一号又は第二項」を「接近禁止命令又は第十条第二項」に、「同号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「後に」を「日以後に」に、「同条第一項第二号の規定による命令」を「退去等命令」に、「当該命令」を「当該退去等命令」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「当該命令」を「当該接近禁止命令」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

第十八条の見出しを「（退去等命令の再度の申立て）」に改め、同条第一項本文中「第十条第一項第二号の規定による命令」を「退去等命令」に、「命令の申立て」を「退去等命令の申立て」に、「同号の規定による命令」を「退去等命令」に、「効力が生ずる日から起算して二月を経過する日」を「期間」に、「限り、当該命令」を「限り、退去等命令」に改め、同項ただし書中「当該命令」を「当該退去等命令」に改め、同条第二項中「同条第一項各号列記以外の部分」を「同条第二項各号列記以外の部分」に改め、「次に掲げる」を削り、「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに」を「事項及び」に、「同項第五号中「前各号に掲げる事項」を「同項第三号中「事項に」に、「「第一号及び第二号に掲げる事項並びに」を「「事項及び」に、「」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」を「に」と、同条第三項中「事項に」に改め、「同項第一号及び第二号に掲げる」を削り、「」とする」を「に」とする」に改第二十條を次のように改める。

第二十條削除

第二十一條を次のように改める。

（民事訴訟法の準用）

第二十一條 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一條、第一編第七章、第一百三十三條の二第五項及び第六項、第一百三十三條の三第二項、第一百五十一條第三項、第一百六十條第二項、第一百八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二條第一項 本文	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類本文を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二條第一項 ただし書	前條の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三條	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び 第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

第二十八条の二中「これらの規定」の下に「（同条を除く。）」を加え、「「第二十八条の二に規定する関係にある相手」を「、「特定関係者」に改め、同条の表第二条の項を次のように改める。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第二十八条の二の表第六条第一項の項中「同条に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項の項中「第四項まで」の下に「、第十条の二」を、「第十一条第二項第二号」の下に「及び第三項第二号」を加え、「及び」を「並びに第二項第一号及び第二号並びに」に、「第二十八条の二に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同表第十条第一項の項中「第十条第一項」の下に「、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号」を加える。

第二十九条中「第四項まで」の下に「及び第十条の二」を加え、「次条」を「第三十一条」に、「一年」を「二年」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十条中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

二 第二十一条の改正規定民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第五条銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第六条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項イ中「第四項まで」の下に「又は第十条の二」を加え、同表の一七の項ホ中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律



不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の **1** 又は **2** によって、

性交等(※1)をした場合、不同意性交等罪 【5年以上の有期徒刑】

わいせつな行為をした場合、不同意わいせつ罪 【6月以上10年以下の懲役】
が成立(※2)

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行 又は 脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること

1 や **2** に当たらない場合でも…

3 相手が13歳未満の子どもである場合、又は、

相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合
にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …………… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …………… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、わいせつの目的で会うこと

【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → 20年
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → 15年
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → 12年

2 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月までに施行予定

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき

(※)・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置

・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された
性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

1 性的姿態等撮影罪 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせ、又は 相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）
（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

2 性的影像記録提供等罪

- ① **1** 又は **5** によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

3 性的影像記録保管罪

【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

4 性的姿態等影像送信罪

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- 不特定・多数の者に、**1** の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）

5 性的姿態等影像記録罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- **1** の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

第25回 全国シェルターシンポジウム2022 in 釧路 報告集

NPO 法人 全国女性シェルターネット
第25回 全国シェルターシンポジウム2022 in 釧路

2023年 8月20日発行



【後援】

内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、北海道、釧路市